

日向市人権教育・啓発推進方針 改定版

～人権のまちづくりを目指して～

2022（令和4）年 5 月

日 向 市

人権のまちづくりを目指して



21世紀は人権の世紀と言われていますが、今なお、世界各地で紛争が多発し、多くの人々の人権が侵害されています。

国内においては、2016（平成28）年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法といった被差別当事者の人権を守る各個別法が施行されています。しかしながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題は解決しておらず、多くの課題が残されています。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題も生じてきています。

本市では、2010（平成22）年に策定した「日向市人権教育・啓発推進方針」に基づき、学校・家庭・地域・職域など、あらゆる場における人権教育・啓発を通して、市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指した取組を、市民の皆さんとともに積極的に推進してきました。

また、2018（平成30）年に制定した「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、「年齢、障がい、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる多様性を受け入れた公平で平和な社会」の実現にも取り組んでいます。

このような中、2020（令和2）年度に実施した市民意識調査の結果やSDGsをはじめとした社会情勢の変化等を踏まえ、「日向市人権教育・啓発推進方針」の改定を行いました。

人権が尊重される社会を実現していくためには、暮らしの中に人権を尊重する考えを根付かせ、習慣として定着させる「人権文化」の構築が重要です。今後、市民の皆さまの一層のご理解、ご協力をお願いします。

結びに、改定に当たり、日向市人権教育・啓発推進市民懇話会委員の皆様方をはじめ、多くの方々から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

2022年5月

日向市長 十屋 幸平

日向市人権教育・啓発推進方針改定版

目 次

第1章 方針改定の背景	1
1 国際社会の動向	1
2 国内の動向	1
3 宮崎県の動向	3
4 本市の取組	3
第2章 これまでの取組状況と今後の課題	4
第3章 方針改定の目的～人権のまちづくりを目指して～	12
第4章 方針の性格	13
第5章 重要課題への対応	14
1 女性に関する人権問題	15
2 子どもに関する人権問題	17
3 高齢者に関する人権問題	19
4 障がい者に関する人権問題	21
5 同和問題	24
6 外国人に関する人権問題	26
7 HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題	27
8 性的少数者に関する人権問題	29
9 犯罪被害者等に関する人権問題	31
10 刑を終えて出所した人に関する人権問題	32
11 その他の人権問題	33
12 インターネットによる人権侵害の問題	33
第6章 人権教育・啓発の推進	35
I あらゆる場における人権教育・啓発の推進	36
1 学校・就学前教育施設における人権教育の推進	36
2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	37
3 企業における人権啓発の推進	39
II 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進	41
1 行政職員等	41
2 教職員・社会教育関係職員	41
3 医療関係者	41
4 福祉保健関係職員	42
5 消防関係職員	42
6 その他の人権擁護について関係の深い職業に従事する者	42
第7章 方針の推進	43
1 方針の見直し	43
2 推進体制の整備	43
用語の解説	44
参考資料	47
人権・同和問題に関するアンケート調査結果	70

第1章 方針改定の背景

1 国際社会の動向

20世紀における急速な科学技術の進歩は、人類社会に豊かさと快適さをもたらした反面、二度にわたる世界大戦は、かつてない規模で人々の生活を破壊し、多くの人命を奪うとともに、人類社会の未来に大きな脅威を与えることになりました。

この反省から、1948（昭和23）年12月10日の第3回国連総会において、「世界人権宣言*¹」が採択され、「人権の尊重が平和の基礎である」ことが表明されました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、国際人権規約をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）*²」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）*³」などの採択や、国際婦人年、国際障害者年などの取組として、具現化が進められてきました。

しかしながら、世界各地では依然として、人種、民族、宗教等の対立による地域紛争が多発し、人権が侵害される状況が続いています。このような中、1993（平成5）年にウィーンにおいて世界人権会議が開催され、翌、1994（平成6）年の第49回国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国において国内行動計画が策定されることになりました。

さらに、2004（平成16）年の第59回国連総会において、人権教育が全ての国で取り込まれるよう、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育世界プログラム」を2005（平成17）年から開始することが決議されました。

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発目標（SDGs*⁴）が掲げられました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、目標達成に向けた取組が進められています。

2 国内の動向

我が国では、1947（昭和22）年に全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法*⁵が施行され、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和40）年の「同和对策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。これを踏まえ、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」が公布・施行され、同和問題の解決に向けて様々な取組が実施されました。

その後、2002（平成14）年に法の期限切れを迎え特別対策は終了することになりましたが、1996（平成8）年に「地域改善対策協議会」から意見具申が出されており、特別対策期限後の同和問題の解決に向けた今後の一層の取組について基本的なあり方が示されています。

「人権教育のための国連10年」については、国連の決議を受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、人権教育・啓発のあり方や人権侵害の被害者救済のあり方などについて検討していた人権擁護推進審議会の答申に基づき、2000（平成12）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律^{*6}」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行されました。

この法律には、国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有すること及び、国は施策を総合的かつ計画的に推進するために基本的な計画を策定しなければならないことが規定されています。

これに基づき、国では2002（平成14）年3月に、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。

さらに、個別の人権問題についても、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律をはじめ、「障害者権利条約」の批准に向けた「障害者基本法」の改正や「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されたほか、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されるなど、新たな制度の整備が進んでいます。

また、SDGsに関しては、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2019（令和元）年12月20日閣議決定）においても、地方自治体はSDGsの理念に沿って地方創生に取り組むことが求められています。

2020（令和2）年には、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、保健・医療・福祉のみならず産業活動や教育分野、人権侵害など様々な分野に深刻な影響を与えており、感染症に対する新たなリスクへの対応が求められています。

さらに、高度情報化社会が進展する中で、情報格差やサイバー攻撃による個人情報漏えい、インターネット上での誹謗中傷や人権侵害など様々な課題も増加しています。情報通信技術の有効活用と併せ、安全で安心な情報化社会の実現に向けた取組が求められています。

また、海外貿易の活発化や外国人の増加などにより、地域社会における外国人との交流の機会も増加しているため、国際競争力を持った産業の育成や国際感覚を持った人材の育成、異なる文化を尊重する教育の推進などに取り組む必要があります。

3 宮崎県の動向

宮崎県においては、1999（平成11）年2月には人権尊重意識確立と人権文化^{*7}を構築するため、「人権教育のための国連10年」宮崎県行動計画が策定され、一人ひとりが有している人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、様々な施策が実施されました。

さらに、2005（平成17）年に「人権教育・啓発推進法」に基づき、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」が策定され、その後、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、2014（平成26）年に方針の改定が行われ、取組が進められています。

また、2021（令和3）年に「宮崎県犯罪被害者等支援条例」が制定され、2022（令和4）年3月には「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。

4 本市の取組

本市においては、2000（平成12）年3月に、「人権教育のための国連10年」日向市行動計画を策定し、その後、行動計画を継承した「日向市人権教育・啓発推進方針」を2010（平成22）年3月に策定しました。

この間、推進方針に沿って、学校・家庭・地域・職域などあらゆる場における人権教育・啓発を通して、市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指した取組を、市民の皆さんとともに積極的に推進してきました。

また、2018（平成30）年12月には、「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」を制定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、全ての人が幸せに暮らせる地域社会の実現を目指す取組を進めてきました。

さらに、2021（令和3）年2月に策定された「第2向日向市総合計画・後期基本計画」（2021～2024年度）においては、目指す姿を「年齢、障がい、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮できる多様性を受け入れた公正で平和な社会」とし、その実現に向けた施策の推進に努めてきました。

そのような中、2022（令和4）年3月には、本市においても、「日向市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

このように、人権教育や人権啓発に積極的に取り組む中で、一定の成果はあげてきたものの、部落差別をはじめとする様々な人権問題は解決されておらず、多くの課題が残されています。

また、目まぐるしい社会変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、全ての人が安心して暮らせる環境の整備が求められ、さらには、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進も重要となっています。

第2章 これまでの取組状況と今後の課題

(1) 人権教育・啓発の推進における取組状況

日向市人権教育・啓発推進方針（2010（平成22）年3月策定）

施策体系

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

- 1 学校における人権教育の推進
- 2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進
- 3 企業における人権啓発の推進

II 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

- 1 行政職員
- 2 教職員・社会教育関係職員
- 3 医療関係者
- 4 福祉保健関係職員
- 5 消防関係職員
- 6 その他の人権擁護について関係の深い職業に従事する者

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進 **学 校**

（学校教育課担当）

○日向市人権・同和教育研究大会

毎年、7月下旬～8月上旬に開催。
小・中学校の教職員が参加。
記念講演と分科会というプログラムで実施している。



○日向市いのち・愛・人権展

毎年、2月下旬に開催。
小・中学校から募集した人権に関する作品（作文・標語・図画ポスター）を展示している。



日向市人権・同和教育研究大会
参加者数推移

	人数
平成22年度	※口蹄疫のため開催中止
平成23年度	657
平成24年度	663
平成25年度	619
平成26年度	644
平成27年度	725
平成28年度	731
平成29年度	691
平成30年度	674
令和元年度	590
令和2年度	※コロナ禍のため開催中止
令和3年度	※コロナ禍のため開催中止
合計	5,994 人

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

学 校

(学校教育課担当)

○日向市社会同和教育集会所事業

解放子ども会

補充学習と解放学習、学習指導等支援教員会（毎週火曜日・木曜日）

保護者・指導者会（毎月1回）

解放文化祭（毎年12月）

○日向市学校人権・同和教育推進協議会事業

部落問題学習授業研究会

教職員 50人

学校における実践報告会

教職員 300人

社会科における授業実践報告会

教職員 50人

(地域コミュニティ課担当)

○人権の花運動（国の地域人権活動活性化事業）

花を育成する中で、命の大切さや人権尊重について学習を深める取組。

苗贈呈式と感謝状贈呈式で人権擁護委員による講話を行っている。

毎年小学校1校で実施



I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

家庭・地域社会

(地域コミュニティ課担当)

○日向市同和問題啓発推進協議会総会時の研修

毎年、5～6月に開催し、80人前後が参加。啓発協加盟団体を対象としているが、民間企業の参加が少なく、参加団体の固定化が見られる。

○日向市「同和」問題市民講演会

毎年、11～12月の平日昼間に中央公民館で開催。参加者数は流動的で、知名度の高い講師の場合に参加者が多くなる傾向がある。最近の参加者数は200～300人前後で推移。部落差別に関する講演が中心だが、その他のテーマについても取り扱っている。参加団体固定化が見られる。

令和元年度 市民講演会開催内容

演 題：「人権文化を考える
福を運んだ人形づかい」
講 師：徳島市芝原生活文化研究所

○人権について考える市民の集い

毎年、3月の平日夜間に中央公民館で開催。参加者数は流動的で、知名度の高い講師の場合に参加者が多くなる傾向がある。最近の参加者数は250～400人前後で推移。様々な人権課題をテーマに開催している。幅広い年代・職域の市民へ参加を広げることが課題。

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

家庭・地域社会

(地域コミュニティ課担当)

○夏休みふれあい映画祭(人権啓発映画の上映)

毎年、7~8月に児童・生徒を対象に実施。
例年400人前後の参加が見られる。



○人権週間街頭啓発等

毎年、12月の人権週間に法務局と人権擁護委員と連携し、市内大型商業施設でチラシ、グッズを配布。

市役所ホールでポスターおよび啓発資料展示している。

○出前講座

日向市人権・同和問題啓発推進協議会や社会教育自主講座、家庭教育学級、高齢者学級等で人権講座を実施しているが、開催数が伸び悩んでいる。

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

企業

(地域コミュニティ課担当)

○日向市人権・同和問題啓発推進協議会の活動

・啓発協への加入促進

2010(平成22)年度以前は、毎年5事業所程度の加入があったが、2020(平成22)年度以降は加入数が減少している。

・企業向けの研修

2010(平成22)年までは企業に特化した研修を実施していたが、最近では開催できていない。

○身元調査お断り運動

講演会や人権について考える市民の集いなどの各種研修会でステッカー貼付の呼びかけを行った。

各企業における社用車へのステッカー貼付の推進を行った。

○出前講座

日向市同和問題啓発推進協議会や社会教育自主講座で、企業や各団体での人権学習会開催を要請しているが、企業での開催数が減少している。

I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

企業

(地域コミュニティ課担当)

○えせ同和行為に対する啓発

研修会や企業訪問の際、対策マニュアルを活用し、えせ同和行為の現状、えせ同和行為への対応方法等の説明を行った。日向市人権・同和問題啓発推進協議会において、電話相談連絡先を周知している。

○日向市人権・同和問題啓発推進協議会幹事会の研修

幹事会で各研修会に参加した。

(生涯学習課担当)

○人権講座

毎年、10～11月に開催し、様々な団体が受講している。

人権講座参加者数推移 (単位:人)

	第1回	第2回	第3回	第4回	合計	
平成23年度	63	75	43	68	249	
平成24年度	89	89	112	112	402	
平成25年度	54	103	81	75	313	
平成26年度	115	64	77	70	326	
平成27年度	56	102	105	171	434	
平成28年度	89	71	70	53	283	
平成29年度	59	68	66	220	413	第4回は、市民講演会を兼ねて開催
平成30年度	29	60	69	59	217	
令和元年度	61	59	87	68	275	
令和2年度	0	0	0	0	0	コロナ禍のため開催中止
令和3年度	68	101	67	50	286	
合計					3,198	

日向市人権・同和問題啓発推進協議会 出前講座等参加者数推移(令和4年3月31日現在) 単位:人

	出前講座受講の機関・団体の内訳					出前講座受講の機関・団体数の合計	備考
	学校教育関係団体	社会教育関係団体	行政機関等	企業	その他		
平成22年度	70	250	605	68	0	993	・宮崎市人権・同和教育研究大会での講演(500人)
平成23年度	360	317	93	121	15	906	・西諸地区同和教育研究協議会での講演(150人) ・延岡地区同和教育研究協議会での講演(230人) ・国東市での講演(50人)
平成24年度	476	234	1,337	167	0	2,214	・全九州研究集会での講演(800人) ・富島高等学校での講演(450人)
平成25年度	25	232	868	90	50	1,265	・人権について考える県民の集いでの講演(400人)
平成26年度	28	168	118	21	50	385	
平成27年度	162	86	212	53	30	543	・市の臨時職員研修(120人)
平成28年度	13	59	264	6	0	342	
平成29年度	66	54	63	3	0	186	
平成30年度	275	95	129	76	30	605	・LGBT庁外研修(370人)
令和元年度	40	62	66	3	0	171	
令和2年度	0	158	0	0	0	158	・地区民事協定例会で開催(134人)
令和3年度	550	5	15	0	0	570	・富島高等学校でのLGBT講演会(550人)
合計	2,065	1,720	3,770	608	175	8,338	

(2) 人権教育・啓発の推進における取組状況から見えてくる課題

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進において、「行政職員、教職員・社会教育関係職員、消防関係職員」に関しては、この間、職員研修、人権・同和教育研究大会等の各種研修会への参加により、教育・啓発が概ね推進されてきています。

一方、「企業、その他」については、日向市・人権同和問題啓発推進協議会が実施する講演会等への参加が減少し、出前講座の開催数も伸び悩んでいます。

今後は、人権教育・啓発に関する研修実施状況等の把握を行い、事業所やそこで働く人々の人権意識を高めることの重要性も含めて講演会等の周知を図るとともに、少人数での出前講座の推奨等、啓発の機会を増やしていく必要があります。

(3) 市民アンケート調査の概要

ア 調査目的

人権・同和問題に対するこれまでの市の取組と今後の方針について検討するために実施するもの。前回調査(2015(平成27)年10月)から5年が経過することから、社会情勢の変化に伴う市民意識の変化を把握し、その調査結果を、今後の市民に対する人権・同和行政の推進、啓発に反映させる。

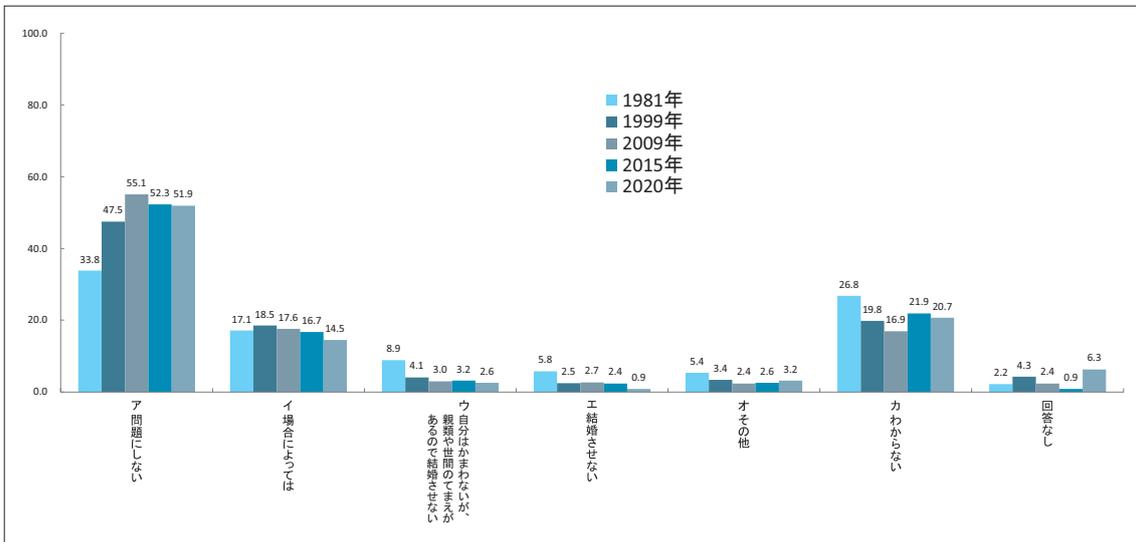
イ 調査期間 2020(令和2)年11月14日から12月4日

ウ 対象者及び数 20歳以上の市内有権者3,000人(前回2,000人)

エ 有効標本数/到達標本数 782人/2,976人(前回744人/1,982人)

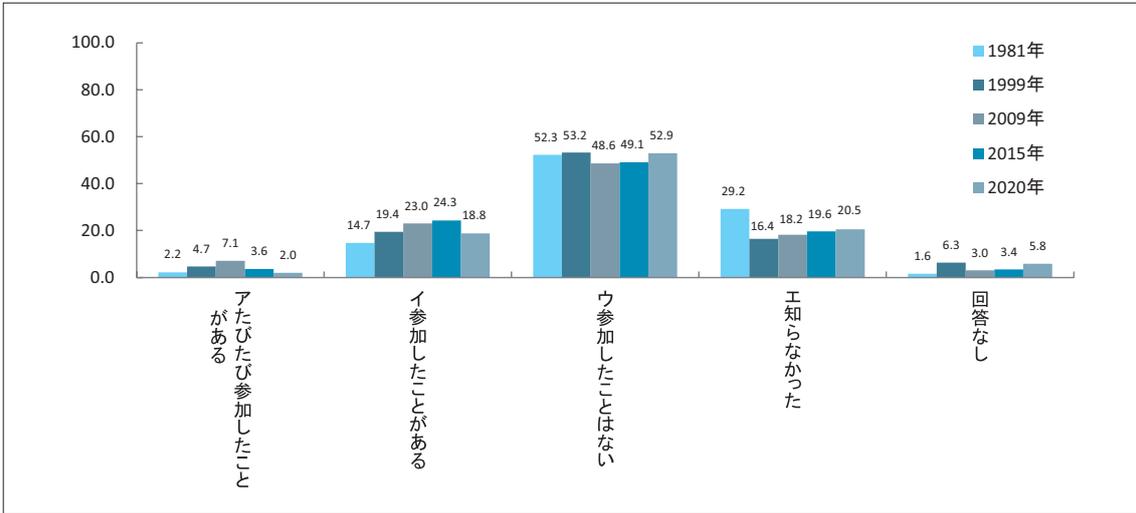
オ 回収率 26.1% 782/3,000(前回37.2% 744/2,000)

《質問》 かりにあなたのお子さんが結婚するとき、相手が同和地区出身であるかどうかを問題にしますか。



「かりにあなたのお子さんが結婚するとき、相手が同和地区出身であるかどうかを問題にしますか」という質問に対し、「問題にしない」と回答した人の割合は51.9%にとどまっています。1981年の33.8%から徐々に改善されてきましたが、2009年の55.1%をピークに、2015年、2020年の調査では低下してきており、自分の結婚と同様、子どもの結婚に際しても、「問題にしない」と明確に回答した人の割合は5割程度で推移しています。

《質問》日向市では、日向市人権・同和教育研究大会をはじめ、同和問題市民講演会や人権について考える市民の集い、人権講座などを開催しています。あなたは、これらの同和問題や、女性、子ども、障がい者、在日外国人など様々な人権問題についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。



市が実施する人権・同和问题研修について、「参加したことはない」と「知らない」を合わせると73.4%になります。この結果から、講演会に参加したことがない方々の参加を促すような開催方法・周知方法の検討や、企業・地域等に対して行政から積極的に働きかけて研修を実施するなど、幅広い年代や職域の方に対する啓発が必要です。また、コロナ禍においては、オンライン開催や少人数開催の推奨といった工夫も求められます。

《質問》あなたは、各学校での人権・同和教育についてどう考えますか。

	おこなうべきだ	ある程度必要である	する必要はない	わからない
1981年	18.9	28.2	13.9	26.4
1999年	26.6	43.7	8.1	17.6
2009年	30.1	40.5	6.4	15.5
2015年	28.4	39.7	7.9	3.8
2020年	32.0	41.4	5.0	5.9

「おこなうべきだ」32.0%と「ある程度必要である」41.4%を合わせると73.4%となっています。一方、「する必要はない」という割合は5.0%となっており、低下してきています。この結果からも、人権・同和教育が重要だと考えている人の割合が高いということが言えます。

(4) 市民アンケート調査結果から見える課題

《市民の人権意識の向上が十分に図られていないことに対する「考えられる要因」》

- ・正しい知識を学習する機会が不足し、人権感覚のアップデートができていない。
- ・学習機会に参加した場合でも、参加者の無関心・無理解などにより、人権意識の向上につながっていない。
- ・学習機会があった場合でも、講演内容や実施方法が効果的でなかったことにより、人権意識の向上につながっていない。
- ・インターネット等での差別表現による影響で、誤った認識を持ってしまっている。

《人権講演会等に関し、「参加したことがない」、「知らなかった」という市民の割合が高いことに対する「考えられる要因」》

- ・情報が届いていない＝情報発信不足、情報発信方法の工夫が不十分
- ・情報は届いているが、人権問題に無関心であるため参加行動につながらない。
- ・人権問題への関心がない訳ではないが、情報提供方法や講演内容に魅力を感じず、「参加したい」と思うまでに至らない。
- ・開催時期や会場等の固定化により、「参加したい」と思っても参加できない状況に置かれている人がいる。

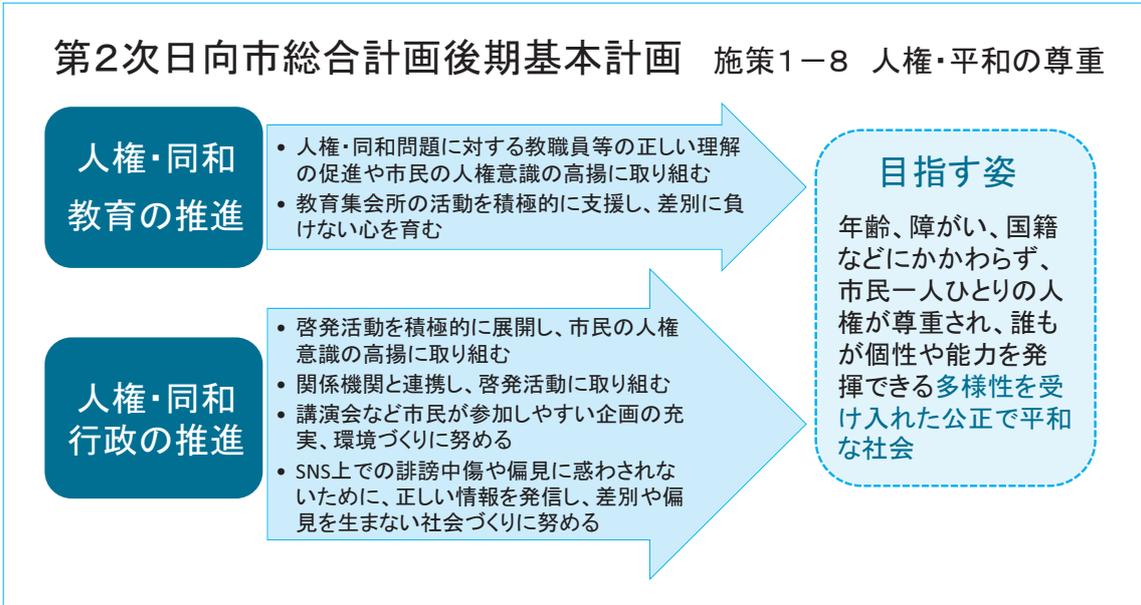
第3章 方針改定の目的 ～人権のまちづくりを目指して～

本市では、2010（平成22）年3月に策定した「日向市人権教育・啓発推進方針」に基づき、暮らしの中に人権を尊重する考えを根付かせること、社会の隅々まで習慣として定着させること、すなわち「人権文化」を構築していくことを目指し、あらゆる差別の撤廃に向けて取り組んできました。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認等を起因とする人権問題が発生しています。さらに、新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じてきています。

こうした課題を踏まえ、様々な人権問題を解決していくためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や企業・地域団体等の活動展開などが必要です。

これらを総合的かつ効果的に推進するために、12の重要課題について分析・検証を行い、施策の方向性を定め、第2向日向市総合計画・後期基本計画に掲げる多様性を受け入れた公正で平和な社会を目指すため、改定を行うものです。



第4章 方針の性格

- 1 本方針は、「人権教育・啓発推進法」及びこれに基づく国・県の計画を踏まえるとともに、本市議会の「人権尊重都市宣言に関する決議」の趣旨を尊重したものであり、本市が今後取り組むべき人権教育・啓発について、基本方針を明らかにし、具体的な施策の方向性を示すものです。
- 2 本方針は、これまでの「日向市人権教育・啓発推進方針」を継承するとともに、「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、市政の推進に当たっては、全ての部局が連携しながら、全庁的に取組を進めます。
- 3 本方針は、関係機関をはじめ、企業、各種団体等においても、この方針を踏まえた自主的な人権教育・啓発の取組が展開されるよう期待するものであり、その取組の支援を図るものです。
- 4 本方針は、「第2向日向市総合計画・後期基本計画」に掲げる「多様性を受け入れる社会」を目指すものです。
- 5 「第2向日向市総合計画・後期基本計画」では、施策ごとにSDGsの目標を掲げています。

本方針においても次の目標を掲げ、SDGs達成に寄与する取組を進めます。



第5章 重要課題への対応

【課題】

【施策の方向性】

重要課題への対応

女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・多様性の尊重と国際理解 ・働く場における女性参画推進と就業環境の整備 ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・相談支援体制の充実
子 ども	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・児童虐待への対応の充実 ・いじめ、不登校への対応の充実 ・相談支援体制の充実
高 齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・生活・社会環境づくりの推進 ・社会参加の促進 ・高齢者の権利擁護の推進 ・相談支援体制の充実
障 が い 者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・権利擁護の推進 ・地域生活の支援 ・社会参加の促進 ・社会のユニバーサルデザイン化の推進 ・相談支援体制の充実
同 和 問 題	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・就労・住居、教育の充実等の推進 ・相談支援体制の充実 ・公正な採用選考 ・身元調査お断り運動の推進
外 国 人	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・国際交流の推進 ・外国人が安心して暮らせる環境の整備
HIV感染症・ ハンセン病・ 新型コロナウイルス感染症等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・社会参加支援の推進
性 的 少 数 者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・支援制度の充実 ・相談支援体制の充実
犯 罪 被 害 者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・相談支援体制の充実
刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進
その他の人権問題	<p>(その他の人権問題に掲げるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮当局によって拉致された被害者 ・アイヌの人々 ・難病患者 ・自殺者の問題 ・冤罪の問題 ・様々なハラスメントの問題 ・災害等に起因する人権問題 ・生活困窮者やホームレスとなった人等の人権 ・その他
インターネットによる人権侵害 (全ての重要課題に共通する問題)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発活動の推進 ・相談・被害防止体制

1 女性に関する人権問題

(1) 現状と課題

我が国においては、1985（昭和60）年に女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を締結して以降、積極的に男女共同参画を促進するための体制が整えられてきました。また、1999（平成11）年に制定された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画社会*⁸の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられました。

さらに、2015（平成27）年に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsにおいては、「ジェンダー*⁹平等を実現しよう」が目標5に位置付けられるとともに、全ての目標に「ジェンダー主流化」を行うことが基本原則として明記されるなど、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現することは、世界的に重要な目標となっています。

そのような中、人口減少社会を迎えても、まちの活力を失うことなく、笑顔で暮らせる元気なまちを目指すうえで、誰もが人権を尊重され、また、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、早急に対応すべき課題です。

国においては、2015（平成27）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、あらゆる分野における女性の参画拡大が国の政策として明示され、全国的にも様々な分野において女性の参画拡大の機運が高まっています。

一方、コロナ禍の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、全国的に配偶者等からのドメスティック・バイオレンス*¹⁰(DV)の相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。

本市では、2021（令和3）年2月に策定した第2次日向市総合計画・後期基本計画において、「若者と女性に選ばれるまち“日向”」を重点戦略に掲げるとともに、同年4月に、総合政策課内に男女共同参画推進室を設置し、男女共同参画や女性の活躍を推進するための体制を強化しました。

また、2022（令和4）年3月には「第6次日向市男女共同参画プラン」を策定し「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指した取組を進めていくこととしています。そのような中、市民意識調査では、固定的性別役割分担意識*¹¹に対して反対の意見を持つ人が全体の約6割を占め、前回調査と比較しても増加している一方、社会の様々な分野における男女平等感では、多くの分野において「男性が優遇されている」と答えた人が「平等である」と答えた人を上回るなど、不平等感を感じている人が多いという現実があります。

一人ひとりが大切にされるまちをつくるためには、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、社会において男女が置かれた状況の違いや根深い偏見を取り除くため、男女間の格差是正や意識改革を図る必要があります。

また、仕事の場における男女平等感においても男性優遇の傾向が伺われ、就労環境

の整備が遅れているという現状があります。事業者アンケートにおける女性活躍推進の状況から、出産や育児等の負担が女性に偏っている状況も明らかになっています。

男女平等を推進する学習や教育を充実し、男女共同参画の理念の浸透を図るとともに、今後、より一層積極的な施策の推進が求められています。

(2) 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

「男女の人権の尊重」の視点を加えた人権教育に取り組み、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念について理解を深めます。

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った考え方が多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、それらを見直すため、子どもからのジェンダー平等を推進する学習や性別にとらわれないキャリア形成^{*12}等について浸透を図ります。

DVは人権侵害であり、個人の問題ではなく、社会構造的な問題であるという認識が必要であることから、暴力防止に向けた人権尊重に基づく学習機会を提供するとともに、暴力防止のための予防教育に努めます。

セクシュアル・ハラスメント^{*13}やマタニティ・ハラスメント^{*14}等、性に起因するハラスメント及び性犯罪の防止に向けた効果的な啓発活動を推進します。

②多様性の尊重と国際理解

人権を尊重し、男女共同参画社会を実現するために男女が互いの身体的性差を理解しあうとともに、全ての人の属性であるSOGI^{*15}を踏まえた配慮を行うなど、性の多様性を認め合い、個性を尊重しあうための啓発、支援を行います。

③働く場における女性参画推進と就業環境の整備

「仕事と生活の調和」を実現するための職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランス^{*16}に取り組む企業や女性の起業を支援するとともに男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

④政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性の参画が少ない分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

⑤相談支援体制の充実

女性に対する暴力や就労の場における性差別等、女性に関する様々な人権問題の解決を支援するため、「さんびあ相談室」や市の各種相談窓口において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行なうとともに、関係機関等と連携・協力を図りな

がら、被害者の保護、安全確保に努めます。また、相談を受ける職員の人権意識の向上に取り組みます。

2 子どもに関する人権問題

(1) 現状と課題

我が国においては、日本国憲法の下、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。1989（平成元）年の国連総会において「子どもの権利条約」が採択されたのを受けて、1994（平成6）年にこれを批准しました。

また、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」、2021（令和3）年には「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定されるなど、個別立法による対応も進められてきました。

しかし、近年、少子高齢化が進行するとともに、核家族化や就労の多様化、地域のつながりの希薄化などにともない、子どもの虐待、貧困の問題が深刻化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。その他にも、いじめ、不登校、ひきこもり、インターネットの匿名性を悪用した誹謗中傷やSNS^{*17}上でのトラブル、自画撮り被害など、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題も生じています。

そのような中、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」、2014（平成26）年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国・県においては、幼児教育・保育の無償化、給付型奨学金や高等教育の就学支援制度の創設など、幅広い分野で総合的な対策が進められてきました。

本市においては、幼児期における子どもたちの健やかな成長のために必要な支援をはじめ、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うために、2020（令和2）年3月に「第2期日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって影響を受けたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることなく、全ての子どもたちがのびのびと生きていくことができる権利と機会を地域で保障できるまちづくりを目指して、「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」を2020（令和2）年3月に策定しました。「学福連携・市民協働による子ども応援」「子どもの成長段階に応じた切れ目のないサポート」「各家庭のニーズをふまえた総合的な生活支援」「支援を届けるネットワークの拡充」の4つの基本施策に沿って取組を進めています。

また、近年、児童虐待やヤングケアラー^{*18}の問題は、大きな社会問題となっていますが、子どもの養育に対する保護者の不安や困り事に対して、早期に寄り添い、具体的な支援を講じるなど児童虐待の対策に取り組んだ結果、2014（平成26）年以降は、本市での児童虐待件数は減少しています。

また、本市では、「要保護児童対策地域協議会実務者会議」を中学校区の6校区で開催し、地域に根ざした支援や援助を行うとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、「要保護児童対策地域協議会」の周知を図るため、民生委員・児童委員協議会で研修会を行っています。

子どもの権利を守るためには、大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。今後、家庭、地域、学校、事業所等において、子どもたちの発達段階に応じた、人権尊重の心を育てる人権教育に取り組むとともに、それに携わる大人の人権意識の向上のための人権教育・啓発を進めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

子どもが個人として尊重されるような社会の実現を目指し、市民には「日向市人権・同和教育研究大会」や人権講座等を通じて、「子どもの権利条約」等、子どもの人権についての意識向上に向けた積極的な普及・啓発活動を行います。また、児童生徒には授業を通して、子どもたちと直接関わる教職員等に対しては、研修会等を開催し、人権に対する意識の醸成・高揚を図ります。併せて、障がい児がノーマライゼーション^{*19}の理念に基づき、主体的に生活ができるよう権利擁護を推進します。

②児童虐待への対応の充実

子育て支援センターやつどいの広場等の利用を促進するとともに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子育ての不安感等を緩和するとともに、子育て期の保護者の孤立化の予防を図ります。

また、「要保護児童対策地域協議会」の関係機関等との連携を強化し、児童虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。

③いじめ、不登校への対応の充実

スクールカウンセラー^{*20}、スクールソーシャルワーカー^{*21}を配置し、児童・生徒の悩み相談や不登校傾向の児童・生徒のカウンセリング等の充実を図ります。

④相談支援体制の充実

子どもが抱える悩みに各分野の専門的な立場からの支援が可能となるようネットワークによる相談・支援体制の充実を図ります。

また、虐待など被害を受けた子どもやヤングケアラーに対する相談・支援体制の強化を図ります。

子育てに関する様々な問題や悩みについて気軽に相談ができる子育てアドバイ

ザー制度の周知を図ります。

3 高齢者に関する人権問題

(1) 現状と課題

我が国は「超高齢社会」「人口減少社会」という2つの大きな問題に直面しており、本市においても、2021（令和3）年4月1日現在で、65歳以上の人が19,515人、高齢化率32.4%となっています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などにより、何らかの支援が必要な高齢者も増加し、介護人材不足も一層深刻化することが見込まれることから、行政や医療・介護サービス事業所はもとより、元気な高齢者が地域活動の一翼を担い、自治会（区）、NPO*²²、企業等と連携を図りながら、地域全体で支援が必要な高齢者を支えていく体制づくりが必要不可欠となっています。

また、高齢者人口の増加や家族形態の変化により、高齢者のみの世帯が増加しており、地域社会からの孤立や、介護トラブルなどの問題が起きています。特に、高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。

高齢者に対する虐待が深刻な社会問題となってきたことから、虐待防止と高齢者を介護する家族の負担軽減を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2006（平成18）年4月に施行されました。

本市では、2021（令和3）年に「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、基本目標の一つに「いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまち」を掲げ、高齢者の権利擁護や認知症施策の推進等の取組を進めています。

本市が2020（令和2）年1月に実施した「介護支援専門員アンケート調査」では、「これまで、高齢者虐待が疑われるような事例を経験したことがあるか」という質問に対し、「自分が経験したことがある」63.4%、「ほかの人から聞いたことがある」24.4%、「自分が経験したり、聞いたりしたことはない」12.2%となっています。

本市では、地域包括支援センター*²³等とケース会議を開催して情報共有を行うなど、連携を図りながら、高齢者の権利擁護や虐待に関する対応方針を決定していますが、今後、高齢者虐待の防止と対応に向けた取組や、高齢者の「生命」や「財産」をはじめとした様々な権利を保護し尊厳を保持するための、成年後見制度の活用等の取組が重要となります。

また、認知症高齢者をはじめ高齢者が狙われやすい「悪徳商法」や「特殊詐欺」等の消費生活上の被害も大きな社会問題となっており、家族や地域の見守りを含めた高齢者の権利擁護の取組を進めるとともに、認知症に関する理解促進のための啓発を行っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自らの意思に基づき尊厳をもって暮らせる社会の実現を目指し、人権問題講演会や地域での人権出前講座の開催により人権意識の高揚に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進します。

②生活・社会環境づくりの推進

高齢者が一人暮らしでも住み慣れた地域で生活ができるように、見守り支援や配食サービスなど、地域や生活状況に応じた様々な高齢者福祉サービスを受けることにより、健康で、安全・安心に自立した生活が送れるよう支援します。

また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、セルフケアや地域住民が共に支え合う地域づくりを目指し、地域における課題や資源の把握、高齢者等が自ら支援の担い手になるような取組など、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、ネットワークの構築等を推進します。

③社会参加の促進

高齢者が、生涯現役として役割や生きがいを持ち地域の支え手となっていただくために、シルバー人材センターや高齢者クラブなどの活躍の場を充実させるとともに、積極的に広報啓発を行います。

また、各種教養講座・教室や趣味講座、公民館などで実施する文化芸術活動、体操教室やスポーツ大会などの開催を促進し、高齢者の学習の機会（高齢者学級など）や交流の場の充実を図ります。

併せて、高齢者が気軽に通いの場に参加できるように、介護予防を目的とした住民主体の通いの場の充実に取り組むとともに、通いの場を住民主体で継続的に実施するための中核となる生活支援サポーターの養成を推進します。

④高齢者の権利擁護の推進

高齢者虐待を防止していくために、相談窓口の周知や早期発見、早期解決に向けた体制整備の充実を図るとともに、地域における最も身近な高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや関係機関との連携強化などに取り組んでいきます。

また、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まると見込まれており、判断能力が十分でない人が福祉サービスを適切に利

用し、地域において自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

さらに、認知症でも不自由や不便を感じる事が少ない生活空間や環境である認知症バリアフリー*24を目指し、地域での見守り体制の充実や、認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みの構築に努めます。

⑤相談支援体制の充実

高齢者虐待を防止していくために、相談窓口の周知や早期発見、早期解決に向けた体制整備の充実と関係機関の連携強化などに取り組んでいきます。

また、高齢者の人権問題の解決を図るため、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、高齢者の利用しやすい相談支援体制の充実に努めます。

4 障がい者に関する人権問題

(1) 現状と課題

国連において、2006（平成18）年に「障害者の権利に関する条約」が採択されました。この条約では、障がい者固有の尊厳、個人の自律及び個人の自立の尊重等の一般原則を保障するために、様々な政策分野で「障害を理由とする差別の禁止」と「合理的配慮」を求めています。

国においては、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」の批准に当たり、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者基本法の一部を改正する法律」を2011（平成23）年に制定しました。

また、2016（平成28）年には、「障害者差別解消法」が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮など障がいのある人の人権を守るための取組が推進されることになりました。

本市の2021（令和3）年4月1日現在の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳 3,322人、療育手帳 627人、精神障害者保健福祉手帳 631人で、合計 4,580人となっており、5年前よりも44人減少しています。身体障害者手帳の障害種別所持者は、肢体不自由 1,532人（全体の46%）、内部障害 1,316人（全体の40%）、聴覚・平衡機能障害 255人（全体の8%）、視覚障害 181人（全体の5%）、音声言語障害 38人（全体の1%）となっています。

本市においては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、2016（平成28）年に県内初となる「日向市手話言語条例」を制定し、手話の理解促進、普及に努めています。

また、障害者基本法に基づき市の障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的計画として、2018（平成30）年に「第4次日向市障がい者プラン」を策定しました。2021（令和3）年には、本市における障がい者（児）に必要なサービスを計画的に提

供することを目的とした「第6期日向市障がい福祉計画」を策定しています。

2018（平成30）年に策定した「第3次日向市地域福祉計画」の施策目標である「生活しやすい快適な環境を整えよう」に沿った2020（令和2）年度の取組において、新型コロナウイルス感染症対策により、市内の各公園における「洋式トイレの設置」は98.3%となり、2019（令和元）年度の47.6%と比較し、大幅に上昇しました。また、「情報のバリアフリー」においては、広報「ひゅうが」とひゅうが市議会だより「陽だまり」について、障がいがある人が希望する媒体で提供しています。

障がい者を取巻く社会環境としては、障がいの発生原因や症状への理解不足からくる偏見や差別意識、物理的・制度的なバリアフリーの未整備などによって、障がい者が不利益を被ったり、各種行事への参加が消極的になったりすることがあり、障がい者の自立や社会参加を妨げる要因となっています。

また、精神障がいに対する偏見や差別は、憶測や理解不足に基づくものであり、当事者が就労や居住などの面で不利益を被るなど、地域生活の様々な面で困難を強いられている現状があります。

これまでも、本市では、職業安定所が主催する「就労会議」に出席し、関係機関と障がい者の就労支援について協議を行ってきました。また、「日向市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っています。今後、障がいのある人が、生きがいを持って、自立した生活を送るために、就労に向けた支援や労働環境、賃金水準の向上に向けた取組や、障がいのある人の雇用促進のため、求人状況や職場定着支援の状況を取り組む必要があります。

今後、障がいのある人の社会参加の権利が保障されるよう、障がいのある人の人権に関する教育や合理的配慮の啓発を推進するとともに、障がいや特性をお互いに理解し合い、それぞれの地域で社会的な孤立や排除をなくし、だれもが安心して生活できる地域共生社会の実現が求められています。

（2） 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

障がいのある人となない人が、お互いの個性を尊重しあい、思いやりの心を大切に作る人間関係を育ていけるよう努力し、「真にバリアのない社会」を構築し、「心のバリアフリー化」を図ります。

また、「障害者差別解消法」の周知を図り、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを目指すとともに、講演会や研修会等、あらゆる機会での啓発に努めます。

「手話の理解促進・普及の推進」、「手話を使用しやすい環境」の構築により、ろう者が安心して意思の疎通を図ることができ、全ての市民が共に生きる地域社会の実現を目指します。

②権利擁護の推進

障がいのある人への虐待について、市民や事業者などに対する啓発や研修会を開催し、虐待の予防に努めるとともに、虐待の早期発見、早期是正に努めます。

また、成年後見制度について、広域での取組を検討し、障がいのある人への利用促進に努めます。

③地域生活の支援

障がいのある人が、自立した生活を安心して地域で送れるように、適切な障がい福祉サービスの充実を図ります。

また、障がいのある人が、高齢になっても必要なサービスを受けられるように、障がい者相談支援事業者や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、切れ目のない支援に努めます。

④社会参加の促進

移動手段の確保やバリアフリー化の推進など障がいのある人が、社会参加できる環境づくりに取り組みます。

また、障がいのある人が、個々の能力をより良く発揮できる就労の場を確保し、関係機関と連携しながら就労の促進に努めるとともに、自立した生活を送れるよう労働環境や賃金水準の向上に努めます。

⑤社会のユニバーサルデザイン化の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化や人々の様々な特性や違いを超えて、はじめから全ての人が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインしていこうとする「ユニバーサルデザイン*25」の考え方の普及を促進します。

⑥相談支援体制の充実

障がい者のための福祉相談の周知充実に努めるほか、障がい者の人権問題の解決を図るため、人権相談において、相談者に対する助言や情報提供等を行うなど、障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

また、日向・東臼杵圏域で設置している「基幹相談支援センター」を核として、事業者間の連携強化を図り、障がいのある人へ相談支援体制の充実に取り組みます。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本の歴史の中で政治的、社会的に形作られた我が国固有の人権問題です。同和地区出身という理由で職業選択や結婚の自由等、憲法で保障されている基本的人権が侵害される重大な問題です。

1965（昭和40）年の同和対策審議会答申では「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と基本認識が示されました。この答申を受けて制定された同和対策事業特別措置法やその後制定された法律に基づき関係諸施策が積極的に推進されました。

その後、2002（平成14）年3月末に同和対策事業に係る国の特別対策事業が終了しましたが、依然として差別に起因する教育や就労、結婚等の様々な問題が残っています。国の特別対策が終了するに当たり、地域改善対策協議会の意見具申が出されていますが、その中で一般対策移行後は従来にも増して基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据えながら、主体的に取り組んでいくことが求められています。

本市においても同和問題を重要課題と位置づけ、1977（昭和52）年に同和対策主幹を配置、翌年には同和対策室（現在の人権・同和行政推進室）を設置し、同和対策事業特別措置法に基づき、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業振興の安定、教育文化の向上、啓発事業等の各種施策を積極的に推進してきました。

その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備などにおいては一定の改善、向上がなされてきましたが、差別意識の解消については、いまだ十分とは言えない状況であり、現在でも結婚や落書等における差別事象が見られます。また、同和問題を口実にして企業などに不当な利益や義務のないことを求める、えせ同和行為の撲滅も課題としてあります。

2016（平成28）年には、現在もなお部落差別が社会に存在していることや、情報化の進展により部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、国や自治体の責務等を規定した「部落差別解消推進法」が施行されました。

本市においても、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、全ての人が幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す条例が必要であると判断し、2018（平成30）年12月に「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例*²⁶」を制定し、条例に沿った啓発事業を進めることとしました。

本市は、1981（昭和56）年以降、人権・同和問題に関する市民アンケート調査を行っています。同和問題に対する市民の理解は深まっていますが、2020（令和2）年調査でも、同和地区に対する誤った偏見は、いまだに解消されていないのが実情です。例えば、結婚に対する態度では自分の子どもの結婚相手が同和地区出身であるかどうかを「問題にしない」と回答した人の割合は51.9%にとどまっています。1981（昭和

56) 年の3.8%から徐々に改善されてきましたが、2009（平成21）年の55.1%をピークに、2015（平成27）年、2020（令和2）年の調査では低下してきており、自分の結婚と同様、子どもの結婚に際しても、「問題にしない」と明確に回答した人の割合は5割程度で推移しています。

また、残念ながら本市でも差別事象が発生しており、このようなことから同和問題の解決は、依然として本市の重要な課題といわざるを得ません。

同和問題の解決に当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、人権教育及び啓発を再構築していくことが重要です。

（2）施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、内容や手法を工夫するとともに、1983（昭和58）年から官民一体となって啓発事業に取り組む日向市人権・同和問題啓発推進協議会及び関係機関等と連携し、差別意識の解消に向けた教育、啓発活動を推進します。近年、感染症防止の観点から対面式研修の実施が難しい場合もあるため、オンラインを活用した講演会や研修を行う等、状況に応じた開催方法の工夫に努めます。

②就労・住居、教育の充実等の推進

同和問題が今日の現代社会においても、いまだに重大な社会問題として残っているのは、同和地区出身者に就職の機会均等と教育を受ける権利が完全に保障されてこなかったことに大きな理由があります。

これまでも、就労・住居の安定、教育の充実等について取り組んできましたが、同和問題に対する無関心や偏見・差別意識の現存により、なかなか解決に結びつかない厳しい現状があり、引き続き教育集会所事業を推進するとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら改善に努めます。

③相談支援体制の充実

行政や学校等関係機関が連携し、「えせ同和行為^{*27}」を含めて、同和問題に関する相談支援体制の充実を図るとともに、「えせ同和行為」に関する啓発・排除に努めます。

④公正な採用選考

就労に関する差別をなくすために、公共職業安定所等の関係機関と連携し、雇用主に対して、人権に配慮し応募者の適性や能力によって、採否を決める公正な採用選考が行われるよう啓発活動を推進します。

⑤身元調査お断り運動の推進

差別につながる身元調査をなくしていくために、「身元調査お断り運動」ステッカーの貼付推進に積極的に取り組みます。

また、住民票の写しや戸籍謄本などが不正に取得されることを防止し、個人情報保護のため2013（平成25）年度に開始された本人通知制度について、適正な運用を図ります。

6 外国人に関する人権問題

（1）現状と課題

我が国では、在住外国人の急激な増加に伴い、言語、習慣、文化等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しており、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別やアパート等住居に係る差別的取扱い等の問題が生じています。

これらの偏見や差別意識は、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられますが、いまだ十分なものとは言い難い状況にあります。

また、2016（平成28）年6月には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を目指し、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。近年、特定の国籍、民族の外国人を排斥する趣旨の言動が深刻な問題となっており、こうした行為は差別意識を生じさせることにつながりかねないもので、一層の相互理解の機会や教育・啓発が重要です。

近年の急速なグローバル化の進展は、あらゆる分野で地域社会に大きな影響を与え、国際社会の構成員として地域社会が果たす役割は益々重要になっています。

本市の在住外国人は、平成29（2017）年の258人から、令和2（2020）年には406人と急激に増加しています。今後は、社会や経済のグローバル化に伴う外国人の増加に加え、少子高齢化等の要因による労働力不足の影響を受け、外国人労働者の数も一層増加するものと予想されます。グローバル化の進展や在住外国人の増加に伴い、国際社会の一員として国際的な視野を育み、多文化共生による相互理解を深めることが求められています。

本市では、市民の国際感覚の醸成や異文化への理解を深めるために、友好都市である「中国・い坊市」との交流や国際交流員による交流事業、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたホストタウン事業に取り組んでいます。

しかしながら、言語や文化・習慣の違いにより、医療・福祉、防災、教育等様々な分野で問題を抱えたり、日本人との意思疎通が十分にできず、情報が伝わらなかったり、居住や地域生活でトラブルなどが生じる不安があります。また、文化や宗教上の違いなどから地域生活での不便さや不安を感じている外国人もいます。

在住外国人が地域の中で共に生活していくために、地域の生活ルールなどについて

助言し、困りごとを相談できる体制の構築が求められています。

今後とも、市民や各種団体等と連携を図りながら、国際化時代に対応した交流を促進するとともに、国際化の潮流に即した多様な事業を総合的、多角的に展開することが求められています。

(2) 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

外国の文化や習慣等の正しい理解を深めるために、国際交流・協力団体等と連携し、教育・啓発活動の推進に努めます。

また、学校教育において多文化共生の意識を醸成し、グローバル化に対応できる人材育成に努めるとともに、多様な文化や価値観への理解を深めるため、小中学校において国際理解教育を推進するとともに、SDGsに関する学習の機会を提供します。

②国際交流の推進

国際交流員と連携し、外国人との交流や外国文化に触れる機会を提供し、市民の異文化理解への意識の醸成を図ります。

また、市民活動団体の国際交流活動を支援するとともに、国際交流事業への相互協力に努めます。

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

市ホームページや防災、生活に関する情報など、外国人が必要な情報を手軽に入手できるよう分かりやすい情報発信、多言語化に努めます。

また、外国人が地域活動に参加しやすい環境づくりを促すとともに、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、在住外国人に対する的確な生活情報の提供など、行政サービスの向上に努めます。

多様な文化や価値観への理解を深める教育の推進、在住外国人の地域参画支援、在住外国人が増加していることを踏まえ、外国人が安心して暮らせる環境整備に努めます。

7 HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に関する人権問題

(1) 現状と課題

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。エイズは、1981(昭和56)年にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻であり、このため世界保健機関(WHO)は、1988(昭和63)年に12月1日を「世

界エイズデー」と定め、エイズに関する蔓延防止と啓発活動を実施しています。

H I V感染症は、治療によりエイズの発症を抑え、相手への感染を防ぐこともできるようになりました。また、職場や学校などの日常生活の中では感染することがないためいたずらに感染を恐れる必要はありません。エイズ患者やH I V感染者、さらにはその家族に対する差別や偏見、人権侵害の多くは、医学的に不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識から生まれます。市民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち理解を深め、差別や偏見の解消に努めていくことが求められています。

一方、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合でも、現在では治療方法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。

しかし、従来、我が国においては、古くから特殊な病気として扱われ、1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間にわたり、強制隔離政策がとられてきました。その結果、社会の根強い偏見や差別意識が助長され、患者・元患者は人間としての尊厳と権利を奪われ、その被害は家族や親族にも及びました。

2001（平成13）年の熊本地裁判決により、国による長年の隔離政策の過ち等が明らかにされ、ようやく社会の理解が進むようになりましたが、療養所入所者の多くは、長期にわたる隔離により、家族や親族などとの関係を絶たれ、さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない等、社会復帰が困難な状況にあります。

こうしたことから、元患者の福祉の増進や名誉回復等の促進を図るため、2009（平成21）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。また、2019（令和元）年には、ハンセン病患者の隔離政策による家族への差別被害を認め、国に賠償責任を認める熊本地裁判決が確定しています。

H I V感染症、ハンセン病等については、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、感染症に関しての正しい知識と理解が十分に普及していないために、感染症患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識が生まれ、様々な人権問題が生じています。

このような状況を踏まえ、いたずらに恐れたり、避けたり、あらぬ噂をたてるなどによる人権侵害のないよう、感染症に対する正しい知識の普及啓発に努め、感染者等に対する差別・偏見の解消に努めます。

また、近年の医療技術の進歩に伴い、感染症は減少してきていましたが、国際化の進展等により新たな感染症が出現しています。特に2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、感染に対する不安感から、感染者や医療従事者等に対する不当な差別が広がりました。不当な差別は、医療関係者の家族などに対しても向けられ、退院された方の日常行動に対する過度な指摘も見られる等、差別を受ける対象者が拡大していく傾向があります。

今後、新たな感染症等が発生した場合、同様の人権侵害が生じる可能性が危惧されます。

(2) 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

患者やその家族に対する差別や偏見をなくすため、ポスター、パンフレット等の配布や講演会等の開催など、関係機関との連携を図り、感染症等への正しい知識を深めるための、教育・啓発活動を推進します。

学校教育においても病気に対する正しい知識を身につけるため、保健指導等の充実や教職員の人権意識の高揚に努めます。

②社会参加支援の推進

患者や元患者、その家族が安心して自立した生活ができるよう、関係機関との連携のもと、相談体制の充実を図り、自立と社会参加への支援に努めます。

8 性的少数者に関する人権問題

(1) 現状と課題

性的少数者とは、性的指向や性自認に関する少数者のことを指し、最近では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせて、「LGBT」と総称することもあります。

性的指向は、どのような性別の人を好きになるかということですが、人はそれぞれの性的指向を持っており、自分で決められるものではありません。同性愛については、1992（平成4）年の世界保健機関（WHO）の国際疾病分類・改訂版第10版において、精神疾患リストから除外され、厚生労働省においても1994（平成6）年から公式基準として採用されています。

同性愛者に対する差別的取り扱いについては、現在では、世界各国において禁止法制定や同性婚を認める等の動きがあり、不当であるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別を受けています。

性自認は、自分の性をどのように認識しているかということです。生まれたときに決められた性別（生物学的性）に違和感を持っており、それとは違う性を生きる人・生きたいと願う人などを「トランスジェンダー」と言います。その中で、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な診断名が「性同一性障がい」ですが、性同一性障がい者に対する周囲の無理解などが社会生活を制限しています。我が国では、2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たした場合、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。

2017（平成29）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、セクハラ対策指針が見直され、性的少数者に対するセク

ハラも対象になると明記されました。

本市では、これまでも、性同一性障がいの方に配慮し、庁内の申請書等から性別欄削除や、選挙の投票所入場券の男女の記載を数字に変更、また、「日向市人権・同和教育研究大会」や職員研修などで性的少数者の人権問題に関する講演会を実施してきました。

また、性的少数者の方々が来庁しやすい環境をつくることと合わせて、市民や企業等へ性的少数者に対する理解が深まり、多様性を認め合うことを通して、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを目指し、2018（平成30）年6月1日に市役所全課に、性的少数者の理解、尊厳を象徴するレインボーフラッグを掲示し、設置に当たり、全職員を対象とした職員研修「LGBTの基礎講座」を実施しました。さらに、2021（令和3）年度には、パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて、市職員に対し、状況に応じた適切な対応や考え方を身につけるための「アップデート研修」を実施しました。

全国的にパートナーシップ宣誓制度を導入する自治体も増え、県内でも8自治体（2022（令和4）年4月末現在）で制度が導入されており、本市でも性的少数者の生きづらさの解消のため令和4年度の早い時期にパートナーシップ宣誓制度を開始することとしています。

人間を男女の二つの性に分けて固定的に判断することは、性的少数者を排除する考えにつながり、その人間性を否定することにもなりかねません。性の多様性を認め合うことが全ての人々の人権を守るために大切です。「LGBT」以外にも、アセクシュアル（男性・女性どちらに対しても、恋愛感情を抱かない人）、エックスジェンダー（性自認が男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）、クエスチョニング（自分のセクシュアリティがわからない、決めかねている人）など、様々なセクシュアリティの人がいます。性には多様性があることについての理解を深めるとともに、性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくしていくための取組が必要です。

（2） 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

全ての人の人権を尊重するために、全ての人属性であるSOGI（性的指向と性自認）を踏まえた配慮を行うなど、性の多様性を認め合い、個性を尊重しあうための啓発、支援を行います。

また、性的少数者の人権を守るためには、職場、地域社会などの周囲の人々が性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。このため、研修会やイベント等機会を捉えた各種の教育・啓発活動の推進を図ります。

あらゆる機会を通じて、全ての人属性であるSOGIの概念に関する正しい知識の普及に努めるとともに、あらゆる人権問題の解決に向けて、SOGI概念に関する学習機会を提供します。

また、ダイバーシティ^{*28}社会の実現に向けた教育・啓発を推進します。

②支援制度の充実

性的少数者の生きづらさの解消のため、パートナーシップ宣誓制度を導入する等、当事者の支援制度の充実に努めます。

③相談支援体制の充実

関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実に努めます。

また、各学校において行っている「性の悩み」に関する相談体制を維持し、相談しやすい環境を作るとともに、相談者に寄り添いながら心のケアに努めます。

9 犯罪被害者等に関する人権問題

(1) 現状と課題

近年、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者などに対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

犯罪被害者等は、犯罪行為による生命、身体又は財産に対する直接的な被害を受けるだけでなく、その後の捜査や裁判等における精神的負担、近隣の噂話や中傷、マスメディアによる行き過ぎた取材報道を受けるなど、様々な二次的被害を受けています。我が国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、2004（平成16）年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

また、「犯罪被害者等基本法」に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するための施策を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が、2005（平成17）年12月に閣議決定され、現在、「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき、施策が推進されています。

2002（平成14）年4月に宮崎県弁護士会において犯罪被害者支援委員会が発足しました。その後、弁護士会と警察との間で連携が整う中で、2003（平成15）年2月に宮崎県警察本部と宮崎県弁護士会犯罪被害者支援委員会との間で国内初の「犯罪被害者支援連絡会協力体制」の合意書が締結され、その後、2004（平成16）年2月に社団法人「宮崎犯罪被害者支援センター」（現在の公益社団法人「みやざき被害者支援センター」）が設立されると、宮崎県警察本部、宮崎県弁護士会、みやざき被害者支援センターの三者の間で「犯罪被害者支援連絡会議運営協定」が締結される等、「犯罪被害者等基本法」の制定前から犯罪被害者支援に関する体制整備が行われていました。

県では、2005（平成17）年1月に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」において、犯罪被害者等の人権を重要な人権課題の一つとして位置づけ、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等支援に取り組んできたところです。

また、2016（平成28）年7月に性犯罪・性暴力被害者のためにワンストップで支援することを目的とした「性暴力被害者支援センター・さぽーとねっと宮崎」が設置されました。

2021（令和3）年7月には、充実した支援を行うため「宮崎県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。

本市においても、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする「日向市犯罪被害者等支援条例」を2022（令和4）年3月に制定しました。

（2） 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないようにするため、犯罪被害者等の状況、犯罪被害者等の尊厳又は平穏な生活に向けた配慮の重要性等について、市民及び事業者の理解を深めるための啓発活動に努めます。

②相談支援体制の充実

犯罪被害者やその家族が安心して暮らすことができるよう、関係機関と密接に連携して、犯罪被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。

犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるように、総合的な支援体制を整備します。

10 刑を終えて出所した人に関する人権問題

（1） 現状と課題

刑を終えた出所者等は、本人に真摯な更生の意欲があっても、周囲の根強い偏見や差別意識により、就職や入居等の面で社会に受け入れられないなど、現実には極めて厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。

日向地区保護司*²⁹会など関係機関において、更生のための様々な活動がなされていますが、家庭・地域・職域などまわりの人々の理解と支援が必要であり、市民の理解と協力を得るために更なる啓発に取り組む必要があります。

また、2016（平成28）年12月には国民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、本市においても2022（令和4）年度に策定する「第4次地域福祉計画」の中で、地方再犯防止推進計画を盛り込むこととしています。

（2） 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

あらゆる場を通じての人権教育・啓発を推進し、刑期を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、刑期を終えて更生しようとする人を受け入れる社会環境を育

む必要があります。そのためには、“社会を明るくする運動”宮崎県推進委員会（日向地区保護司会、更生保護女性会、BBS *³⁰などの関係機関）との連携を図り、相談や支援に努めるとともに、偏見や差別意識解消のための啓発活動を推進します。

11 その他の人権問題

(1) 現状と課題

これまで述べてきた人権問題のほか、北朝鮮当局によって拉致された被害者やアイヌの人々の人権、難病患者の人権、様々なハラスメントの問題、自殺者の問題や冤罪の問題、災害等に起因する人権問題、生活困窮者やホームレスとなった人等の人権等、多岐にわたる人権問題があります。

また、今後、社会情勢等の変化に伴う新たな人権問題が生じることも考えられます。

(2) 施策の方向性

様々な人権問題についても、偏見や差別意識解消のため、日向市人権・同和問題啓発推進協議会等が実施する啓発活動を通じ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

12 インターネットによる人権侵害の問題（全ての重要課題に共通する問題）

(1) 現状と課題

高度通信技術の進展により、インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものとなっています。一方で、個人情報の大半がコンピュータによって管理されており、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入等の外部からの脅威、過失や故意による情報漏洩等への対策が必要となっています。

また、携帯電話やスマートフォンの所有者数も増加し、多くの人が電子メールやSNS等の機能を使用し、情報の収集・発信またはコミュニケーションの手段として利用しています。

気軽にインターネットを利用して情報のやりとりができるようになった反面、今までは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害が発生しています。

インターネット上の情報は、発信者に匿名性があることや情報発信が容易であることから、誰もが被害者にも加害者にもなり得ます。他人への誹謗中傷や差別表現、個人の名誉やプライバシーに関する深刻な侵害が生じています。

このような状況に対応するため、2002（平成14）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が施行され、自己の権利を侵害された人が情報通信管理者（プロバイダ）

に対し、発信者の情報を開示請求できるなどの措置が決められ、その後、プロバイダ等の業界団体でもガイドラインの整備が行われています。

また、企業等からの個人情報流出問題を受け、2003（平成15）年には、個人情報の適正な取扱いを図ることを基本理念に、利用の制限、目的外使用の禁止、安全管理措置などを規定した「個人情報保護法」が制定されています。

そのほか、2014（平成26）年には、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為等に対する罰則、画像の削除に係る「プロバイダ責任制限法」の特例及び被害者に対する支援体制の整備などを内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されています。

本市においても、インターネット掲示板における部落差別を助長する書き込みが行われ、インターネット掲示板管理者に削除を要請しました。

近年では、新型コロナウイルス感染症に関わる不当な差別書き込み等も発生しており、インターネット上の誹謗中傷や偏見に惑わされないための正しい情報を発信し、差別を生まないための啓発が必要です。

（2） 施策の方向性

①教育・啓発活動の推進

利用者の責任とモラルに関する教育と啓発を進め、ネット上での不適切な書き込みや誹謗中傷が深刻な人権侵害に当たることを理解し、人権意識を持ってインターネット等を利用する意識を高めます。

また、学校においても、インターネット等の仕組みをはじめ、安易な取扱いが人権侵害や被害等、重大な問題につながることを子どもたちに理解させるなど、学習を通して、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル等、適切な情報教育の指導に努めます。

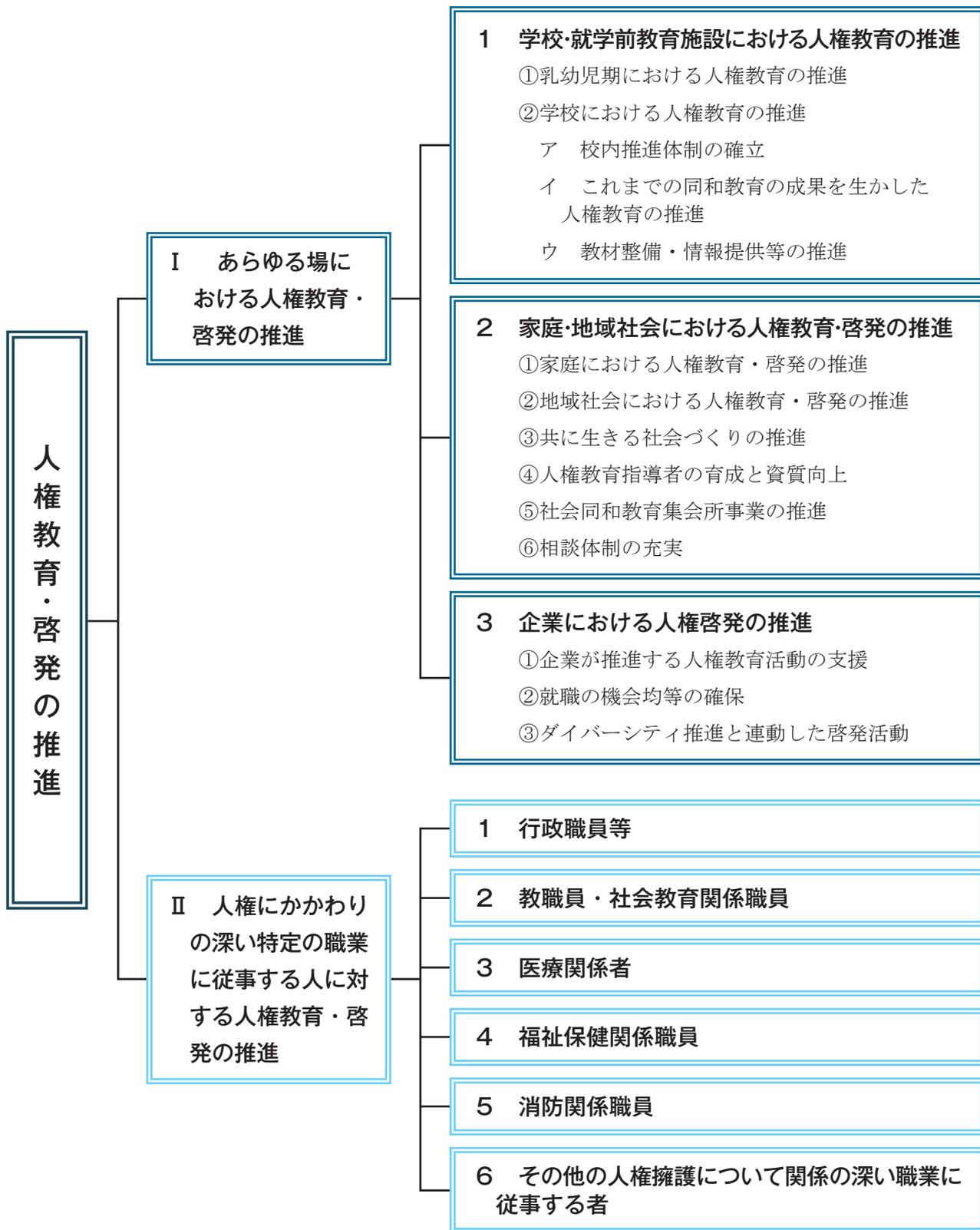
②相談・被害防止体制の充実

SNS、電子掲示板等において他人への誹謗中傷や差別表現、プライバシーの侵害等の問題が発生した場合、「プロバイダ責任制限法」やガイドラインに基づき、法務省などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

また、個人情報を保有する市においては、「日向市個人情報保護条例」や「日向市情報セキュリティポリシー」を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

事業所・各種団体における個人情報の適切な取扱いについて、日向市人権・同和問題啓発推進協議会を通じて、啓発・広報に努めます。

第6章 人権教育・啓発の推進



I あらゆる場における人権教育・啓発の推進

2018（平成30）年に制定した「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より効果的な人権教育・啓発活動を総合的に推進します。

1 学校・就学前教育施設における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校・就学前教育施設において、子どもが人権尊重の精神や豊かな人間性などを身につけることは、きわめて大切なことです。そのため、就学前教育・学校教育においては、幼児・児童生徒の発達段階に応じて、それぞれの教育活動を通じ、人権尊重の意識を高めるための教育が積極的に行われています。

2020（令和2）年度に実施した「人権・同和問題に関する市民アンケート調査」では、学校での人権・同和教育について、「おこなうべきだ」、「ある程度必要である」と回答した人の割合が70%を超えており、人権・同和教育が重要だと考えている人の割合が高いということが言えます。

このような中、学校等を取り巻く状況を見ると、いじめや不登校など人権に配慮した指導が求められており、教職員に対するの人権意識の向上を図る取組が必要不可欠です。

本市では、「日向市同和教育基本方針」を定め、同和問題をはじめとする人権問題について正しい認識と理解を深め、人権尊重の精神と実践的態度の高揚を図ることを目標に掲げ、人権教育を推進しており、更に充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

①乳幼児期における人権教育の推進

乳幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの認識に立ち、集団生活や遊びの中で、自己の存在感や充実感、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心など、人権尊重の精神の芽生えを育むような教育の推進に努めます。

②学校における人権教育の推進

児童生徒の発達の段階に応じ、特別の教科道徳をはじめ、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じて、学校教育活動全体を通して同和問題をはじめとする様々な人権問題について理解を促し、一人ひとりを大切にした教育を推進します。さらに、SDGsと連動させた人権教育を推進します。

ア 校内推進体制の確立

全ての教育活動を通して、人権尊重の精神の育成に努めるとともに、人権に配慮した教育指導を行うために、校長を中心とする人権教育推進のための校内推進体制の確立を図ります。

イ これまでの同和教育の成果を生かした人権教育の推進

これまでの「差別の現実学ぶ」という同和教育の中で積み上げられた成果と手法をもとに、差別に気づき、差別をしない、差別をさせない、差別を許さない児童生徒の育成に努めます。

ウ 教材整備・情報提供等の推進

日向市学校人権・同和教育推進協議会を中心として、科学的・合理的なものの見方や考え方を育て、不合理な差別・人権侵害を排除していくための効果的な学習教材の情報収集や調査研究、授業実践研修会の開催に取り組みます。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

①家庭

家庭は、親子のふれあいを通して、生命の尊重など人権の重要性を学んだり、基本的な生活習慣や社会性を身につけたりする場として、子どもの人格形成に重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化、少子化の進展などに伴う家庭環境の変化に伴い、家庭における教育機能の低下が指摘されているほか、家庭の在り方も多様になってきています。

また、家庭内における人権問題として指摘されている、子どもに対する虐待、高齢者への虐待、配偶者等によるDVは、深刻な社会問題となっています。

本市では、家庭教育の重要性を啓発するとともに、親の学習機会の拡充や相談支援体制の充実等に努めています。

今後とも、家庭が持つ本来の教育機能の向上を更に図ることが必要です。

②地域社会

地域社会は、人々の生活や活動の拠点であると同時に、交流や助け合い・支え合いの場となっています。そこに暮らす人々の生き方や姿勢は互いに影響し合い、子どもたちの人権意識の形成に大きな影響を与えます。

本市では、公民館や集会所などの社会教育施設を中心に、人権に関する多様な学習機会の提供を行うとともに、人権・同和问题啓発資料の作成・配布や講演会の開催等

を通して人権教育・啓発の推進を図っています。また、企業や各団体等から受講者を募集して実施している人権講座では、様々な人権課題に対する正しい理解を広めています。

今後とも、知識伝達型の講義形式の学習に偏ることなく、学習内容や方法を創意工夫し、地域社会全体として人権尊重の意識を高め、日常生活において実践的な人権感覚を培っていくことが必要です。

(2) 施策の方向性

①家庭における人権教育・啓発の推進

家庭教育は全ての教育の出発点であり、特に、保護者自身が偏見を持たず、差別しないことなどを日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であることから、家庭教育学級等において保護者への学習機会や情報提供の充実を図ります。

②地域社会における人権教育・啓発の推進

人権問題啓発資料の作成・配布、「人権啓発強調月間」や「人権週間」、女性や子どもや障がい者に係る啓発月間等に合わせて人権擁護委員^{*31}（協議会）と連携を強化し、街頭啓発の実施や講演会、人権コンサート、パネル展を開催するなど多様な啓発活動を行い、人権尊重の理念の普及に努めます。また、屋外の会場も活用するなど、参加しやすくなる工夫に努めます。

併せて、市ホームページに人権に関する情報を掲載し、人権尊重意識の定着に努めます。

また、自治公民館での人権に関する出前講座など、多様な学習機会の充実を図ります。更に、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流の機会の充実を図ります。

③共に生きる社会づくりの推進

全ての人が性別や年齢、障がいの有無に関係なく等しく人としての権利をもち、個性や違いを認め合いながら、地域社会に参加、参画できるように、地域の中での人と人とのつながりを大切に、助け合い・支えあい、共に生きる地域社会づくりを推進します。

④人権教育指導者の育成と資質向上

人権教育指導者（学校教職員、社会教育指導員等、人権教育に携わる全ての人）に対する研修・講座を計画的に実施するとともに、その内容・方法を創意工夫し、資質の向上を図ります。

⑤社会同和教育集会所事業の推進

社会同和教育集会所においては、地域の子どもたちが差別に気づき、差別に負けないための心の育成や進路を保障するための学習支援（解放子ども会事業）を推進します。

⑥相談体制の充実

家庭・地域社会における日常生活、教育、子育てなど多様な相談に、各種相談機関と連携のもと、相談者にしっかり向き合える相談体制の充実を図ります。

3 企業における人権啓発の推進

(1) 現状と課題

近年、経済活動のグローバル化の進展に伴い、企業活動が地球環境や私たちの生活に及ぼす影響はより一層拡大しています。その中で、企業が自社の利益を優先し、倫理観や企業統治、コンプライアンス、サプライチェーン上の人権等が軽視されるとともに、環境破壊やそれに伴う健康被害、製品やサービスの偽装、顧客情報の漏えいといった様々な社会問題が発生し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしてきました。そのような状況を背景に、企業を取り巻くステークホルダー（消費者、労働者、顧客、取引先、地域社会、株主等の利害関係者）から、環境・気候変動問題や人権尊重などに企業が真剣に取り組むことが求められています。

また、企業は、社会を構成する一員であり、その社会的責任や社会貢献が重視されていることから、企業には人権問題についての従業員研修の積極的な参加・協力など、人権意識のさらなる高揚のための取組が期待されています。

同和問題に関しては、1975（昭和50）年に発覚した「部落地名総鑑」事件を契機として、同和問題の解決のための企業の社会的責任が強く叫ばれるようになり、現在の「公正採用選考人権啓発推進員制度」が設けられました。

本市においては、人権問題の取組として、1983（昭和58）年11月に、現在の日向市人権・同和問題啓発推進協議会が結成され、産業経済団体部門には67団体が加入しています。企業等においては、社内研修や本市が開催する講演会・人権講座などへの参加を通じて人権啓発が推進され、さらに身元調査お断り運動への協力による人権啓発の取り組みも推進されています。

しかし、企業によって取組に差異が見られることから、より多くの企業において人権意識を高めるための人権教育・啓発活動が積極的に推進されるよう支援に努めていくことが必要です。

また、厚生労働省は、応募者に広く門戸を開き、本人のもつ適正・能力を基準とした公正な採用選考を推進するため、性別欄を任意記載とし、「通勤時間」「扶養家族数」

「配偶者」「配偶者扶養義務」の欄を削除した新たな履歴書の様式例を2021（令和3）年4月に公表しました。今後は、新たな履歴書の様式例の周知を図り、適正な採用選考を促進することが重要です。

（2） 施策の方向性

①企業が推進する人権教育活動の支援

事業者やそこで働く人々の人権意識を深めることが、企業の社会的責任であるとともに、企業の安定的な成長にもつながるという見地から、企業が推進する人権教育活動を支援します。

また、人権問題に係る各種学習会の開催に当たっては、関係機関、団体を通じて、学習内容などの情報を常に提供するとともに、各種講演会等への参加についても積極的に働きかけを行います。

さらに、SDGs 推進と連動させ、企業の日向市人権・同和問題啓発推進協議会への加入促進を図り、より効果的な人権教育・啓発を推進します。

②就職の機会均等の確保

企業の従業員採用に当たっては、統一応募用紙や厚生労働省が推奨する履歴書の様式例による公正な採用選考や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「高齢者等の雇用の安定に関する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に沿った雇用の機会均等や就労の安定が更に図られるよう関係機関や団体と連携して啓発に努めます。

③ダイバーシティ推進と連動した啓発活動

「仕事と生活の調和」を実現するための職場環境の整備の促進、男性の家事・育児・介護等の参画促進を行うことにより、ダイバーシティ推進と連動した取組を行い、企業における人権意識向上を目指します。

Ⅱ 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進に当たっては、次に掲げる人権にかかわりの深い特定の職業従事者に対して重点的に人権教育・啓発に関する研修等の取り組みが必要です。

1 行政職員等

人権に配慮した行政を推進するためには、行政職員は常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。

特に、市職員は、人権問題を正しく認識し、それぞれの職務において、適切な対応を行わなければなりません。このため、本市では新規採用職員研修において人権・同和問題研修を行うとともに、年間を通じて人権・同和問題に関する情報提供を行い、日向市人権・同和問題啓発推進協議会が開催する講演会等についても職員の受講を推進しています。

今後も正しい知識を得る機会を確保し、職員一人ひとりが知的理解にとどまるのではなく豊かな人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務を実践していけるよう研修を更に充実させるとともに、職員の人権意識の高揚に努めます。

2 教職員・社会教育関係職員

教職員は、教育活動を通して、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、児童生徒の発達の段階に応じて人権教育を推進することが求められています。そのために、教職員が人権尊重の理念について十分な認識をもつことができるよう研修体制を整備するとともに、人権教育の指導方法を充実するため、研修内容の工夫改善を行い、教職員の資質向上と指導力の強化に努めます。

社会教育関係職員は、地域社会で人権に関わる指導者としての役割が期待されています。そのため、様々な人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決に資する指導力が身につくような研修等の充実を努めます。

3 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等の医療関係者は、人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから、患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・コンセント^{*32}の徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから、医療関係者に対し、人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等について、実施状況の把握を行い、研修の充実を要請します。

4 福祉保健関係職員

ホームヘルパー、ケアマネジャー等の介護サービス関係者、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保健師、家庭児童相談員、母子相談員、社会福祉施設職員等の福祉保健関係者は、介護業務や生活相談などに直接関わっていることから、プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。このため、福祉施設等に対し、各職場や養成機関での人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等について、実施状況の把握を行い、研修の充実を要請します。

5 消防関係職員

消防関係職員は、市民の生命及び財産を守るために、火災や急病・事故等あらゆる災害において人命に関わる職務を遂行します。被災者や傷病者の人権への十分な配慮が必要であり、消防関係職員の人権意識の高揚に向け、人権問題研修の一層の充実を図ります。

6 その他の人権擁護について関係の深い職業に従事する者

職務上の人権擁護についての理解と認識が必要とされる市議会議員、各種行政委員、審議会委員などに対する人権教育の推進を働きかけます。また、報道関係者の自主的な人権教育の取組を期待します。

第7章 方針の推進

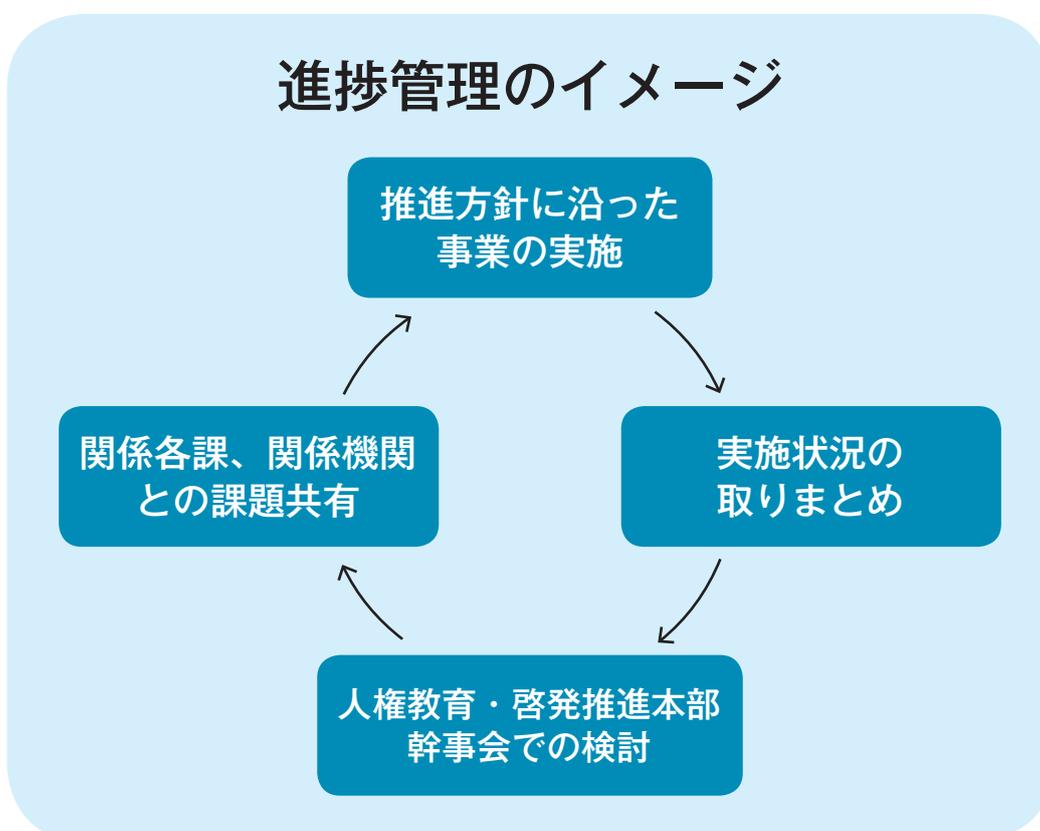
1 方針の見直し

この方針は、2031（令和13）年度を目標年次とし、国・県の動向や本方針の進捗状況を常に把握しながら、適宜、市民アンケート調査を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

2 推進体制の整備

- (1) 人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「日向市人権教育・啓発推進本部」の下、関係機関、団体との緊密な連絡調整を行います。
- (2) 方針の総合的かつ効果的な推進を図るため、「日向市人権教育・啓発推進本部」に幹事会を設置し、進捗状況を常に把握しつつ、関係部局相互の緊密な連携のもとに全庁的な取組を推進します。
- (3) 前2項の推進のための庁内組織の充実を図ります。

進捗管理のイメージ



〈用語の解説〉

*1 《^{せかいじんけんせんげん}世界人権宣言》 資料編に掲載

*2 《^{じょし たい}女子に対するあらゆる^{けいたい さべつ てっばい かん}形態の差別の撤廃に関する^{じょうやく}条約》

全ての人間は、そもそも生まれながらにして自由かつ平等であることから、男女ともに個人として等しく尊重されるべきであるものとした条約で1979年（昭和54年）の第34回国連総会で採択された。

*3 《^{じどう けんり かん}児童の権利に関する^{じょうやく こ}条約（^{けんりじょうやく}子どもの権利条約）》

世界の多くの児童が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択された。日本は、1994（平成6）年に批准。従来、子どもはもっぱら保護・養育の対象としてみられてきたが、この条約においては、権利行使の主体としても位置づけられている。

*4 《^{エスディーズ}SDGs》

「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と訳され、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標。

*5 《^{にほんこくけんぽう}日本国憲法》 資料編に掲載

*6 《^{じんけんきょういくおよ じんけんけいはつ すいしん かん ほうりつ}人権教育及び人権啓発の推進に関する^{ほうりつ}法律》 資料編に掲載

*7 《^{じんけんぶんか}人権文化》

人権文化とは、一人ひとりが「何かあった時に考える人権」から「差別をしないことが当たり前」という態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することにより、そのことが多くの人々の中に広がっていくような社会のあり方をいう。

*8 《^{だんじょきょうどうさんかくしゃかい}男女共同参画社会》

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

「参加」は仲間として加わることだが、「参画」は、単に参加するだけでなく、企画・立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考え方を出し、負担も責任も担い合うという積極的な態度や行動をいう。

*9 《ジェンダー》

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物上の雌雄を示すセックスと区別される。それ自体に、良い、悪いの価値を含むものではない。

*10 《ドメスティック・バイオレンス (DV)》

配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手から振るわれる暴力のこと。身体に対する暴力だけでなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

*11 《^{こていてきせいべつやくわりぶんたんいしき}固定的性別役割分担意識》

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性と

いう性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

*12 《キャリア^{けいせい}形成》

「キャリア」は一般に「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」等と表現される。「キャリア形成」とは、このような「キャリア」の概念を前提として、個人が職業能力を作り上げていくこと。関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと。

*13 《セクシュアル・ハラスメント》

性的な嫌がらせのこと。不必要に性別・年齢・プライベート・容姿に関する発言をしたり、身体に触れたりする行為を指す。略称は「セクハラ」。

*14 《マタニティ・ハラスメント》

職場において妊婦に対して行われる嫌がらせを指す言葉。俗称は「マタハラ」。

*15 《SOGI（ソジ、ソギ）》

Sexual Orientation and Gender Identity の略。「性的指向（好きになる性）と性自認（自分で認識している性）」と訳される。全ての人の属性を表す。

*16 《ワーク・ライフ・バランス（^{しごと}仕事と^{せいかつ}生活の^{ちょうわ}調和）》

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる状態。

*17 《^{エスエヌエス}SNS》

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

*18 《ヤングケアラー》

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

*19 《ノーマライゼーション》

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えた、共生の社会こそノーマルであるとする考え方をいう。

*20 《スクールカウンセラー》

不登校や学校外での様々な問題行動など、学校で児童生徒、保護者、教職員の相談に対応する臨床心理士等の専門家。小中学校や高等学校の児童生徒へのカウンセリングを始め、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供等を行う。

*21 《スクールソーシャルワーカー》

いじめ、不登校、児童虐待等、児童生徒の背景にある複雑に絡みあった環境の問題に対応し、関係機関等とのネットワーク等を活用するなど課題解決を図っていく社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者。

*22 《^{エヌピーオー}NPO》

Non Profit Organization の略。民間非営利活動組織などと訳され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的な公益活動を行う。

^{ちいきほうかつしえん}
*23 《地域包括支援センター》

介護保険法で定められた、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、2005（平成17）年の介護保険法改正で制定された。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士などを配置し、専門性を生かして相互連携しながら業務に当たっている。本市では、地理的条件、人口、交通事情、医療施設などを勘案し、5か所の地域包括支援センターが設置されている。

*24 《バリアフリー》

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをさしていた。今日では、物理的な障壁のみならず、制度、文化・情報、意識等生活全般にわたる障壁を取り除くことをさしている。

*25 《ユニバーサルデザイン》

年齢や障がいの有無などの区別なく、だれもが使えるように配慮されたデザインまたは広く社会システムのことをいう。

^{ひゅうがしすべ} ^{ひと} ^{じんけん} ^{そんちょう} ^{じょうれい}
*26 《日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例》 資料編に掲載

^{どうわこうい}
*27 《えせ同和行為》

「同和問題はこわい問題である。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に対する「ゆすり」「たかり」等の行為をいう。

*28 《ダイバーシティ》

形や性質が様々であることを意味し、日本では多くの場合「多様性」と訳される。ダイバーシティ社会とは、年齢や性別、国籍や障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容される社会を指す。

^{ほごし}
*29 《保護司》

保護司は、法務大臣の委嘱を受けた民間人で、罪を犯した者の更生や社会復帰を助けたり、犯罪の予防を図るための啓発活動等を行っている。

^{ビービーエス}
*30 《BBS》

Big Brothers and Sisters Movement の略で、非行少年あるいは非行のおそれのある少年の良い友達となり、兄や姉の立場に立ってその更生を助ける友達活動を行うとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざして、非行防止活動を行う青年によるボランティア活動をいう。

^{じんけんようごいん}
*31 《人権擁護委員》

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足した。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っている。

*32 《インフォームド・コンセント》

医師が患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療にかかる費用などについて、十分にかつ、分かりやすく説明をし、そのうえで治療の同意を得ることをいう。

參考資料

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国連総会において採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示され

なければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
(略)

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。

3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。

4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 25 年法律第 65 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要として

いる旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理

解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年法律第 68 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本的施策（第五条—第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年法律第 109 号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例

平成 30 年 12 月 21 日条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）その他の差別の解消を目的とした法令及び日向市人権尊重都市宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障がい者、性的少数者等への差別などのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重され、もって互いに認め合い、それぞれの個性を生かしたまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第 3 条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別をなくすため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、市民と協力し、効果的な施策の推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別をなくすために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(相談体制の充実)

第 6 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

(実態調査)

第 7 条 市は、あらゆる差別をなくすための施策の実施に資するため、その実態に係る調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第 8 条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日向市人権教育・啓発推進本部設置要綱

平成 10 年 2 月 16 日
告示第 5 号

(設置)

第 1 条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）第 5 条に基づき、日向市人権教育・啓発推進方針に関する施策について、連絡調整を行い、その総合的な推進を図るため、日向市人権教育・啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 日向市人権教育・啓発推進方針の施策に関すること。
- (2) 日向市人権教育・啓発推進方針の改定に関すること。
- (3) 同和行政の施策に関すること。
- (4) その他人権尊重のまちづくりに関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる職にある者を本部員として組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 総合政策部長
- (5) 総務部長
- (6) 市民環境部長
- (7) 福祉部長
- (8) 健康長寿部長
- (9) 商工観光部長
- (10) 農林水産部長
- (11) 建設部長
- (12) 東郷総合支所長
- (13) 教育部長
- (14) 上下水道局長
- (15) 議会事務局長
- (16) 消防長

2 本部長は、市長とし、副本部長は、副市長及び教育長とする。

3 本部長は、本部を代表し本部の事務を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

第 5 条 本部の事務を補助させるため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる職にある者を幹事として組織する。

- (1) 総合政策部長
- (2) 男女共同参画推進室長
- (3) 地域コミュニティ課長
- (4) 職員課長
- (5) 人権・同和行政推進室長

- (6) 市民課長
- (7) 健康増進課長
- (8) 福祉課長
- (9) こども課長
- (10) 高齢者あんしん課長
- (11) 商工港湾課長
- (12) 建築住宅課長
- (13) 学校教育課長
- (14) 生涯学習課長
- (15) 消防次長

3 幹事会に幹事長を置き、総合政策部長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、本部長が招集し、幹事長が議長となる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合政策部地域コミュニティ課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年2月16日から施行する。

附 則 (平成10年8月3日告示第68号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日告示第60号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日告示第131号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成18年7月7日告示第189号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日告示第43号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日告示第56号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年6月29日告示第141号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年4月19日告示第57号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成24年2月17日告示第17号)

この告示は、平成24年2月25日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日告示第52号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第54号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年11月1日告示第229号の2)

この告示は、公表の日から施行する。

日向市人権教育・啓発推進市民懇話会設置要綱

令和3年11月1日
告示第230号の2

(設置)

第1条 「日向市人権教育・啓発推進方針」(以下「方針」という。)を改定するにあたり、各種人権問題に関する関係者の意見を求めるため、日向市人権教育・啓発推進市民懇話会(以下「市民懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民懇話会は、方針の改定に関する事項について意見を述べる。

(組織)

第3条 市民懇話会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権問題に関し見識を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の役員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 市民懇話会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市民懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、市民懇話会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 市民懇話会の庶務は、日向市地域コミュニティ課人権・同和行政推進室において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、市民懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月31日告示第113号)

この告示は、公表の日から施行する。

日向市人権教育・啓発推進市民懇話会委員名簿

(敬称略)

	分野	氏名	所属団体等	備考	
各課題	1	女性に関する人権問題	足立 佳代	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	団体推薦
	2	子どもに関する人権問題	日高 真由美	日向市保育協議会	団体推薦
	3	高齢者に関する人権問題	矢野 加奈子	日向市南部地域包括支援センター	団体推薦
	4	障がい者に関する人権問題	三輪 勝広	日向市障害者団体連絡協議会	団体推薦
	5	同和問題	山崎 康子	部落解放同盟宮崎県連合会新財市支部	団体推薦
関係機関・団体等	6	人権問題全般	古川 英俊	宮崎地方法務局延岡支局	団体推薦
	7	医療部門	國延 明夫	日向市東臼杵郡医師会	団体推薦
	8	学校教育部門	戸高 哲朗	日向市学校人権・同和教育推進協議会	団体推薦
	9	家庭教育部門	土持 美由紀	日向市PTA連絡協議会	団体推薦
	10	社会教育部門	三浦 雅典	日向市区長・公民館長連合会	団体推薦
	11	同和教育部門	布谷 拓士	日向地区同和教育研究協議会	団体推薦
	12	人権擁護部門	◎ 後藤 明	延岡人権擁護委員協議会	団体推薦
	13	福祉部門	黒木 正一	日向市社会福祉協議会	団体推薦
	14	福祉部門	日高 利夫	日向市民生委員児童委員協議会	団体推薦
	15	企業部門	甲斐 康彦	九州電力株式会社 日向営業所	団体推薦
	16	公募委員	酒井 玉美	公募委員	公募

◎会長

人権・同和問題に関する
アンケート調査結果

調査の概要

1. 調査目的 人権・同和問題に対するこれまでの市の取組みと今後の方針について検討するために実施するもの。前回調査（平成27年10月）から5年が経過することから、社会情勢の変化に伴う市民意識の変化を把握し、その調査結果を、今後の市民に対する人権・同和行政の推進、啓発に反映させる。
2. 調査期間 令和2年11月14日から12月4日
3. 対象者及び数 20歳以上の市内有権者3,000名
4. 方法 郵送法
5. 設問の構成
- 人権意識についての社会評価 (3問)
 - 人権施策についての社会評価 (1問)
 - 同和問題の認知 (3問)
 - 同和問題に対する意識 (2問)
 - 社会啓発の実態 (3問)
 - 同和对策事業の評価と今後の取り組み (2問)
 - 人権条例と今後の啓発活動について (3問)

6. 回収状況

回答事項	割合 標本数	到達 標本数	不到達 標本数	有効回収 標本数	割合標本数に 対する回収率	到達標本数に 対する回収率
総数	3,000	2,976	24	782	26.1	26.3
女性	1,500	1,491	9	352	23.5	23.6
男性	1,500	1,485	15	268	17.9	18.0
年代・ 性別不明	-	-	-	162	5.3	5.4

<性別・年代別回収状況>

	20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		合計	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
発送数	122	157	174	195	234	264	211	230	759	654	1,500	1,500
有効 標本数	26	20	36	24	55	27	53	47	182	150	352	268
回収率	21.3	12.7	20.7	12.3	23.5	10.2	25.1	20.4	24.0	22.9	23.5	17.9

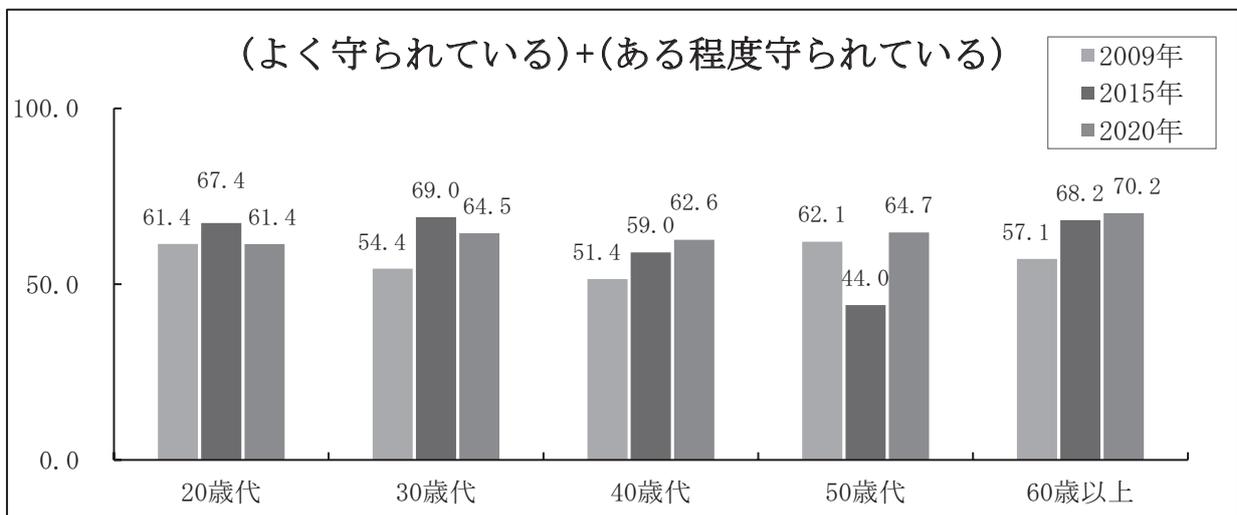
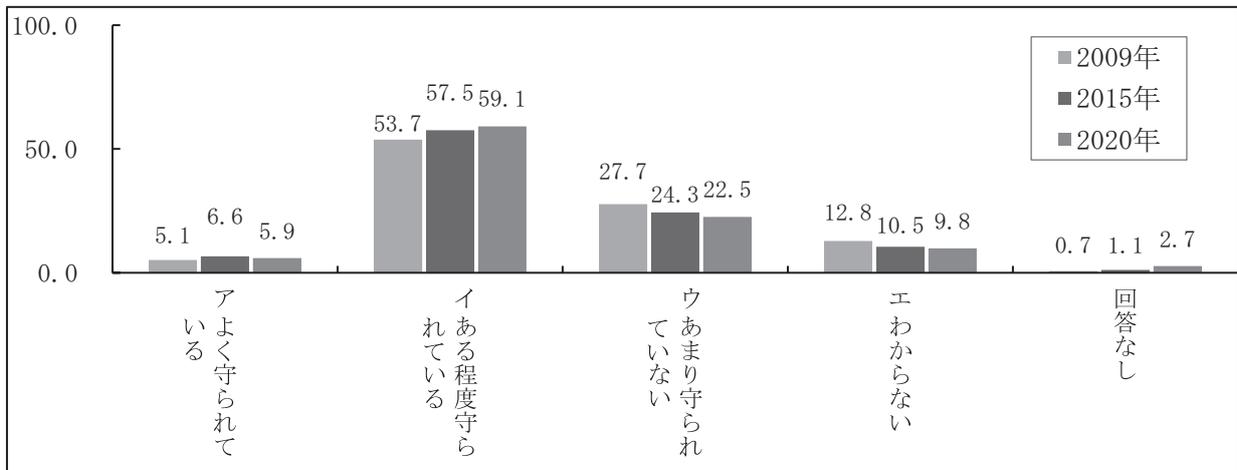
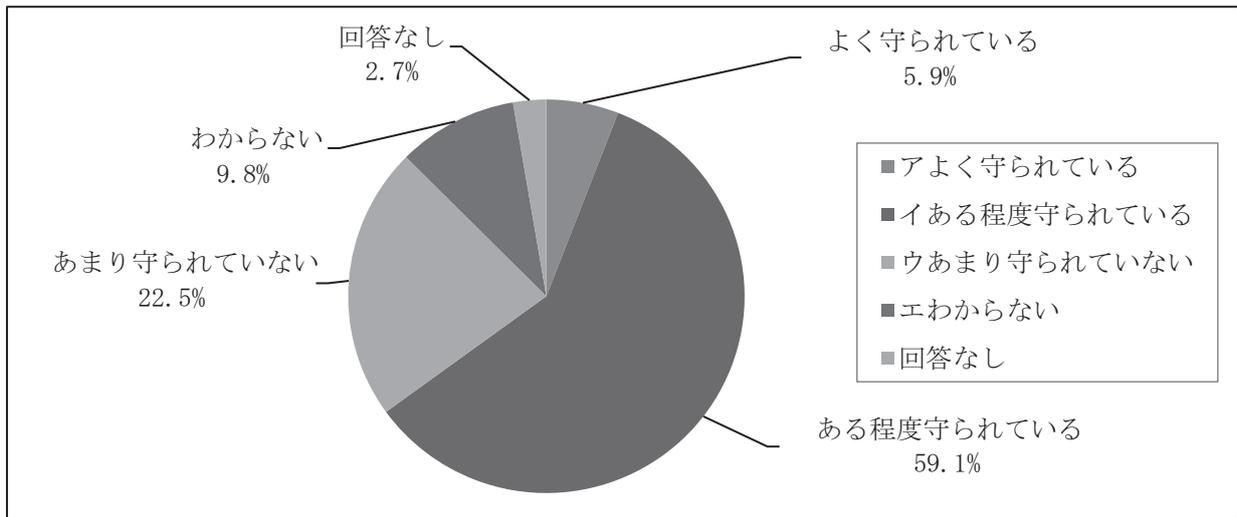
結果の集計

1. 人権意識についての社会評価

ア、人権一般について

質問1 人は法の下に自由平等であり、生まれや職業などによって差別されないことになってい
ますが、世間ではどの程度守られていると思いますか。

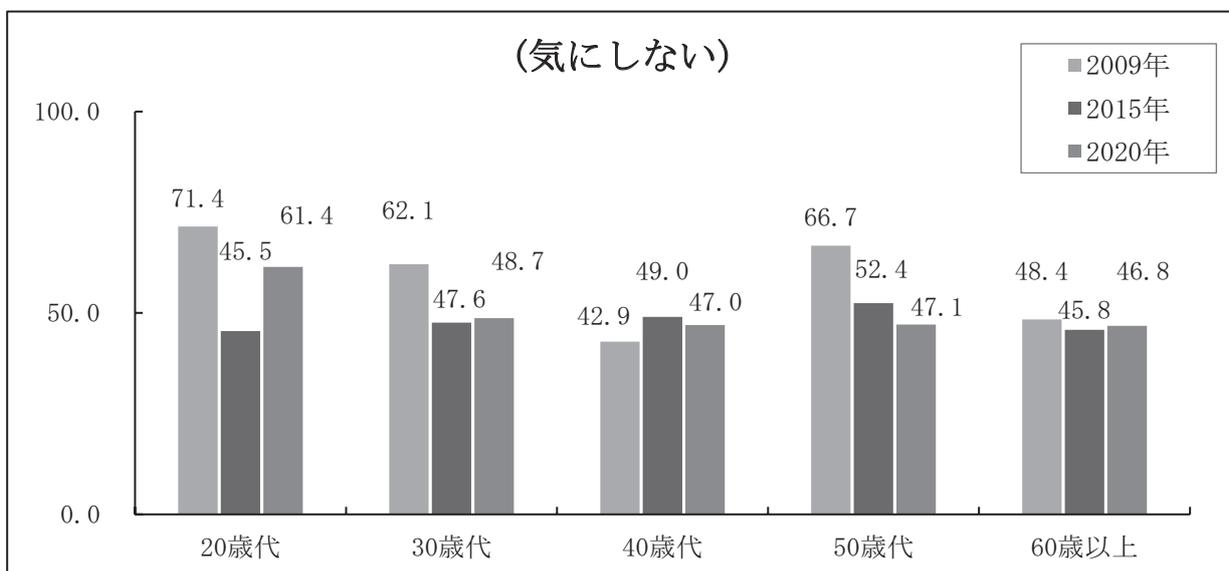
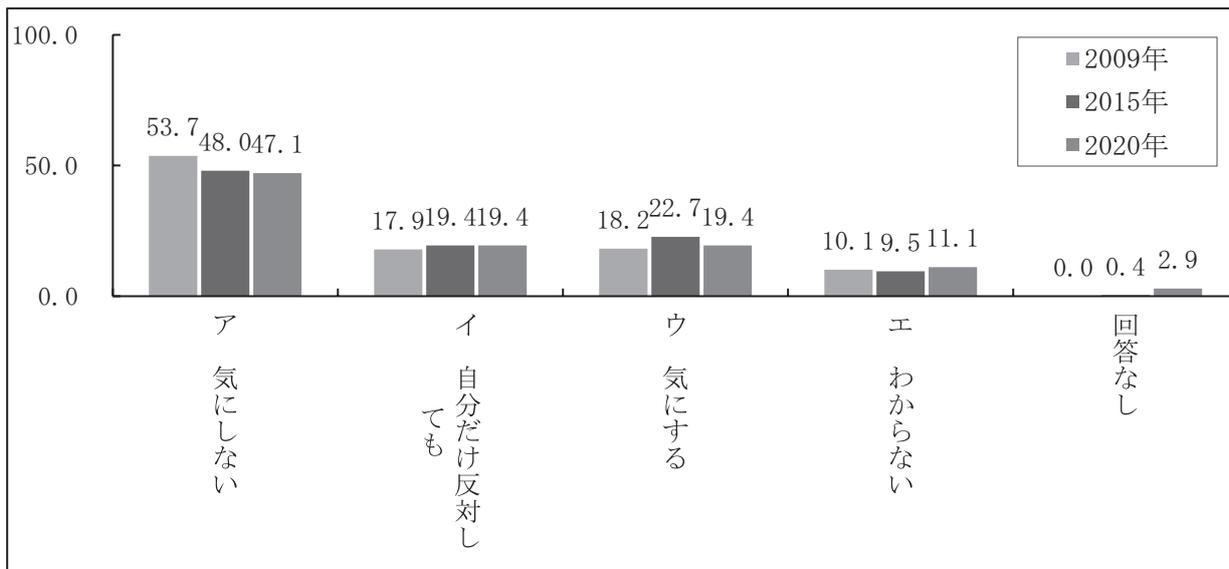
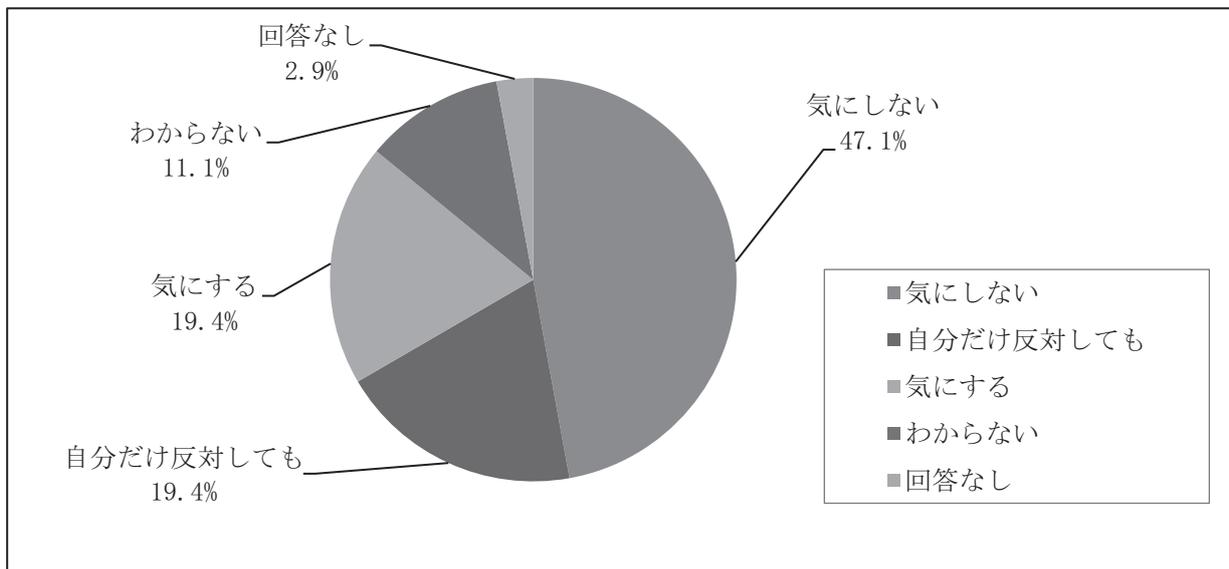
- ア よく守られている。
- イ ある程度守られている。
- ウ あまり守られていない。
- エ よくわからない。



イ、結婚について

質問2 あなたやご家族が結婚する場合、相手方の家柄や血筋を気にしますか。

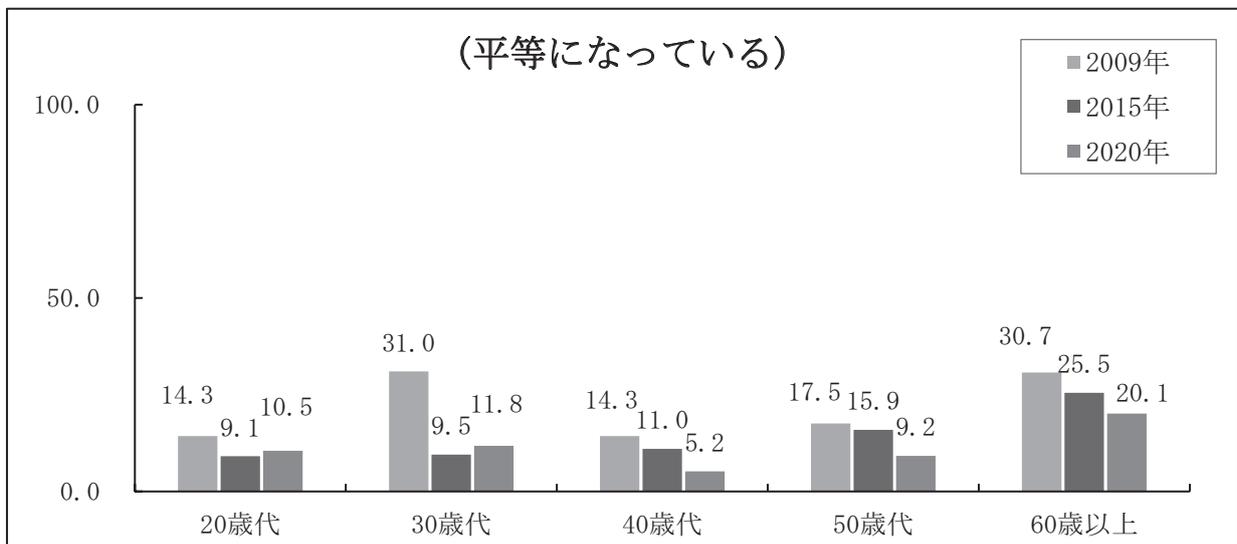
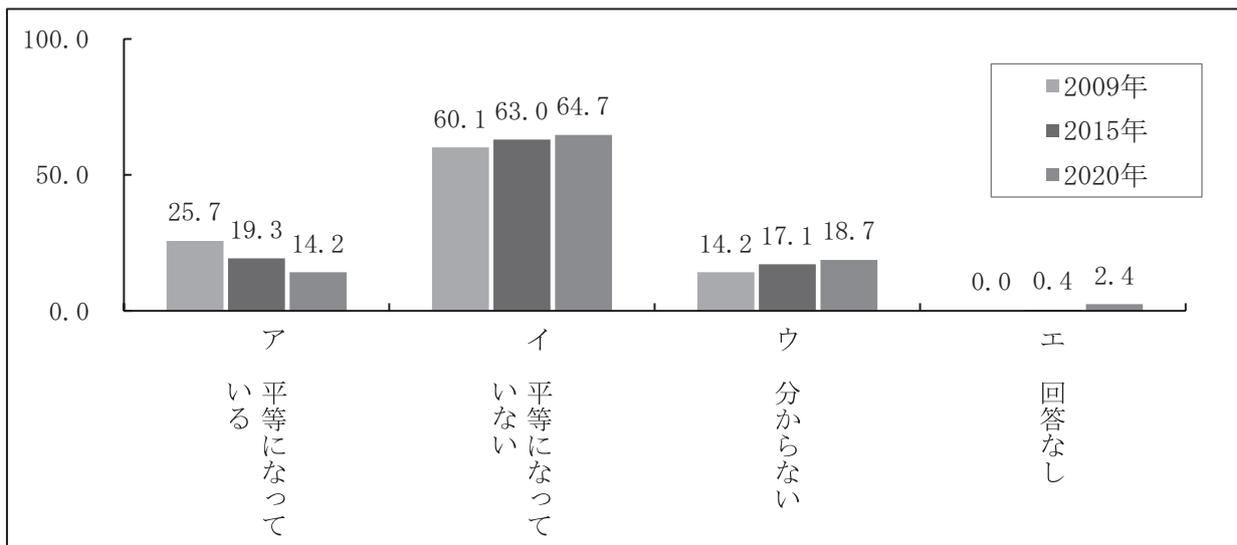
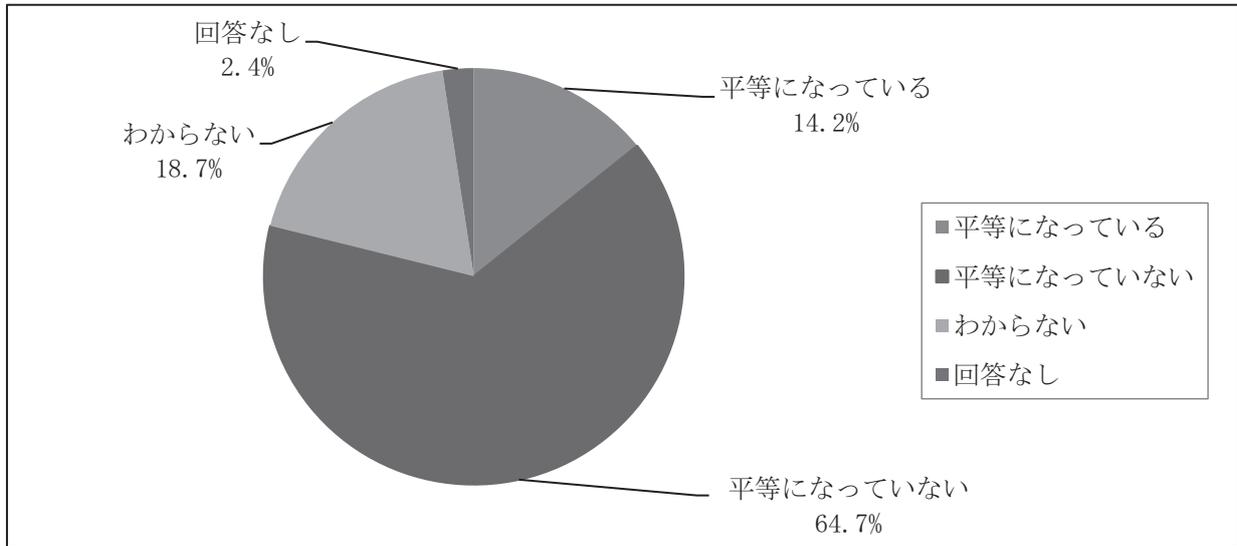
- ア 気にしない。
- イ 気にするのはまちがっていると思うが自分だけ反対してもしかたがない。
- ウ 気にする。
- エ わからない。



ウ、男女平等について

質問3 あなたは男女の社会的地位が平等になっていると思いますか。

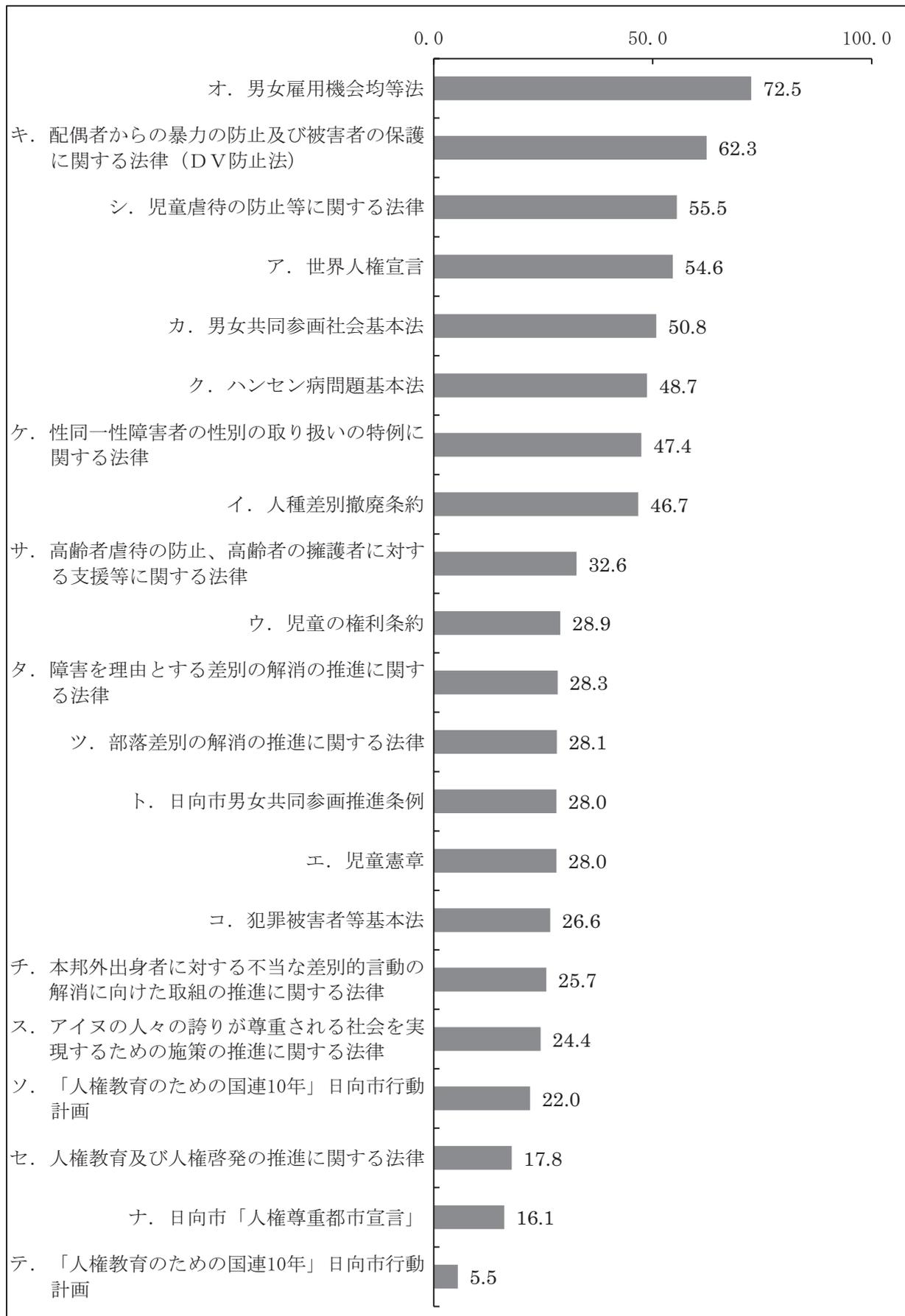
- ア 平等になっている。
- イ 平等になっていない。
- ウ わからない。



2. 人権施策についての社会評価

ア、人権施策の認知度

質問4 人権に関することから、これまであなたが見たり聞いたりしたことのあるものを次の中から上げてください（この質問では〇はいくつでも結構です。）

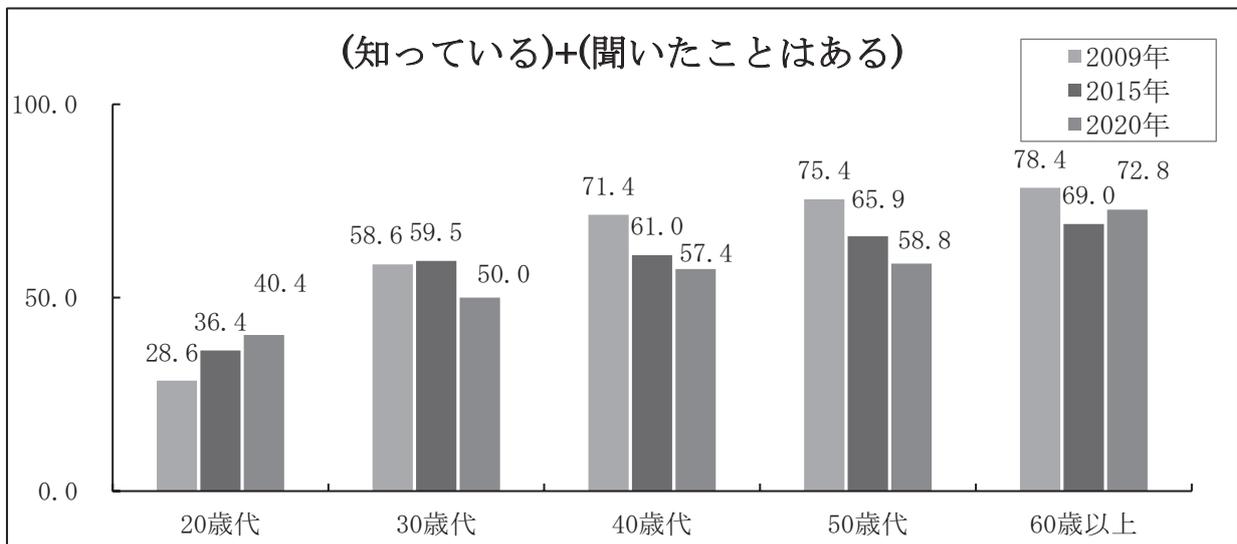
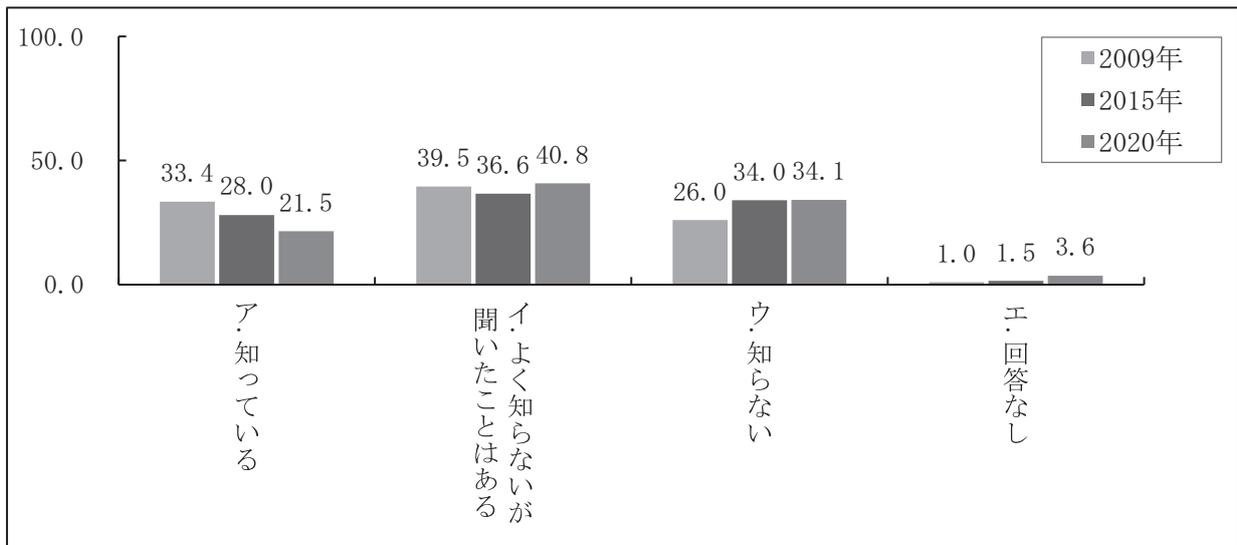
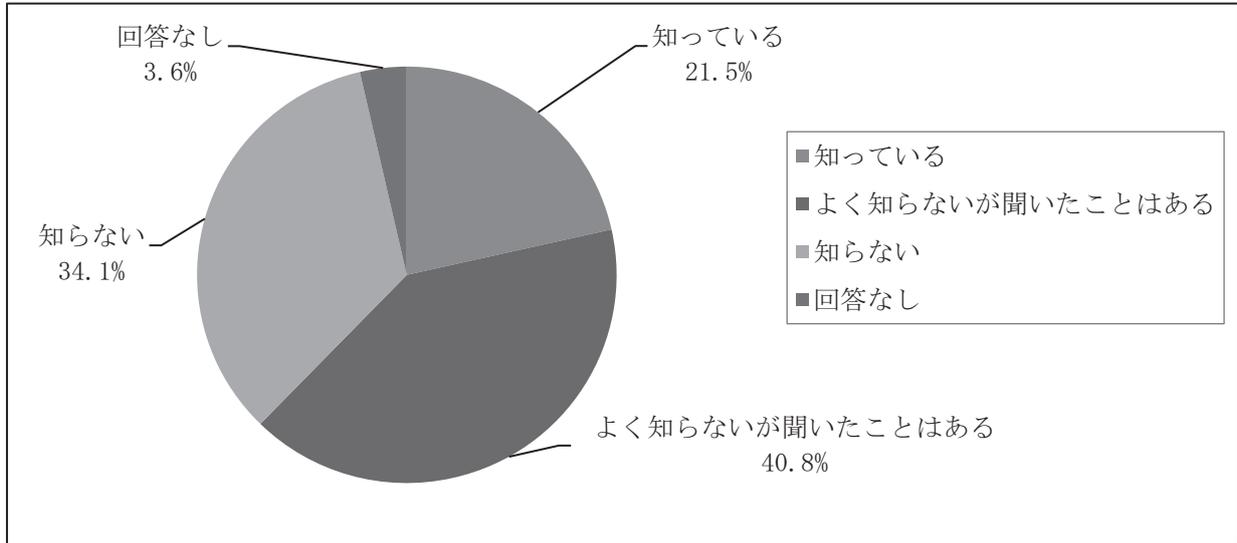


3. 同和問題の認知

ア、同和地区、同和問題の認知度

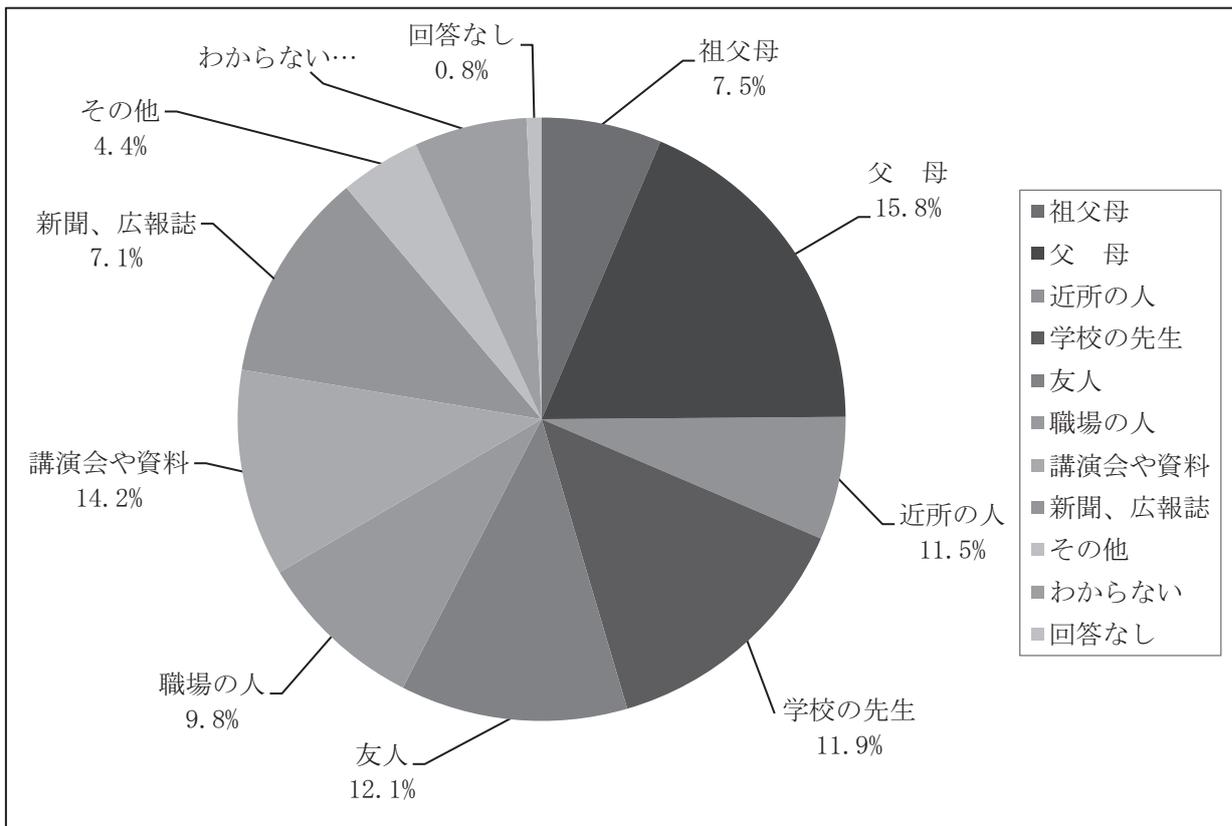
質問5 日向市に「同和地区」・「被差別部落」などによばれ、差別を受けてきた地区があり「同和問題」・「部落問題」・「部落差別」といわれる問題があるのを知っていますか。

- ア 知っている。
- イ よく知らないが聞いたことはある。
- ウ 知らない。



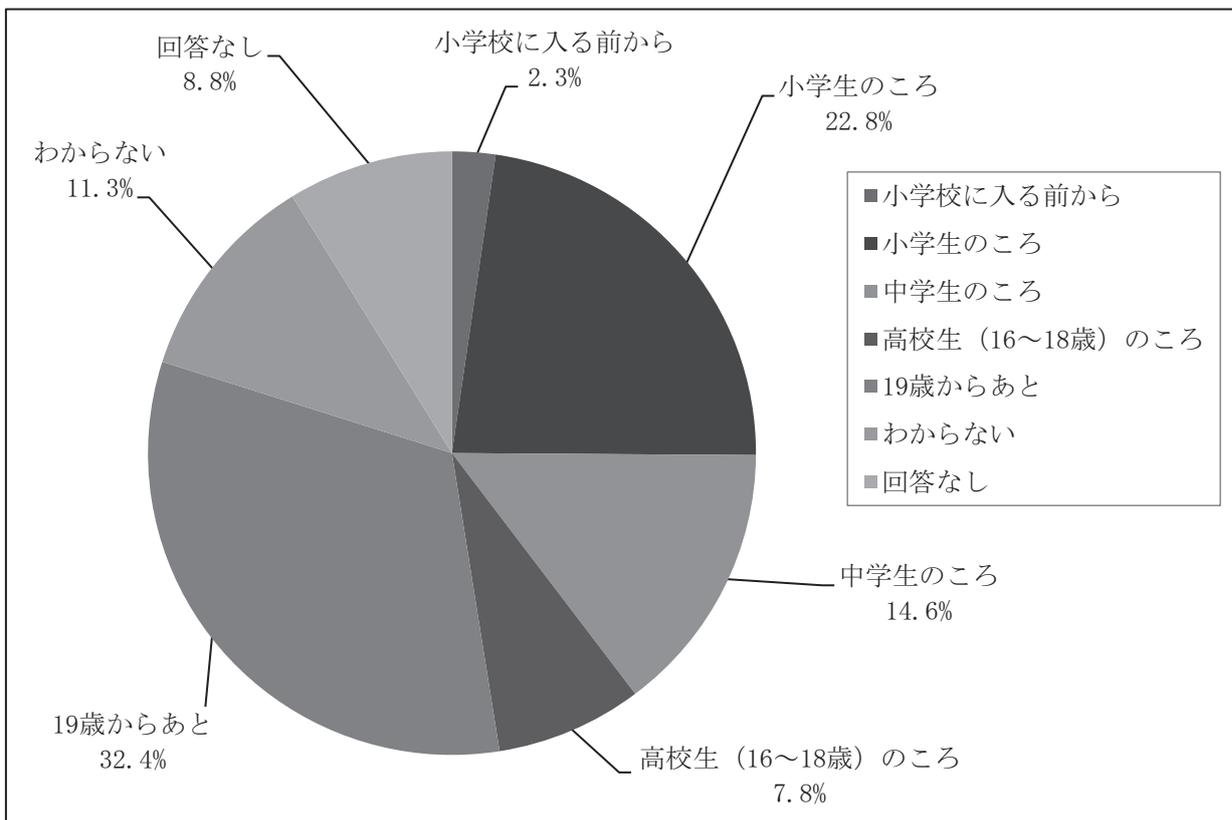
イ、はじめて聞いた相手

質問6 それをはじめて聞いたのはだれからですか。 ※注（質問5でア、イに○をつけた方だけお答えください。）



ウ、はじめて知った時期

質問7 はじめて知ったのはいつごろですか。 ※注（3ページの質問5でア、イに○をつけた方だけお答えください）

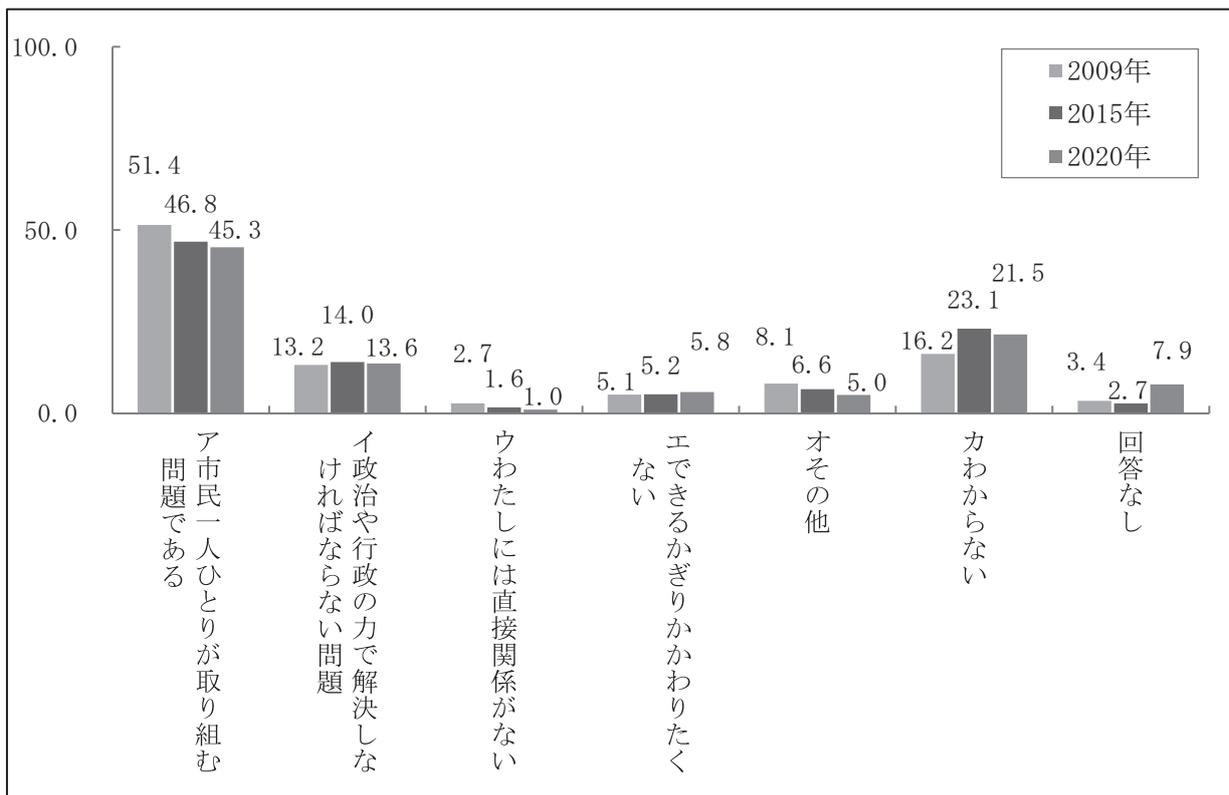
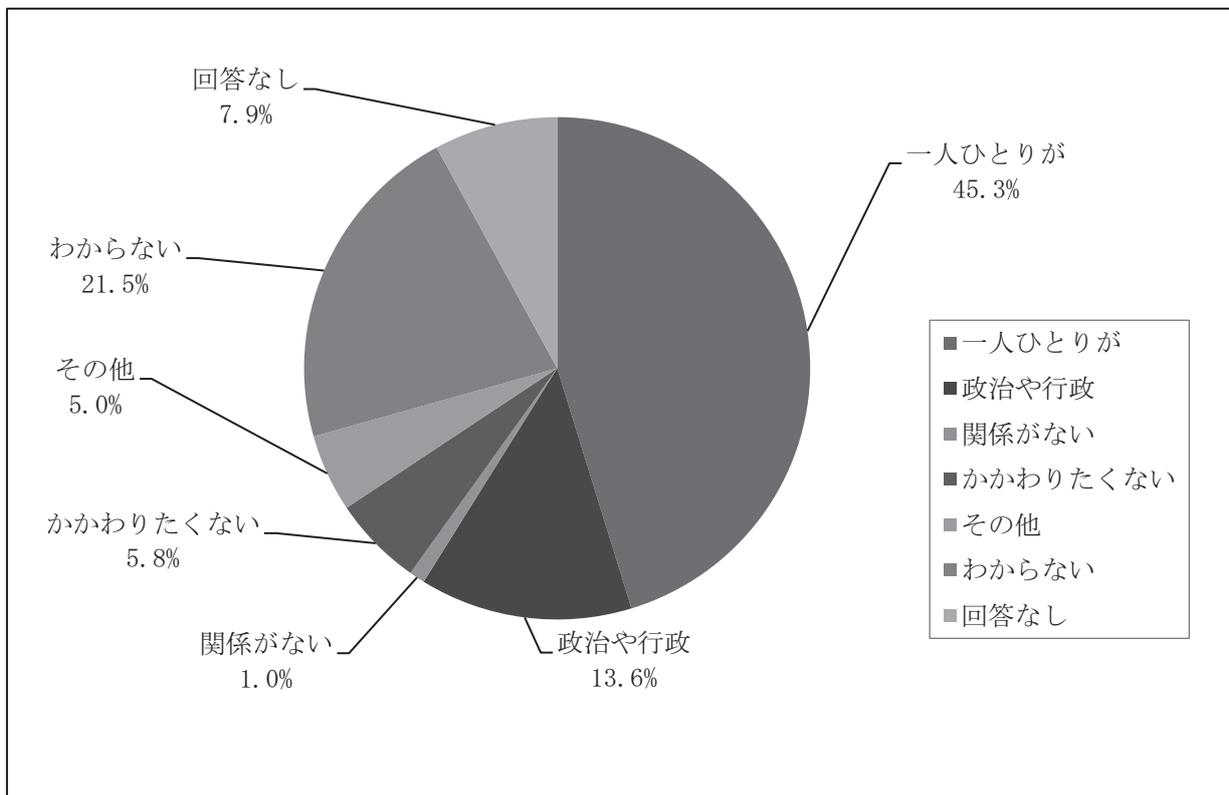


4. 同和問題に対する意識

ア、同和問題へのかかわりの認識

質問8 同和地区や同和問題について、あなたはどのように考えますか。

- ア 基本的人権に関する問題であり、市民一人ひとりが取り組む問題である。
- イ 政治や行政の力で解決しなければならない問題である。
- ウ 同和問題は、同和地区の人びとの問題だから、わたしには直接関係がない。
- エ 非常にむずかしい問題なので、できるかぎりかかわりたくない。
- オ その他
- カ わからない。

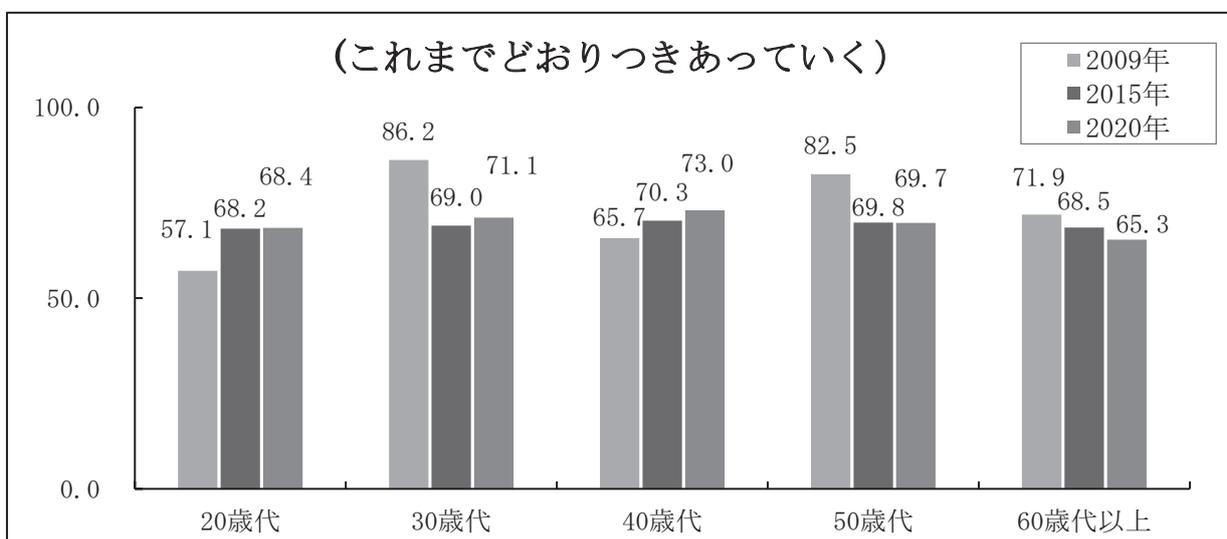
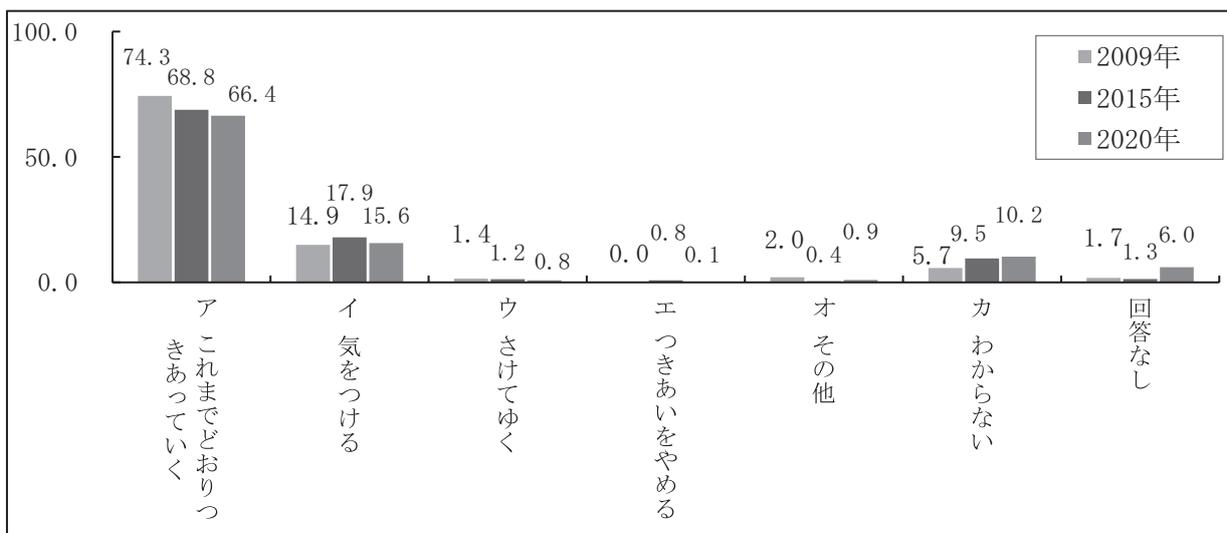
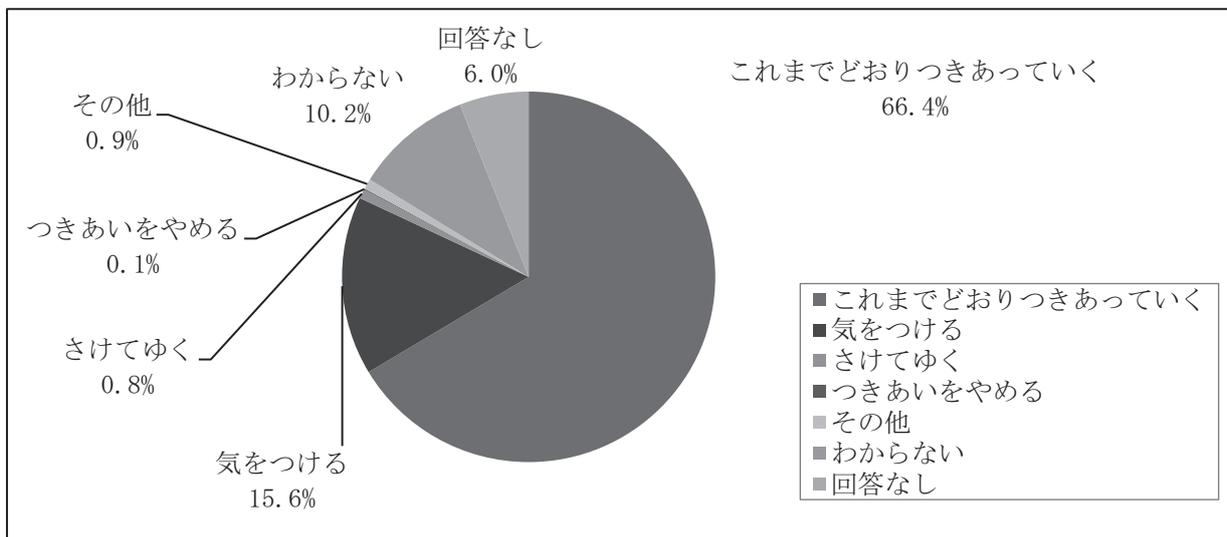


イ、部落差別に対する意識

質問9 あなたは次のような場合どうされますか。

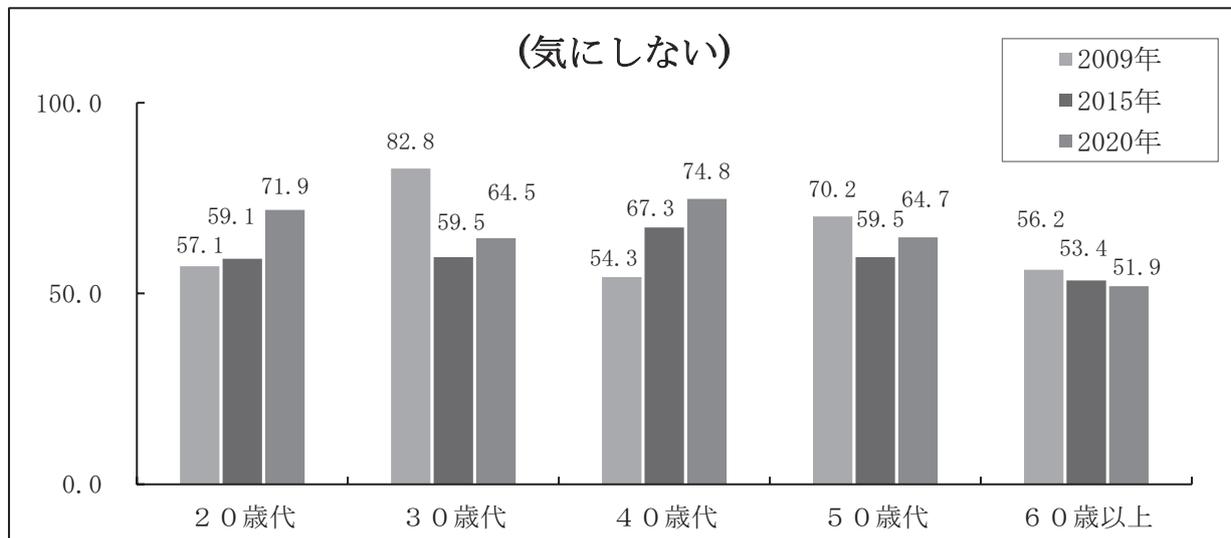
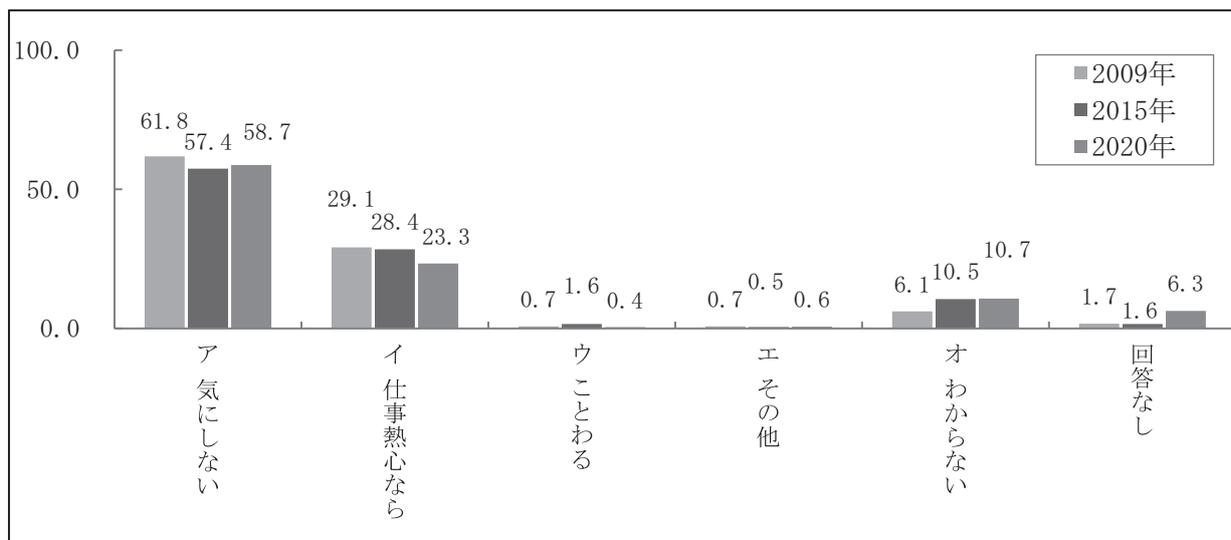
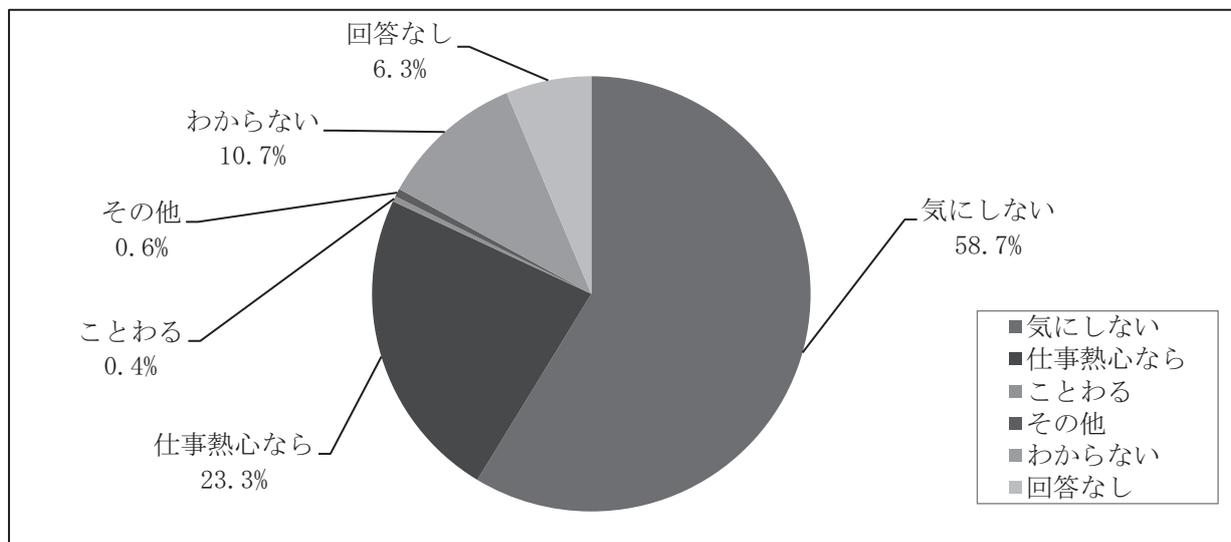
(1) ふだんつきあっている人が同和地区出身の人であることがわかったとき。

- ア そんなことは気にせず、これまでどおりつきあっていく。
- イ つきあいはこれまでどおり変わらないが、いろいろ気をつける。
- ウ できるだけさけてゆく。
- エ つきあいをやめる。
- オ その他
- カ わからない。



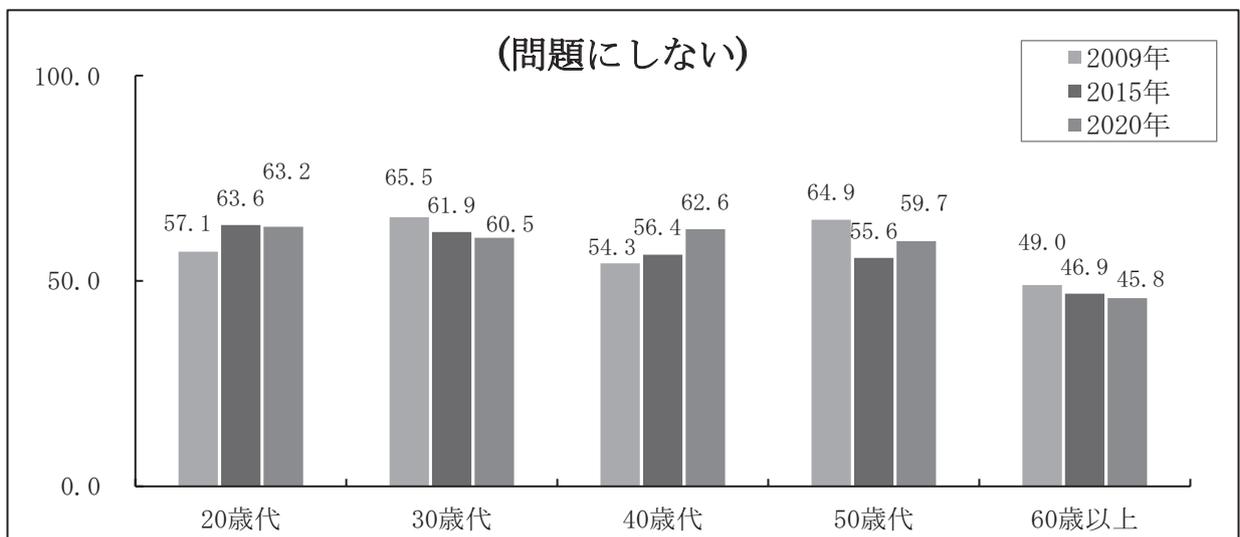
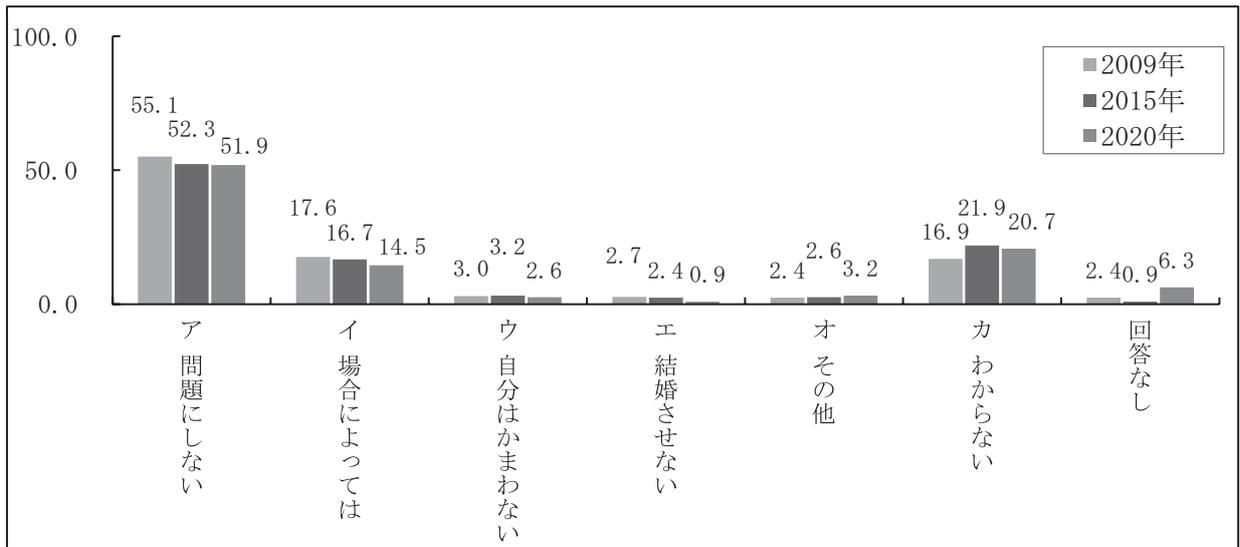
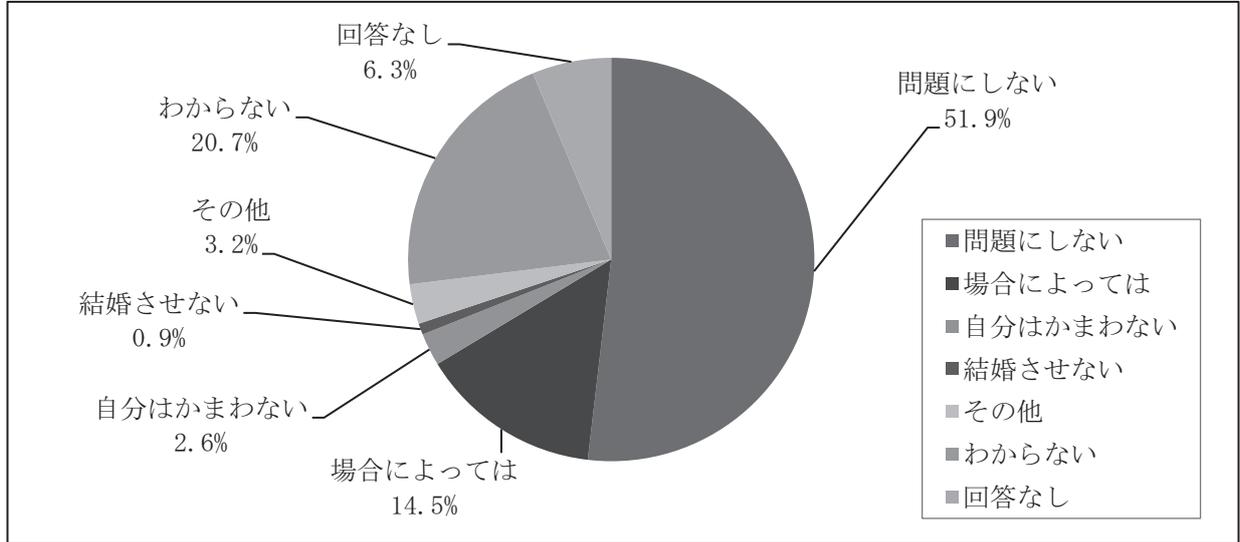
(2) かりにあなたが人を雇うばあい、その人が同和地区出身の人であることがわかったとき。

- ア 同和地区出身であろうと、なかろうと気にしない。
- イ 仕事熱心な人なら雇う。
- ウ なんとかしてことわる。
- エ その他
- オ わからない。



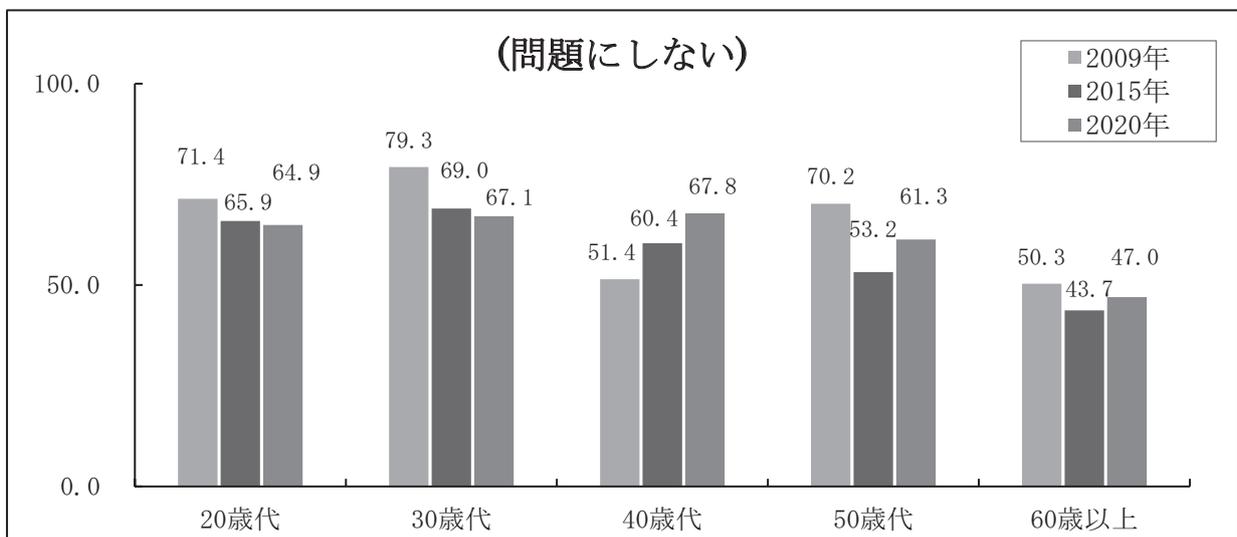
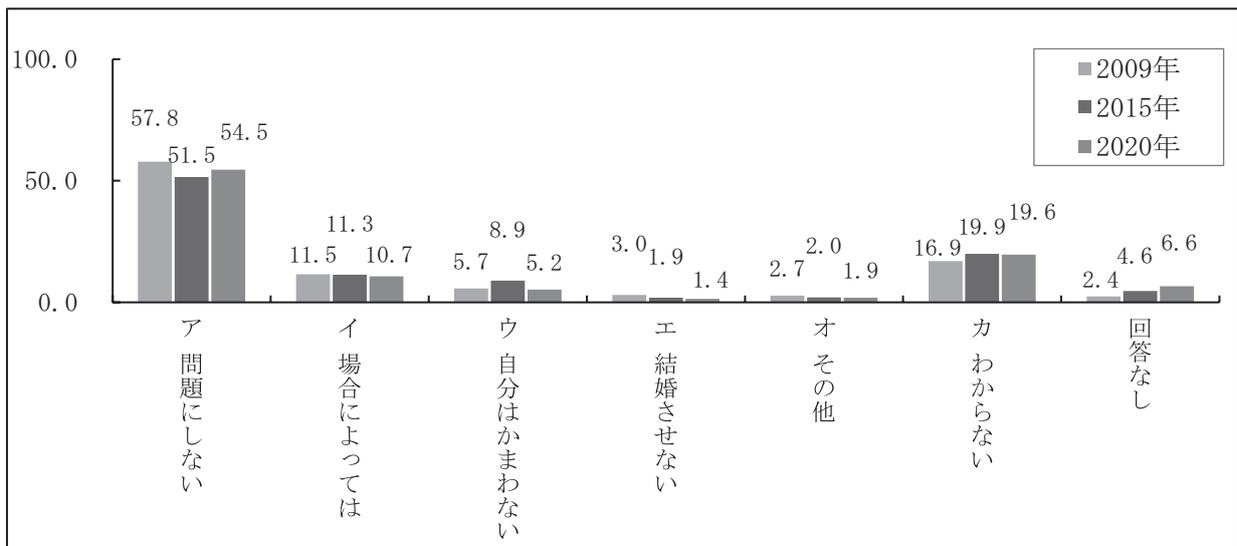
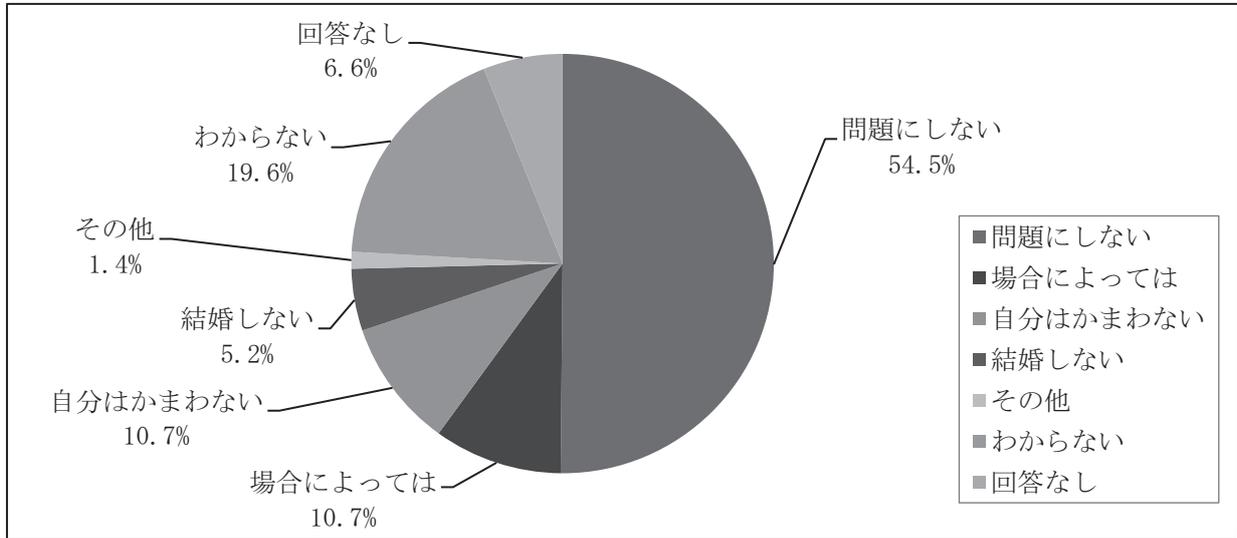
(3) かりにあなたのお子さんが結婚するとき、相手が同和地区出身であるかどうかを問題にしますか。

- ア 問題にしない。
- イ 場合によっては結婚させてもよい。
- ウ 自分がかまわないが、親類や世間のでまえがあるので、結婚させない。
- エ どうしても結婚させない。
- オ その他
- カ わからない。



(4) かりにあなたが結婚するとき、相手が同和地区出身であるかどうかを問題にしますか。

- ア 問題にしない。
- イ 場合によっては結婚してもよい。
- ウ 自分がかまわないが、親や親類の反対があれば、結婚しない。
- エ どうしても結婚しない。
- オ その他
- カ わからない。



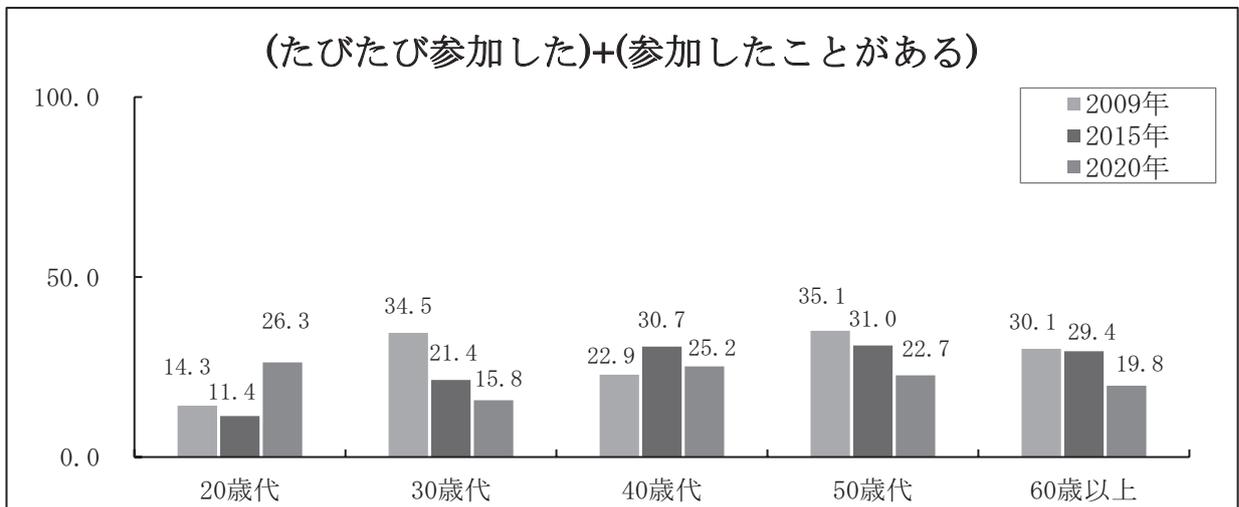
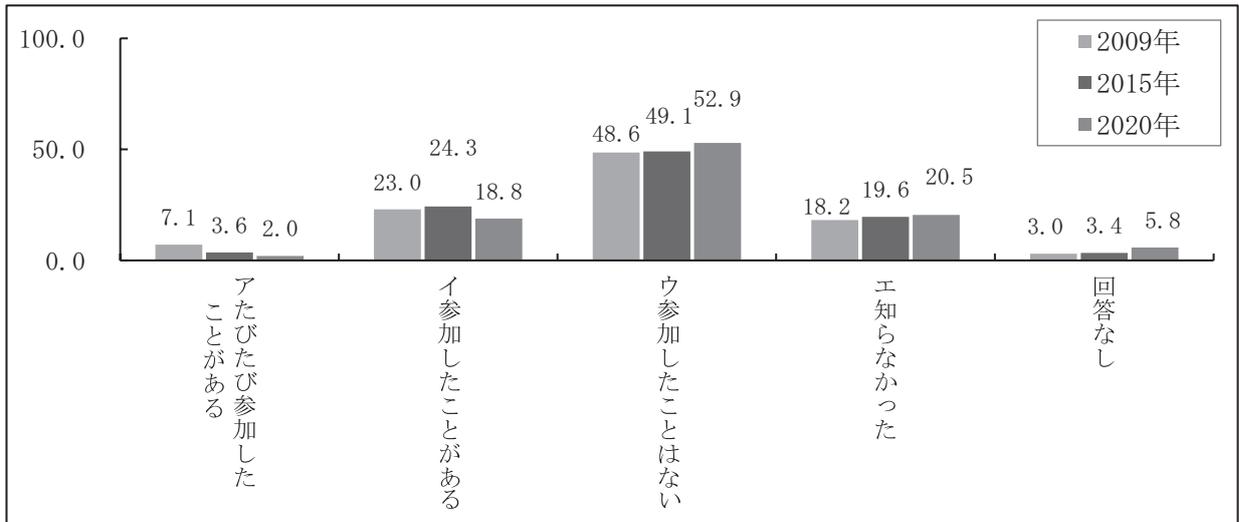
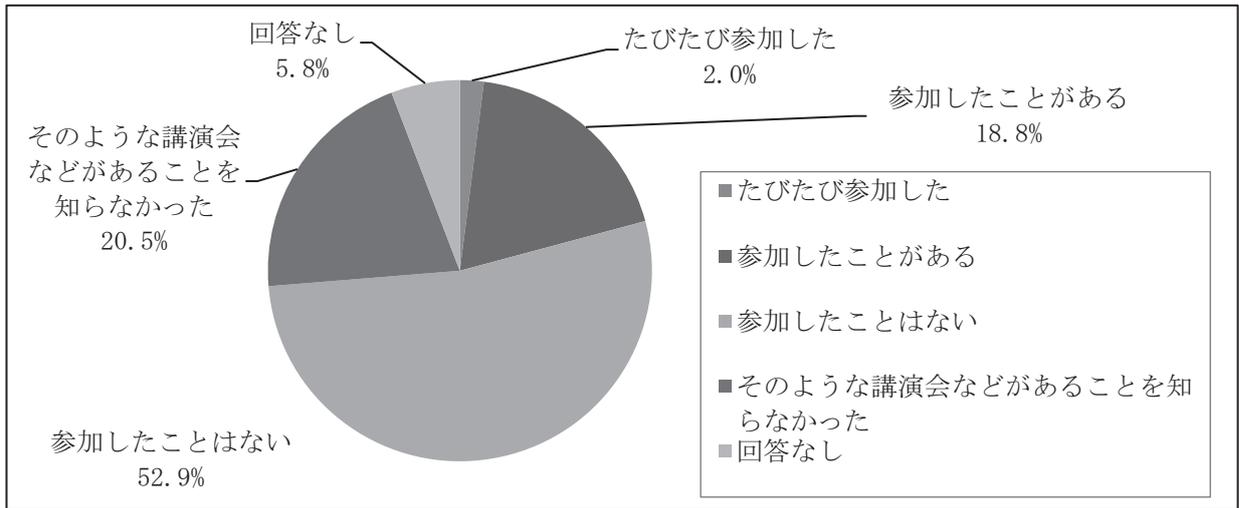
5. 社会啓発の実態

ア、学習会への参加と評価

質問 10 日向市では、日向市人権・同和教育研究大会をはじめ、人権・同和問題市民講演会や人権について考える市民の集い、人権講座などを開催しています。

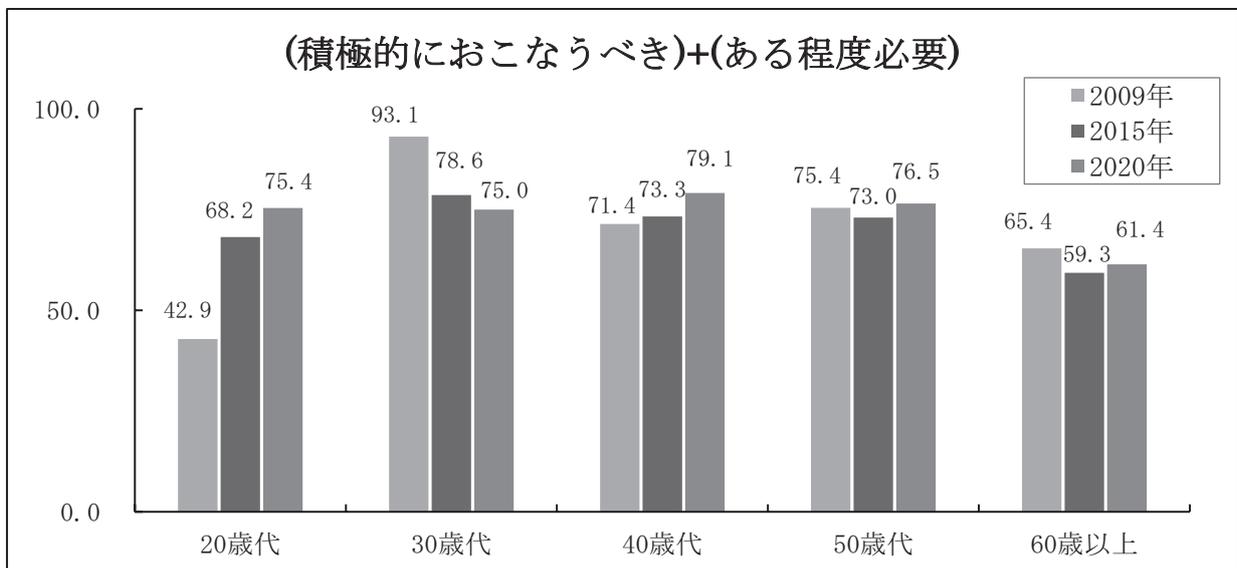
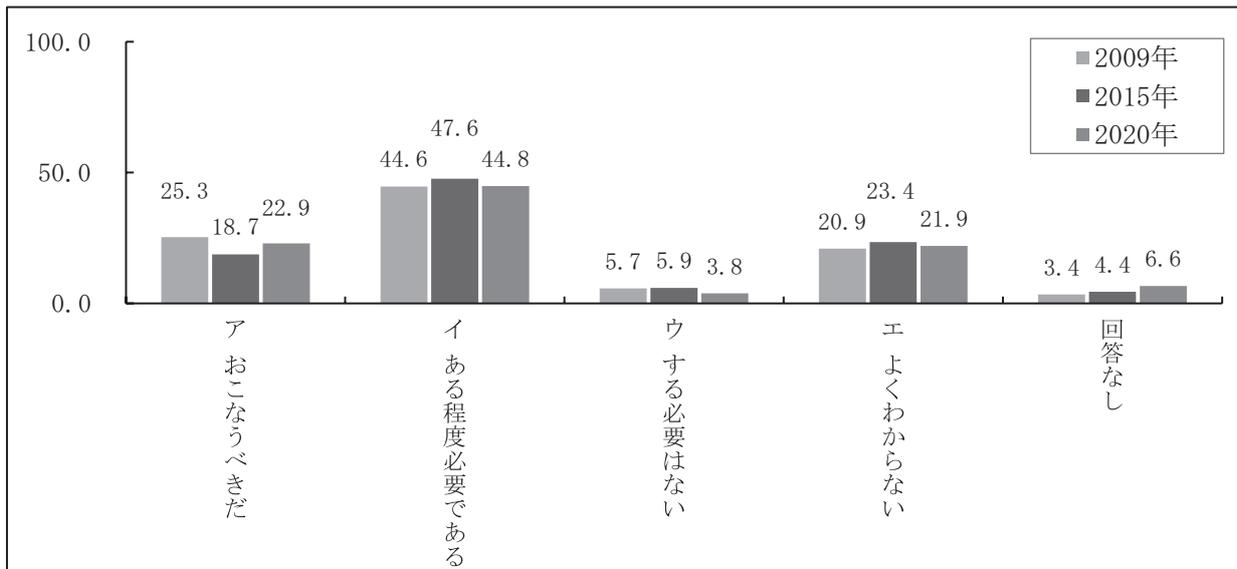
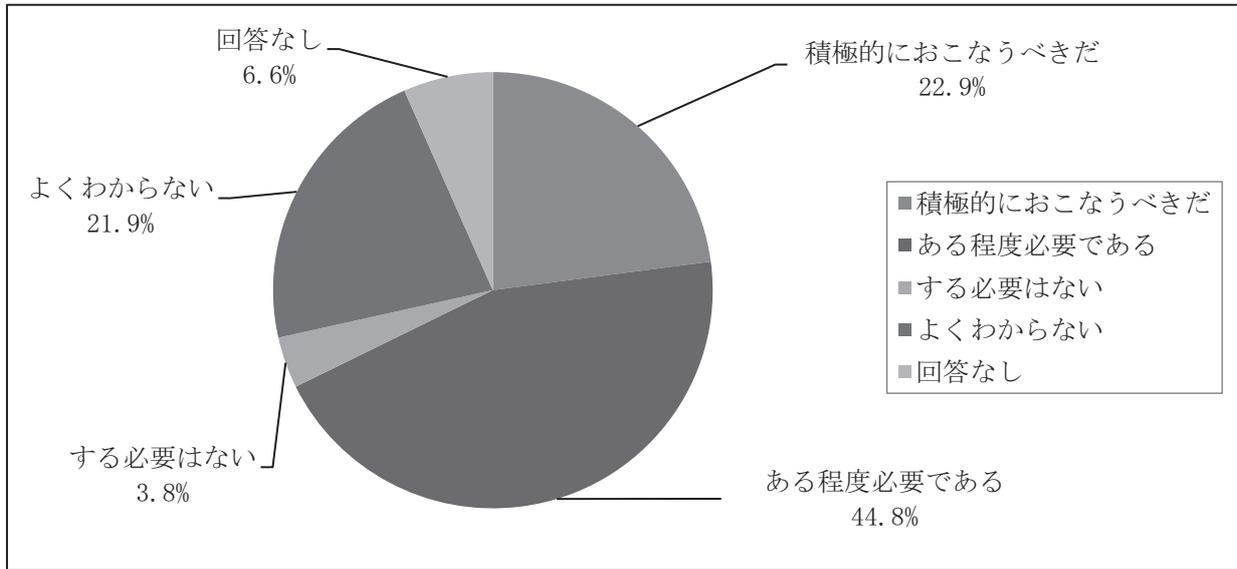
(1) あなたは、これらの同和問題や、女性、子ども、障がい者、在日外国人、性的少数者（LGBT）などさまざまな人権問題についての講演会や研修会などに参加したことがありますか。

- ア たびたび参加している。
- イ 参加したことがある。
- ウ 参加したことはない。
- エ そのような講演会などがあったことを知らなかった。



(2) あなたは、このことについてどう考えますか。

- ア 積極的におこなうべきだ。
- イ ある程度必要である。
- ウ する必要はない。
- エ よくわからない。

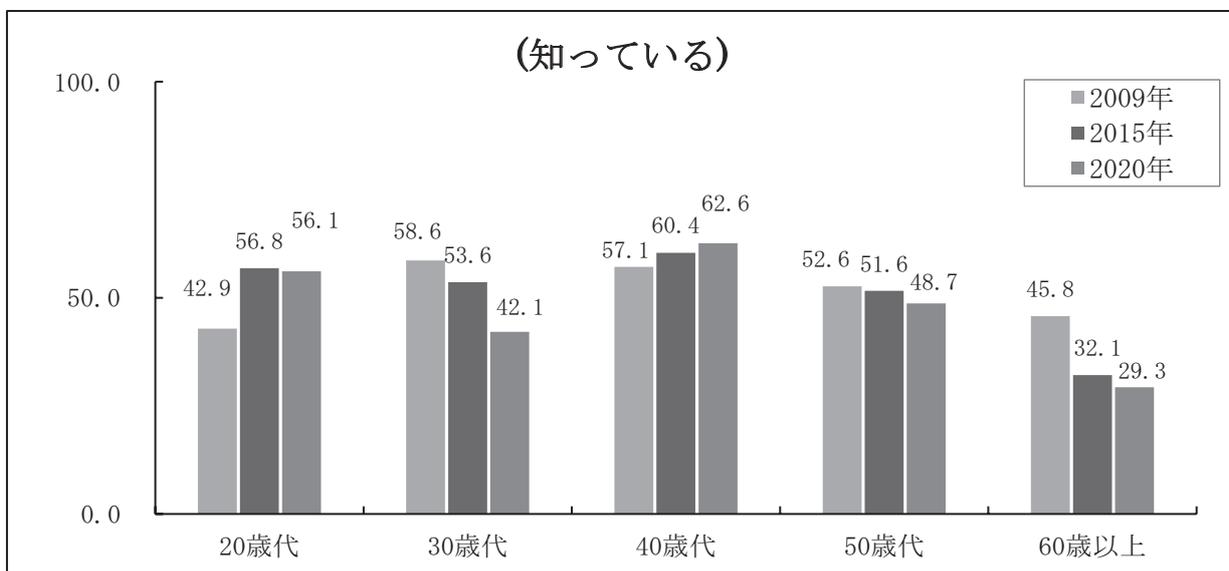
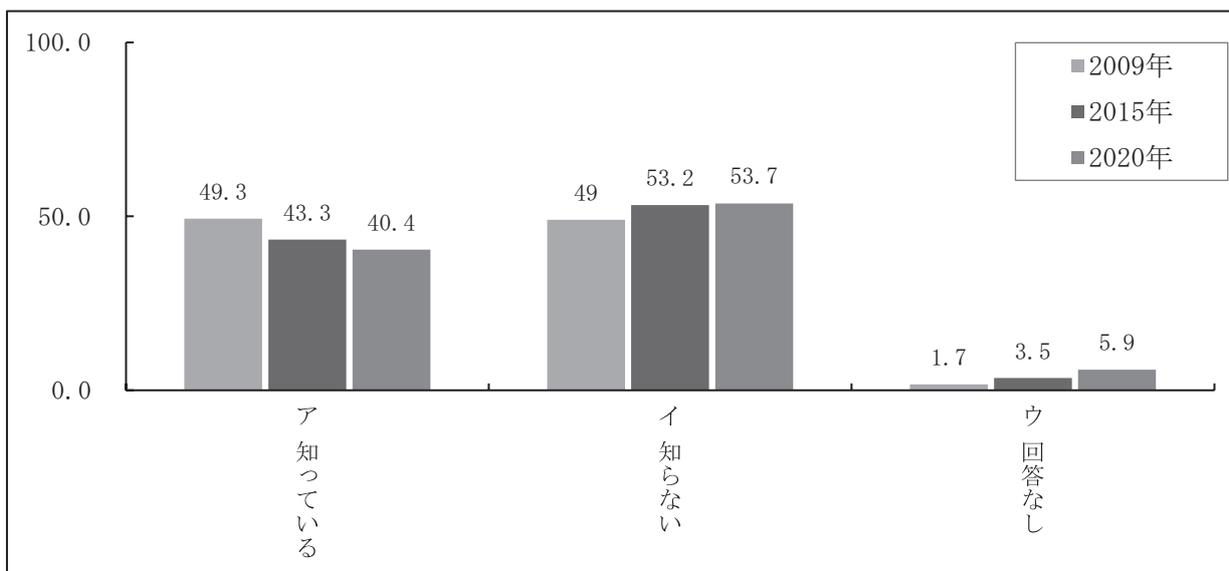
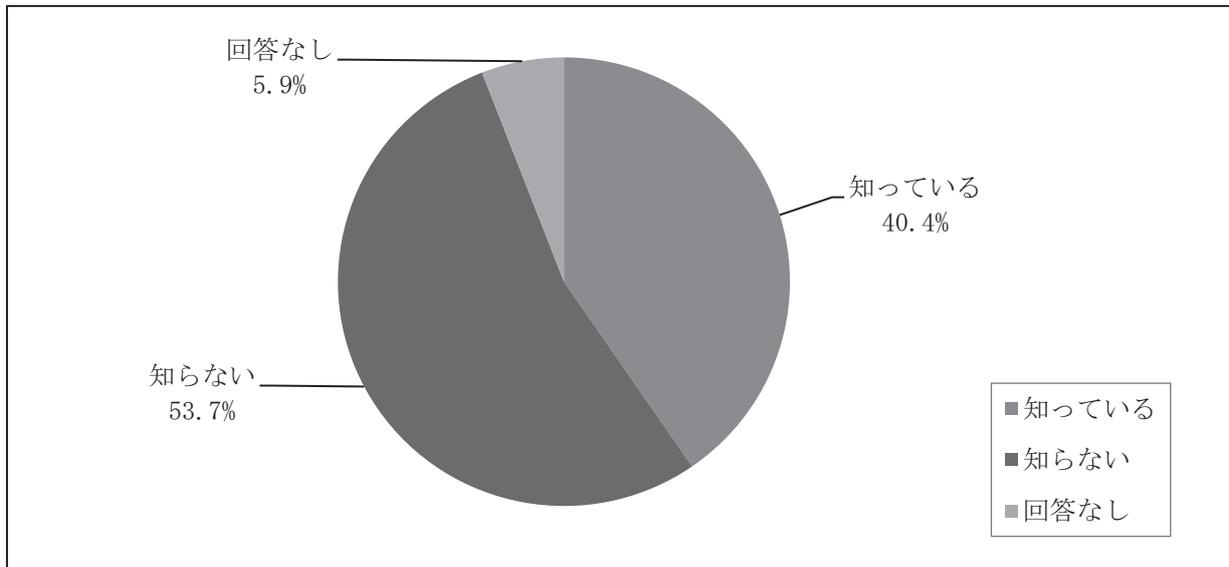


イ、同和教育の周知度と評価

質問 11 県や日向市では、小学校、中学校、高校の各学校で人権・同和教育をおこなっています。

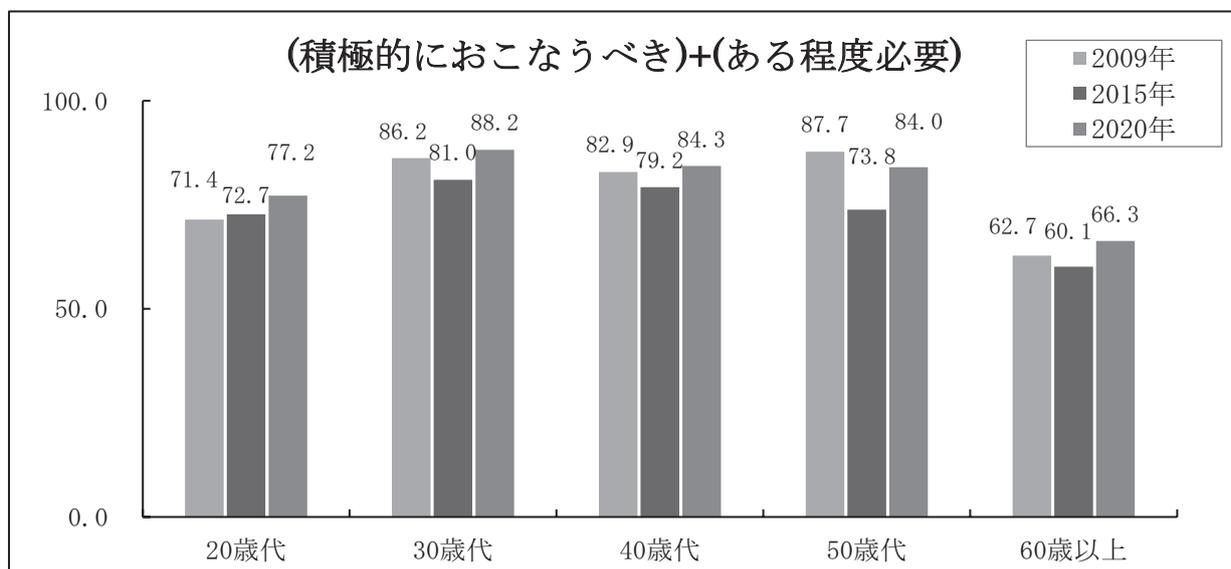
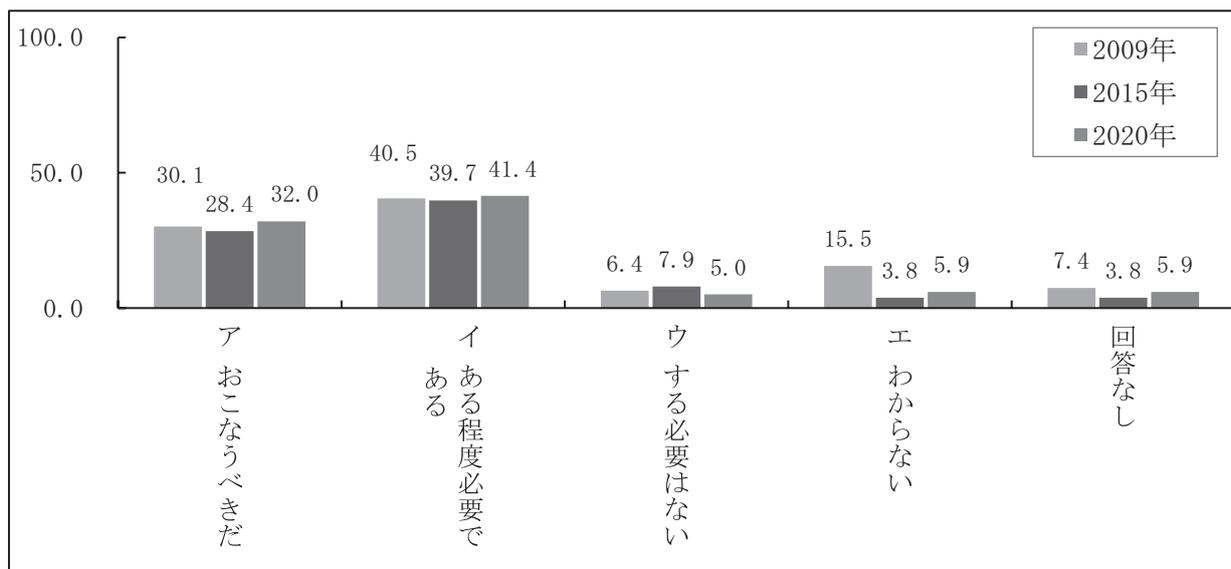
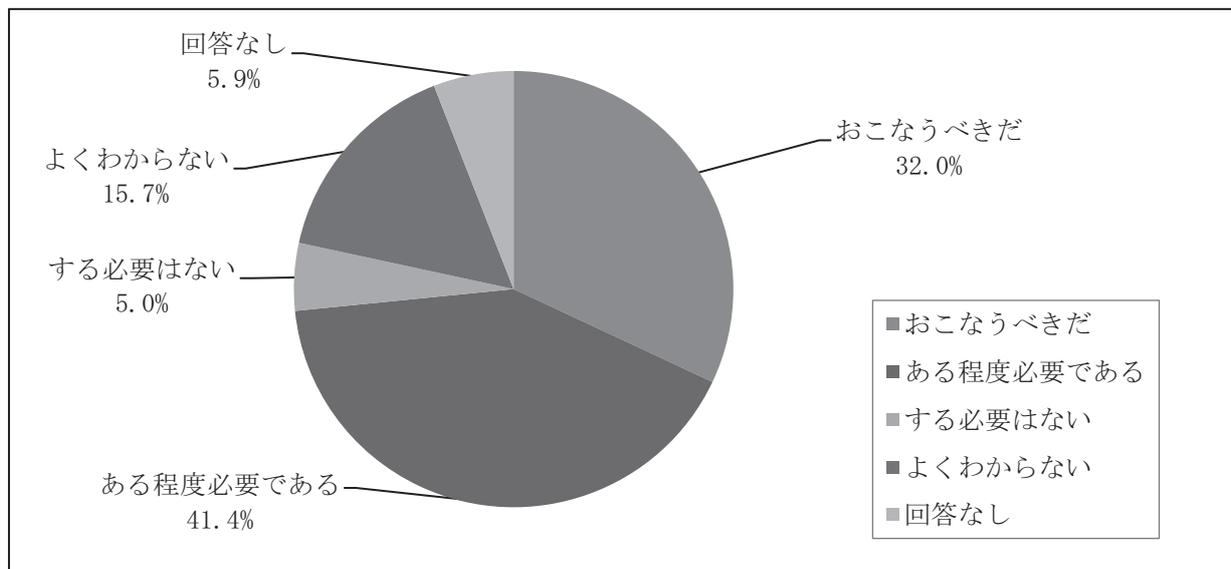
(1) あなたは、このことについて知っていますか。

- ア 知っている。
- イ 知らない。



(2) あなたは、このことについてどう考えますか。

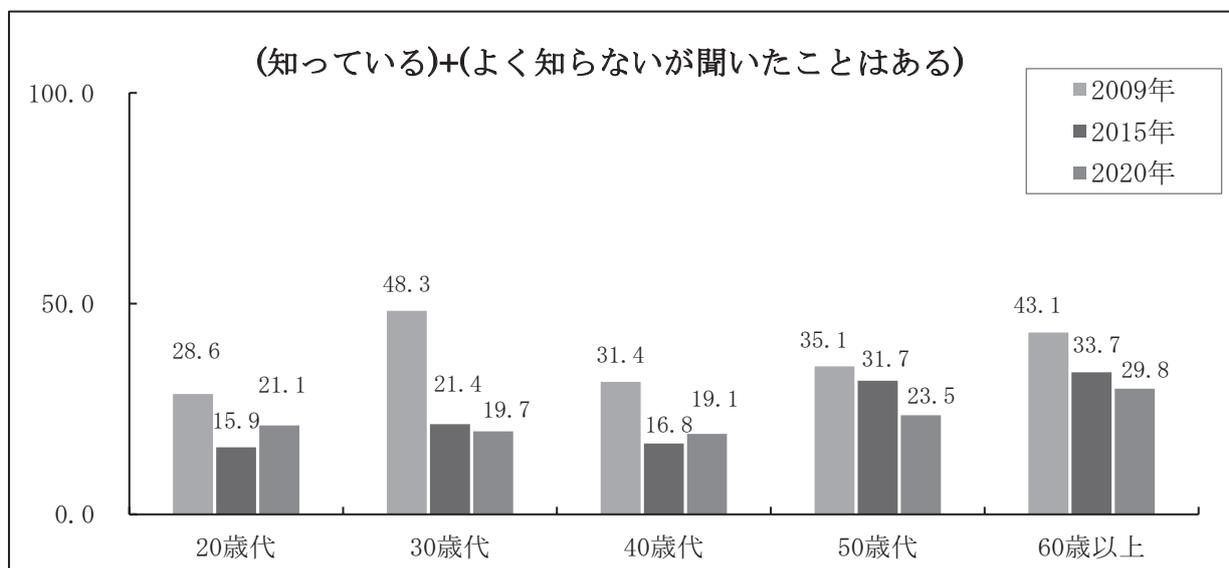
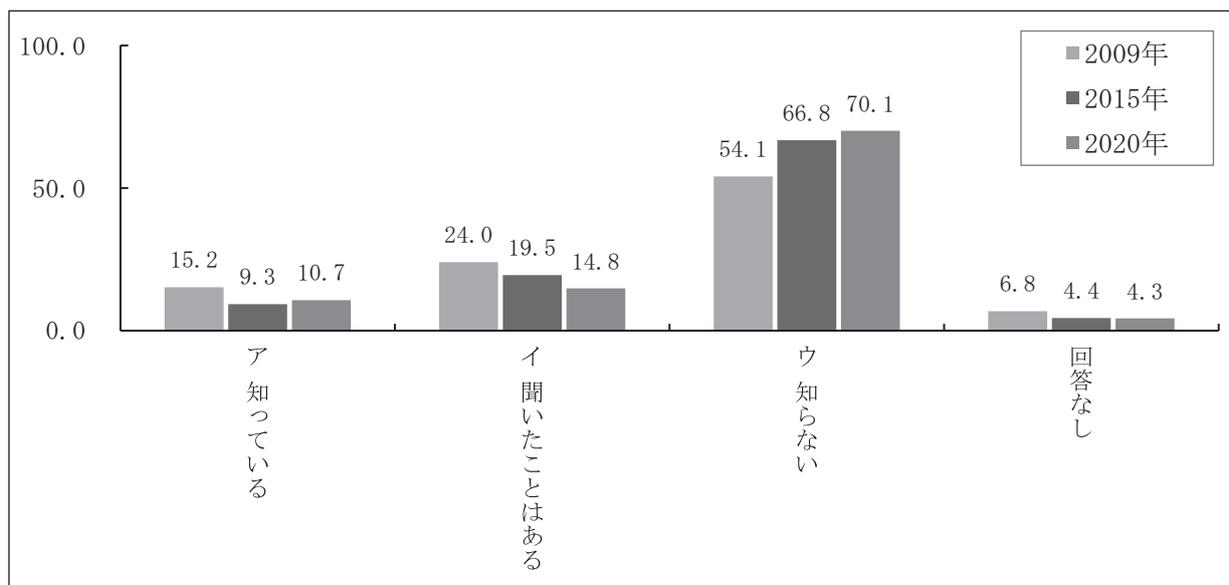
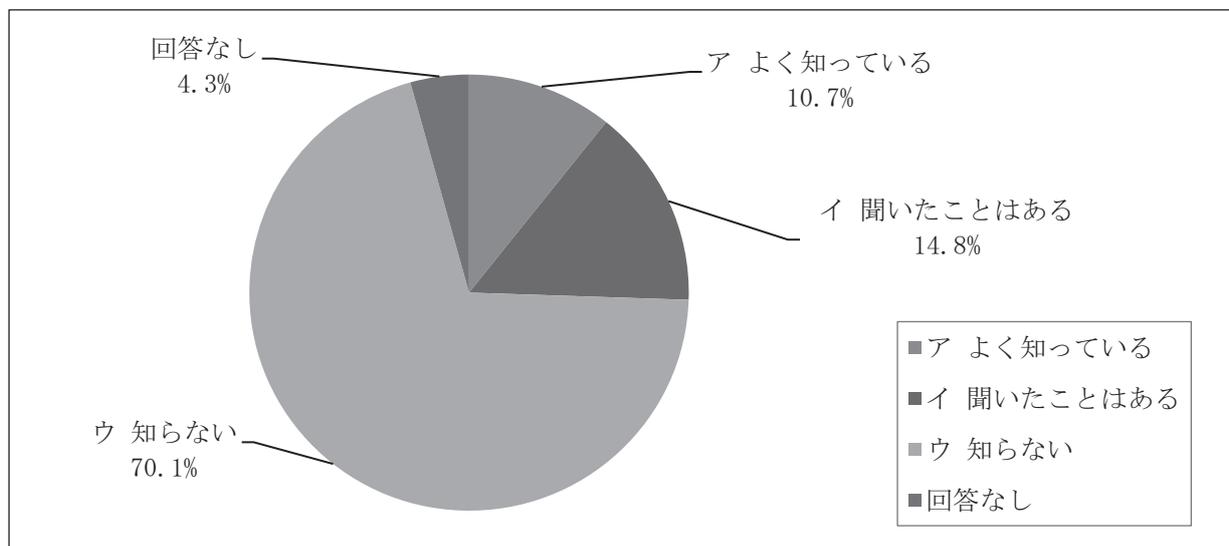
- ア 積極的におこなうべきだ。
- イ ある程度必要である。
- ウ する必要はない。
- エ よくわからない。



質問 1 2 日向市では就職や結婚に際しておこなわれることがある「身元調査」は人権侵害につながるので各種団体や企業と協力して「身元調査お断り運動」をおこなっています。

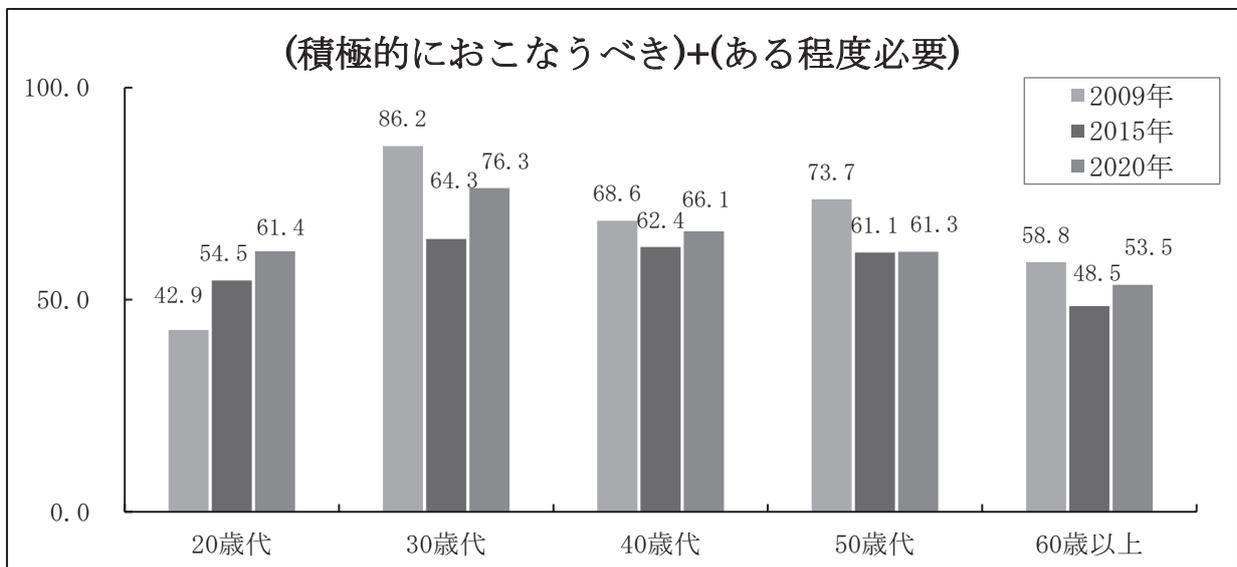
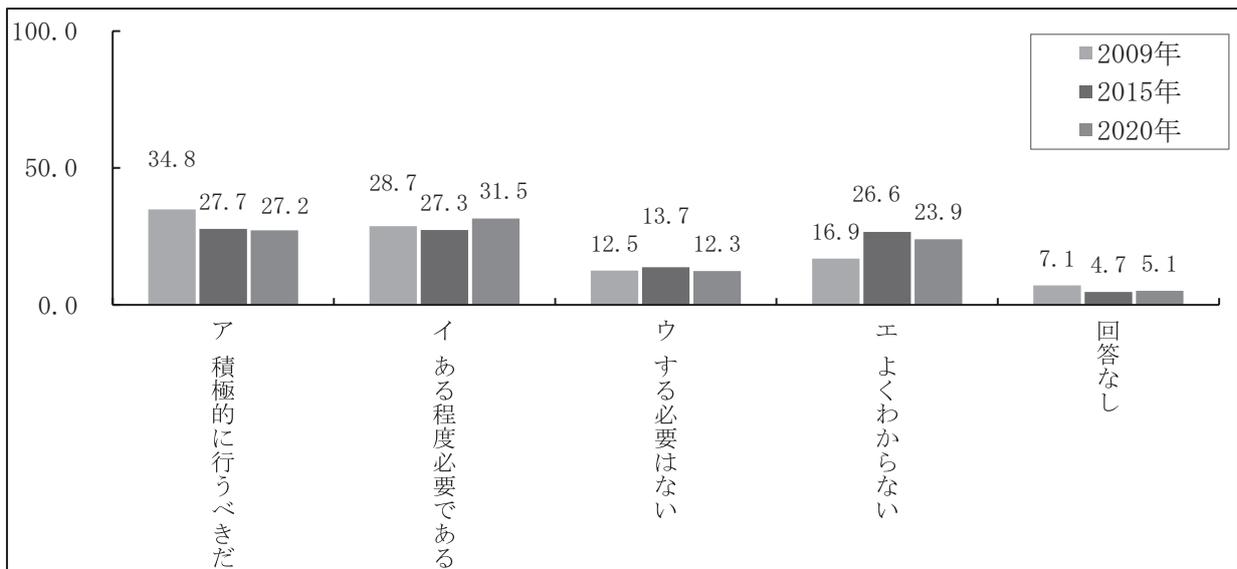
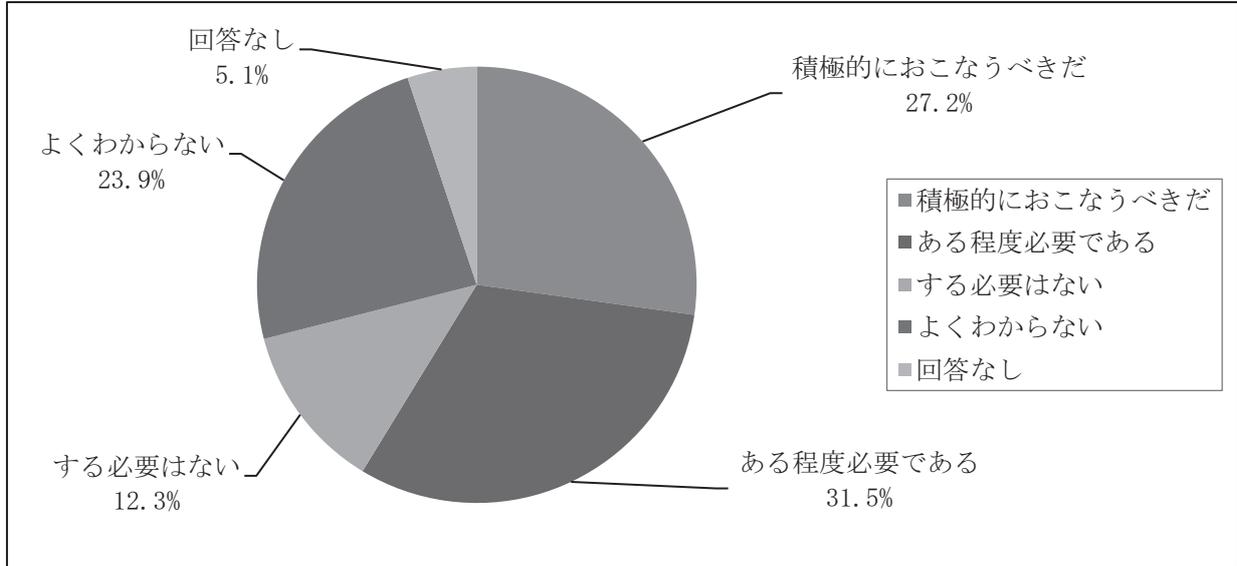
(1) あなたは、このことについて知っていますか。

- ア 知っている。
- イ よく知らないが聞いたことはある。
- ウ 知らない。



(2) あなたは、このことについてどう考えますか。

- ア 積極的におこなうべきだ。
- イ ある程度必要である。
- ウ する必要はない。
- エ よくわからない。

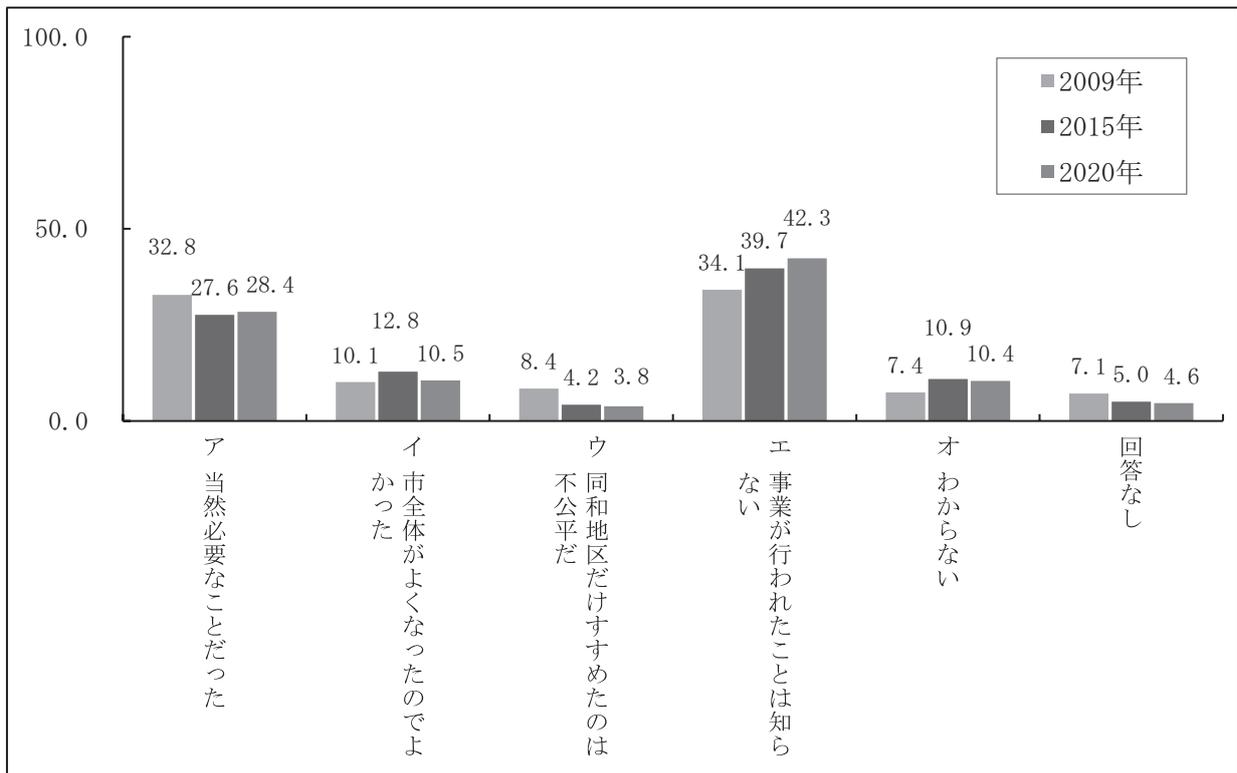
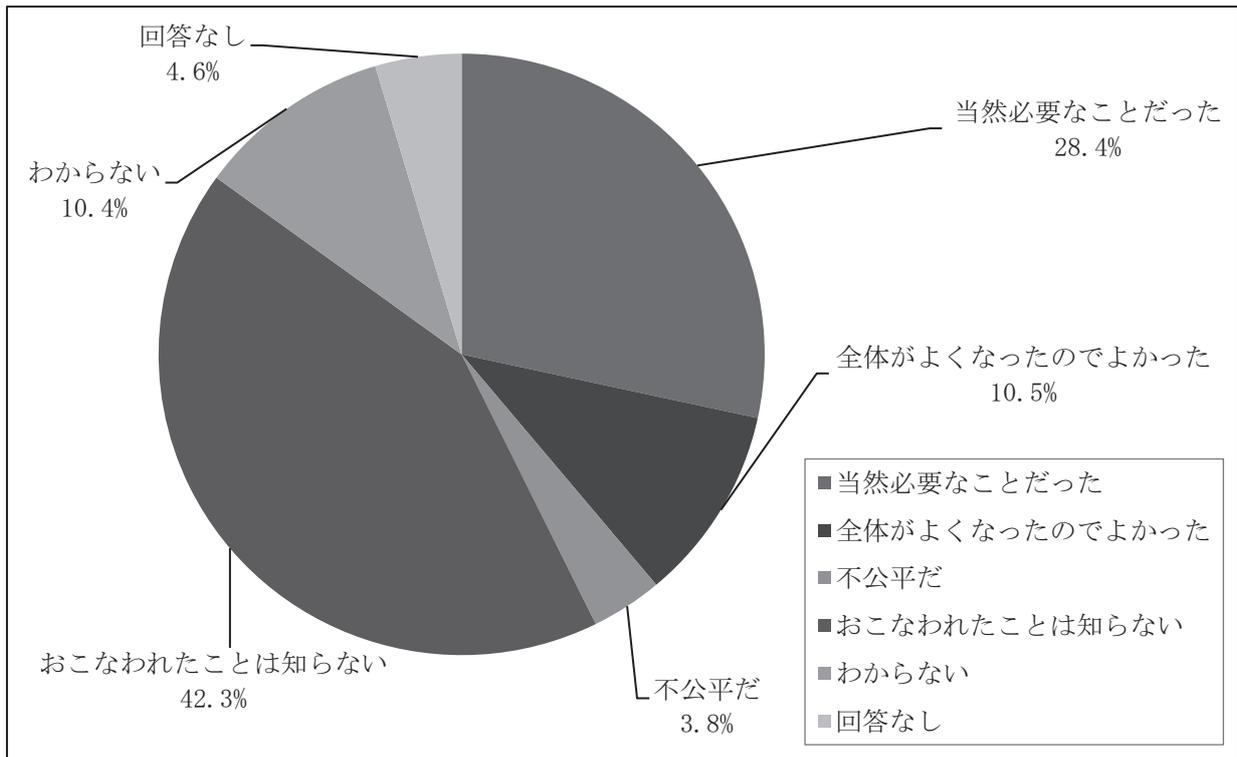


6. 同和対策事業の評価と今後の取り組み

ア、同和対策事業の評価

質問 13 日向市では、国の同和対策事業により、昭和53年（1978）から昭和62年（1987）にかけて同和地区の道路や住宅など、おこなわれていた生活環境を改善しましたが、あなたはこのことをどう思いますか。

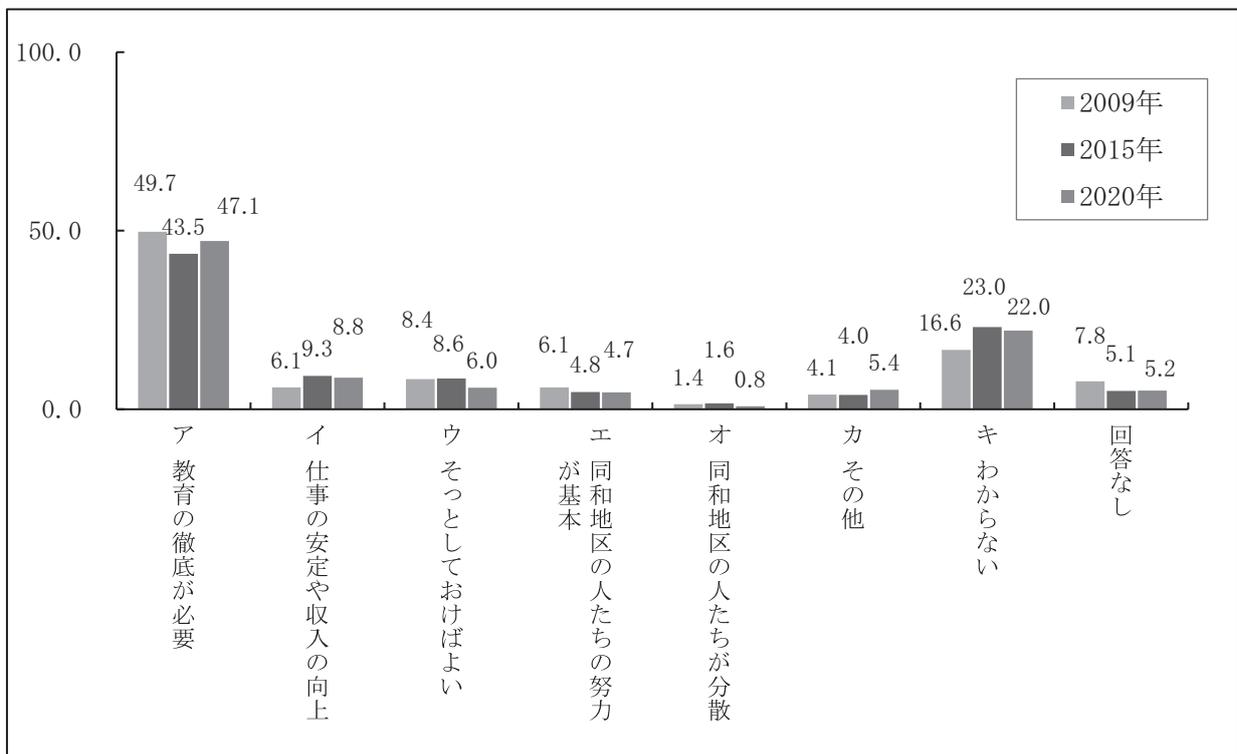
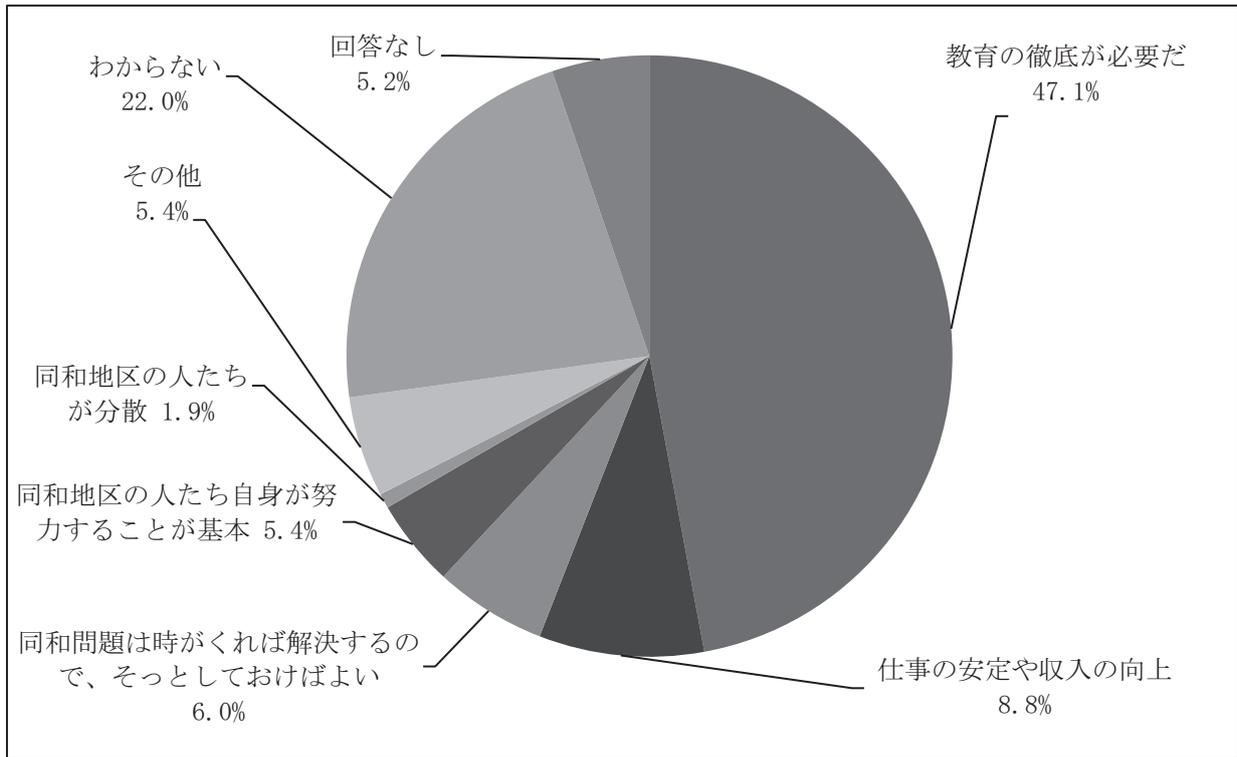
- ア 当然必要なことだった。
- イ 同和地区がよくなったことにより、市全体がよくなったのでよかった。
- ウ 同和地区だけ、事業をすすめたのは不公平だ。
- エ 日向市でそんな事業がおこなわれたことは知らない。
- オ わからない。



イ、今後の取り組み

質問 1 4 同和問題の解決について、これからどのようにしたらよいと思いますか。

- ア 被差別部落に対する偏見には根強いものがあるので、学校教育や社会教育で差別意識をなくす教育を徹底することが必要だ。
- イ 仕事の安定や収入の向上をはかる。
- ウ 同和問題は時がくれば解決するので、そっとしておけばよい。
- エ 同和地区の人たち自身が、差別をなくすように努力することが基本である。
- オ 同和地区の人たちが分散すればよい。
- カ その他
- キ わからない。

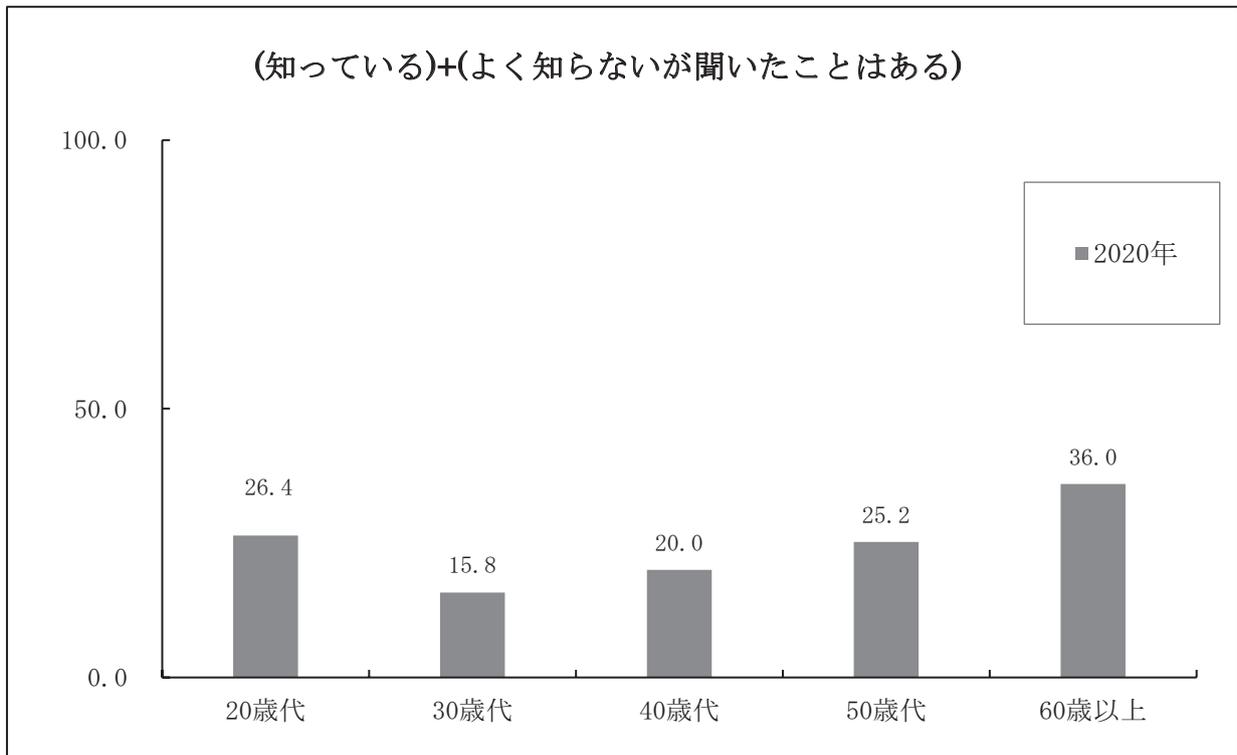
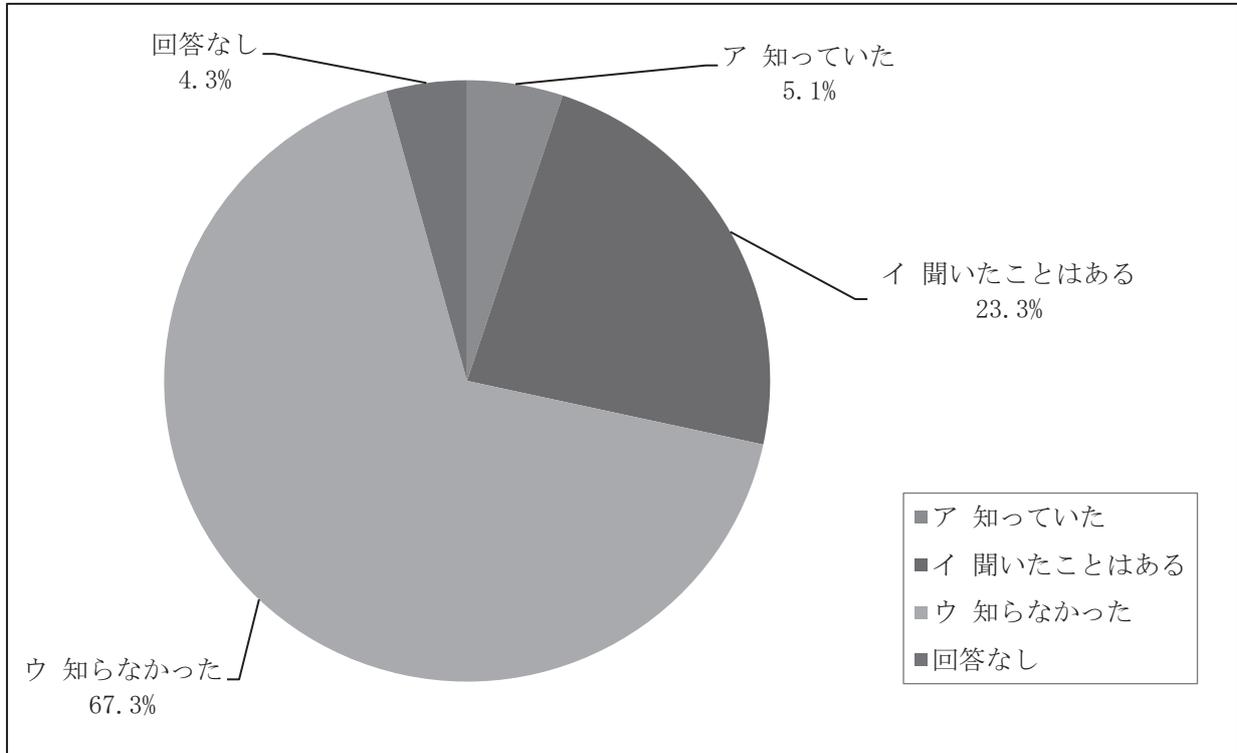


7. 人権条例と今後の啓発活動

ア、人権条例の認知度

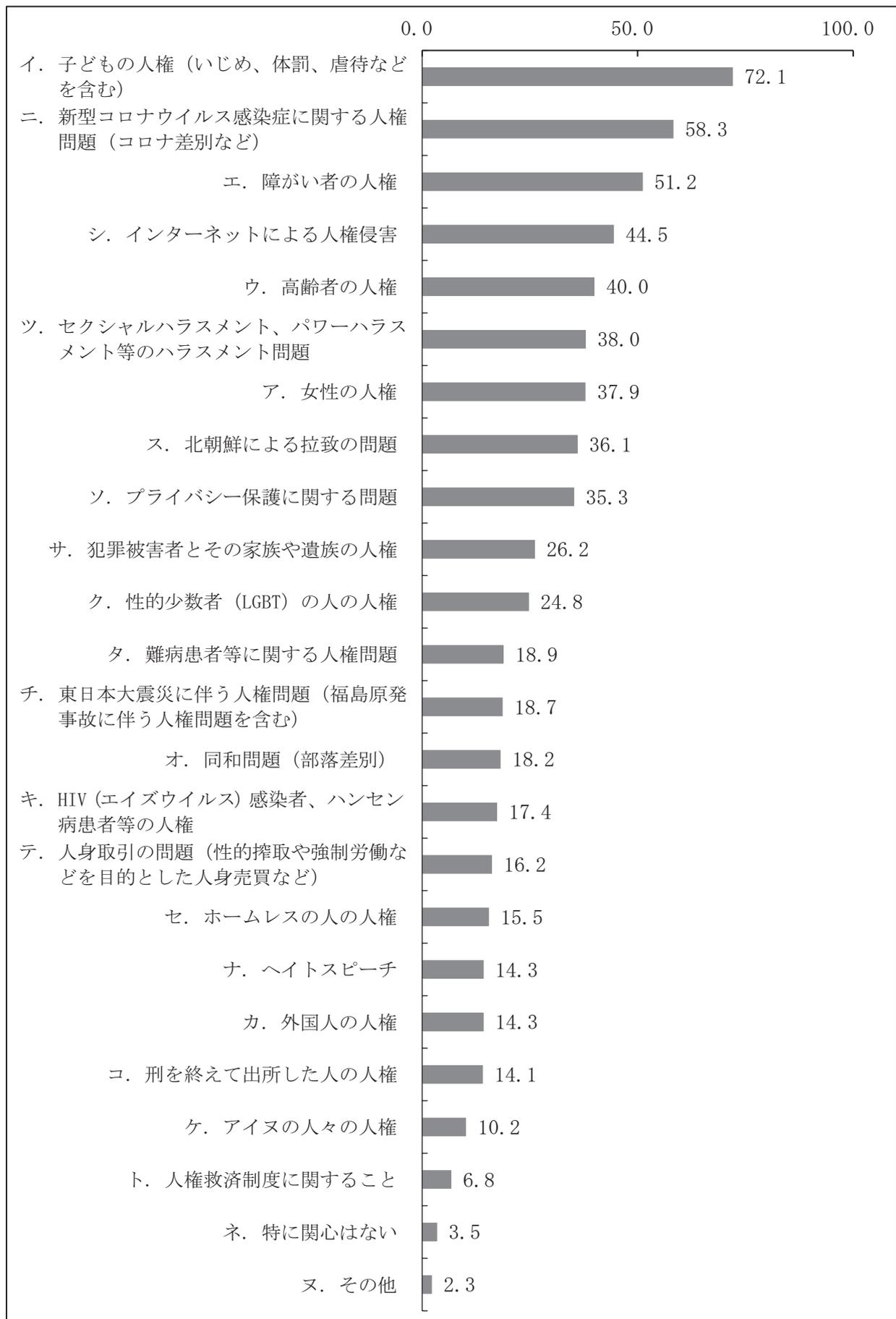
質問 15 日向市は、平成 30（2018）年 12 月に「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」を制定しました。あなたは、このことについて知っていましたか。

- ア 知っていた。
- イ よく知らないが聞いたことはある。
- ウ 知らなかった。

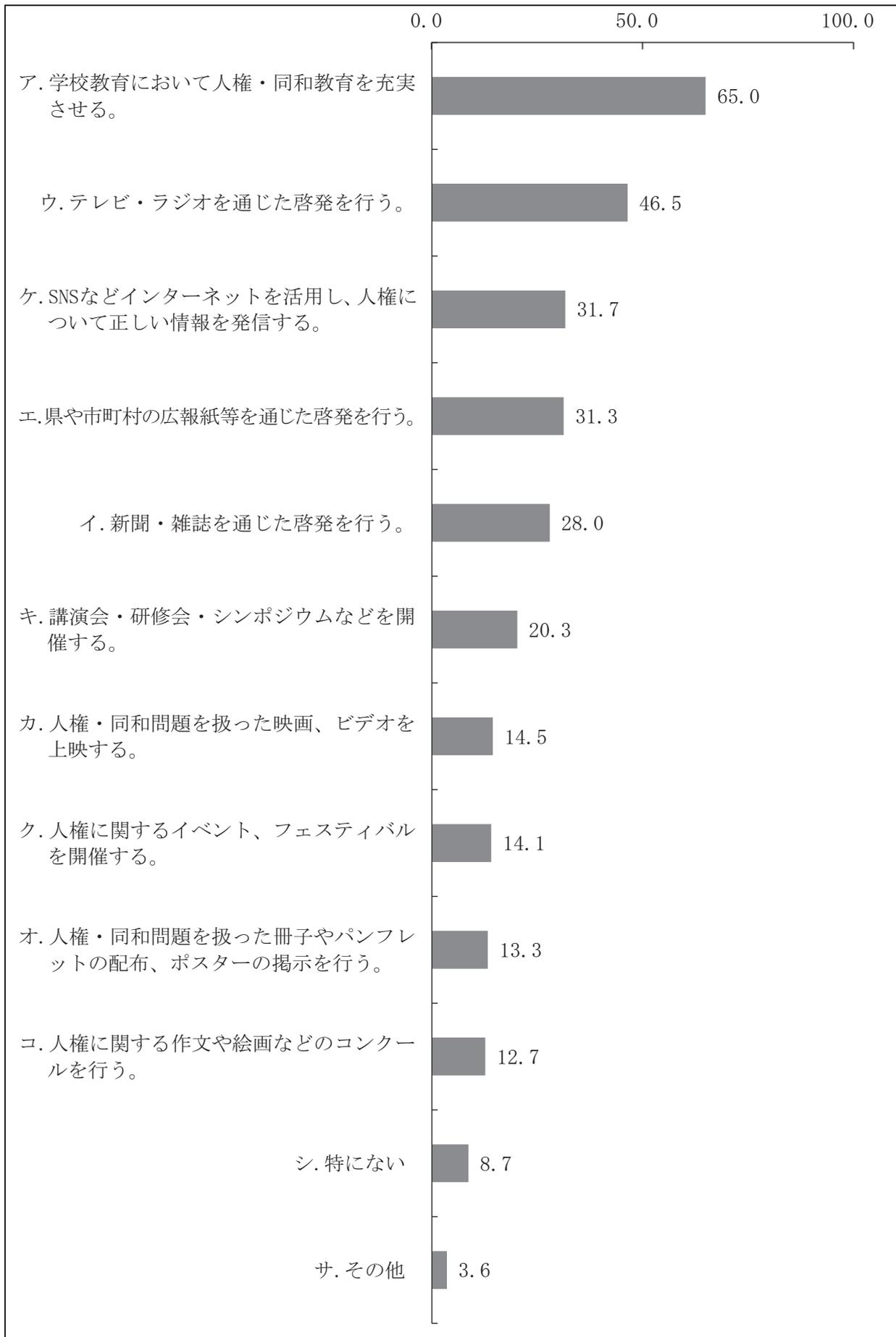


イ、今後の啓発活動

質問16 社会には人権に関わるさまざまな問題がありますが、現在、あなたが関心を持っているものはどの問題ですか。（この質問では〇はいくつでも結構です）



質問17 人権の尊重意識を高める啓発手段として、どのようなものが効果があると思いますか。(この質問では〇はいくつでも結構です)



日向市人権教育・啓発推進方針改定版

編集・発行：日向市人権教育・啓発推進本部

事務局：日向市総合政策部地域コミュニティ課
人権・同和行政推進室

〒883-8555 日向市本町10番5号

電話 0982-54-0227

Eメール kyoudou@hyugacity.jp